

2014年 ベトナム税制等視察報告書

税制・税務行政
税務専門家制度



東京税理士会 国際部

2014年 ベトナム税制等視察報告書

税制・税務行政

税務専門家制度

東京税理士会 国際部

はじめに



東京税理士会 会長 神津 信一

本会では、2014年4月9日から13日までの間、国際部委員と今回の企画に関する副会長、専務理事、常務理事をメンバーとして、ベトナム税理士会等との協議会を中心とした視察を実施いたしました。

昨今、ベトナム社会主義共和国の経済は急速な発展を遂げており、日本企業の進出も顕著となっています。また、税理士制度が発足して5年が経過し、制度の普及、定着が進められています。

今回のベトナム視察は、同国税理士会からの要請を受け、国際貢献の立場から、日本の税理士制度及び税理士業務についてのセミナーや情報交換等を行い、両国税理士会の友好と制度の発展に資することを目的として実施いたしました。

ハノイ税務総局においては、日本の国税庁長官にあたるブイ・ヴァン・ナム総局長とベトナム税理士会のグエン・ティ・クック会長に面会するとともに、税務総局及び税理士会幹部による協議会を開催し、両国の税務行政及び税理士制度について情報と意見の交換を行いました。また、KPMGのハノイ事務所を訪問し、ベトナムにおける税務全般について詳細なレクチャーを受けました。

ホーチミン税務局においては、多数の税理士が参加したセミナーを開催し、日本の税理士制度を解説するとともに、当地の税理士制度の現状や問題点について協議し、活発な意見交換を交わすことができました。さらに、ホーチミンのチュオン・ザー税理士事務所では、和やかな雰囲気の中で当地の税理士業務や人材育成等について伺いました。

これらの視察を通じて、ベトナムの税理士制度の発展と普及、同国税理士会との友好関係の推進の必要性を痛感いたしました。

この視察の後、本年7月にはベトナム税理士会副会長のディン・ティ・クィバン副会長が本会を訪問され、チュオン・ザー税理士事務所のチュオン・ティ・ナラン税理士と税理士有志の方々からも来訪の希望をいただいています。ベトナム税理士会との親交の和が着実に広がっていると確信する次第です。

本報告書の作成に当たり、参加者は数回に及ぶ事前勉強を行い、当地においては過密なスケジュールにもかかわらず、熱心な視察を行いました。完成した本報告書が少しでも皆様の業務の一助となれば幸いです。

最後に、この視察の日程や現地訪問先の調整等にご尽力頂いたJICA専門家中川吉之氏に、心より感謝申し上げます。

ベトナム訪問視察報告書の 発刊にあたって



東京税理士会 国際部長 田尻吉正

東京税理士会では、神津会長を団長に総勢17名の役員、国際部員（事務局2名を含む）で4月9日（水）～13日（日）まで4泊5日の日程でハノイ・ホーチミンを訪れ、ベトナム税務総局、ベトナム税理士会を訪問視察した。

2005年12月に東京税理士会国際部が同規模の視察訪問を実施しているので、今回は9年振り2度目の視察訪問ということになる。2005年のベトナムはWTOに加盟し、国際経済の仲間入りを果たした時であった。また2001年から2010年の税制改革の下、税務専門家制度の導入を模索していた時代であったが、まだ税理士制度は成立してなかったのである。ベトナムでは2008年に税務管理法なる法律で税務関連サービスを提供する組織についての規定がなされているのであるが、この法律の下2008年4月に通達が出されて税理士制度の詳細が定められた。そして2009年には初めての税理士試験が開始されたのである。しかしまだ通達による規定であるため、ベトナム財務省は2016年から2020年の税理士制度発展計画の中で税理士法を制定することを目指している。

また我が国をはじめとして韓国、ドイツ、フランス、EU、OECDなどもベトナムが世界と協調できる税制や税務専門家制度を確立できるよう協力援助を展開している。特に我が国は、これに熱心に取り組んできているところである。今回我々のベトナム訪問に当り訪問先関係部署との調整をして頂いたり、現地の詳細な情報を頂いたりした中川吉之氏は、国税庁からJICA専門家として現地に出向され、ベトナムの税制及び税理士制度の普及に尽力されており、ベトナム税務総局やベトナム税理士会からも高い評価を得ておられる方である。今回の視察訪問が実現でき、何とかこのような報告書が発刊できるのは中川氏のご尽力の賜物であり深く感謝する次第である。

創成期に当たるベトナム税理士会は、2014年4月現在 税理士サービスを提供できる者が158法人とまだ少なく、我々の訪問にあたり日本ではなぜ税理士会員数が7万人超の規模となり、制度が充実してきたのかという点について話をしてほしいと要望を受けたのである。そこで我々は、ベトナム税務総局・ベトナム税理士会との協議会を通じ、我が国税理士制度の仕組みについて説明をすると共に、税理士制度におけるベトナムと日本との違いを指摘し、税理士事務所が抱える問題点などにつき協議を行った。各協議会は長時間となったが大変盛り上がり、熱心な質問を受け、我々の帰国後も多くの質問が寄せられている。また、我々の訪問の後も相互税理士会の交流は緊密である。本年5月12日にはベトナム税務総局の幹部の方々が日税連に来訪され、我が国税理士の登録制度や綱紀規定につき説明をさせて頂いた。更に、7月11日にはクイバンベトナム税理士会副会長が東京税理士会を表敬訪問されている。今回の我々の訪問を通じ、近い将来必ずやベトナムでも立派な税理士制度が確立されるだろうと確信した次第である。

東京税理士会の会員の皆様にはこの報告書を是非ご一読頂きベトナムの税制や税務専門家制度の実態を知る上での参考にして頂き、関与先業務に役立てて頂ければ幸いである。

最後に、今回のベトナム視察訪問に当たり多くの予備知識や情報を頂いたベトナムKPMGの古屋秀規様、谷中靖久様に感謝を申し上げますとともに、裏方で努力尽力頂いた小竹愛さんをはじめ東京税理士会の事務局の皆様にも深く御礼申し上げます。

視察参加者（18名）

	会 長	神 津 信 一
	副 会 長	伊 藤 佳 江
	専 務 理 事	瀬 上 富 雄
	専 務 理 事	足 達 信 一
	総 務 部 長	加 藤 眞 司
	国 際 部 長	田 尻 吉 正
	企画戦略室室長 ・国際部委員	鈴 木 雅 博
	国際部副部長	鳥 居 勇
	国際部副部長	江 守 浩 一
	国際部委員	相 澤 康 晴
	国際部委員	藤 本 則 子
	国際部委員	神 谷 一 夫
	国際部委員	浪 川 裕 良
	国際部委員	谷 中 和 也
	国際部委員	平 山 幸 保
	事 務 局	稲 留 健 吾
	事 務 局	林 香 織

日 程 表

目次	年月日	地名	現地時間	スケジュール
1	平成26年 4月9日 (水)	東京(成田) ハノイ着	10:00 14:30 17:00	空路、ハノイへ 到着後、ホテルへ JICA専門家中川吉之氏による説明会 ～ベトナム税制、税務行政、税理士制度について～
2	4月10日 (木)	ハノイ ホーチミン	8:30—9:00 9:00—11:30 午後 20:00 22:00	ベトナム税務総局の総局長、ベトナム税理士会会長への表敬訪問 ベトナム税務総局及びベトナム税理士会との意見交換 ～ベトナム税理士制度の現状と発展に向けた取り組み～ KPMG税理士法人ハノイ事務所訪問 ～移転価格税制を中心に～ 空路、ホーチミンへ 到着後、ホテルへ
3	4月11日 (金)	ホーチミン	8:30—9:00 9:00—11:30 14:00—17:00	ホーチミン税務局長を表敬訪問 ホーチミン税務局及びベトナム税理士会との意見交換 ～ホーチミン市における税務当局と税理士の協力体制について～ ホーチミンにおける税理士を対象に本会主催セミナーを開催 ～日本の税理士制度及び税理士業務について～
4	4月12日 (土)	ホーチミン	午前 22:30	チュオン・ザー税理士事務所との意見交換 ～若手税務専門家の人材育成について～ タンソンニャット国際空港着
5	4月13日 (日)	ホーチミン発 東京(成田)着	0:30 7:45	空路、東京(成田)へ 到着後、入関手続、解散

訪問先一覧（視察順）

①事前説明会

～視察～（4月9日）

説明者：中川 吉之 氏（JICA 専門家）

②ベトナム税務総局

～視察～（4月10日）

説明者：Ms.Tao Thi Hoang Auh

③ベトナム税理士会

～視察～（4月10日）

説明者：Ms.Nguyen Thi Cuc (President)

④KPMG ハノイ事務所

～視察～（4月10日）

説明者：Mr.Nguyen Hai Ha (Senior Manager)

谷中 靖久 氏（マネージャー）

古屋 秀規 氏（アシスタントマネージャー）

⑤ホーチミン税務局

～視察～（4月11日）

説明者：Mr.Nguyen Dinh Tan (Director)

⑥チュオン・ザー税理士事務所

～視察～（4月12日）

説明者：Ms.Duong Thi Ngoc Lan (President)

目 次

はじめに

視察報告書の発刊にあたって

視察参加者名簿

日 程 表

訪問先一覧

第 1 章 税政・税務行政	1
I ベトナムの投資環境について	3
II 個人所得税	6
III 法人所得税	9
IV 付加価値税	12
V 日本ベトナム租税条約	15
第 2 章 JICA 専門家中川吉之氏による説明会（4 月 9 日視察）	19
第 3 章 ベトナム税務総局・ベトナム税理士会（4 月 10 日視察） ベトナム税理士制度の現状と発展に向けた取り組み	27
第 4 章 KPMG ハノイ事務所（4 月 10 日視察）	43
第 5 章 ホーチミン税務局 ①（4 月 11 日視察）	53
第 6 章 ホーチミン税務局 ②（4 月 11 日視察）	63
第 7 章 チュオン・ザー税理士事務所（4 月 12 日視察）	77

その他資料

I 4月9日関連資料	85
「税務行政改革プロジェクトの概要」	87
「ベトナムの税理士制度の概要と問題点」	92
「ホーチミン市における税務当局と税理士の協力」	94
II 4月10日関連資料	97
「プログラム」	99
「ベトナムにおける税理士管理業務の概要」	101
「ベトナム税理士会（VTCA）の組織、機能及び業務概要」	115
「2020年までの税理士制度発展計画」	128
「ベトナム税務の概要」	137
「Vietnam Tax Administration & Transfer Pricing DRAFT」	159
III 4月11日関連資料	175
「ホーチミン税務局の概要」	177
「プログラム」	184
「税理士セミナーのための税務手続サービスの営業活動状況の概要 及び東京税理士会訪問・調査報告について」	185
視察を終えて	188
おわりに	189

第 1 章

税制・税務行政

I ベトナムの投資環境について

国際部委員 小 出 一 成

1 はじめに

アセアン諸国の中でも新興国として経済的な発展が著しいベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」という）は、2013年には一人当たり地のGDPが1,960米ドル（2012年の一人当たりのGDPは1,528米ドル(注1)）となり、中進国としての地盤を固めつつある。これはベトナムが日本、韓国及び台湾等海外に製造・販売拠点を求める先進国から地理的条件が良いうえ、アセアンでは、インドネシア及びフィリピンに次ぐ9,000万人を超える人口とその人口の60%程度を30歳以下の国民が占め、学歴や識字率が高く、また政治的にも共産党一党体制が安定し、投資しやすい条件が整っているためと考えられる。歴史的にも1986年からドイモイ（刷新）政策採択により、市場経済システムの導入と対外開放化を推進しているため、社会主義共和国の中でも日本をはじめとした外資が進出しやすい環境にある(注2)。

しかしながら、いまだ市場開放途中ということもあり、かつ、税制をはじめとした法令が頻繁に変更されるため、投資の際には十分に留意する必要がある。

2 一般事項



国名	ベトナム社会主義共和国
地形	約33万平方キロメートル（日本の0.88倍）
	北は中国、西はラオス、カンボジア、東と南は南シナ海に面している
人口	約9000万人（2013年11月1日時点）
	人口増加率 1.06%（過去10年平均）
	2大都市は南部のホーチミン（800万人）と北部のハノイ（710万人）
首都	ハノイ
民族	キン族約86%、他に53の少数民族
言語	ベトナム語、文字はアルファベットを用いて6つ（南部は5つ）の声調記号を付す
宗教	仏教、カトリック、カオダイ教他

出典：JETRO アジア研究所

3 日本のベトナムに対する投資

日本のベトナムに対する直接投資は徐々に伸び続け、2011年に日本の投資金額はベトナムの投資53ヶ国と地域のうち2番目（1番目は香港）となった。

2012年からは日本が香港を超えてベトナムへの投資金額が一番目になった。この地位は2013年末まで維持されている。

2011年	投資件数	285件	投資額	24億3,800万ドル
2012年	投資件数	444件	投資額	55億9,300万ドル
2013年	投資件数	500件	投資額	58億7,500万ドル

[出典] ベトナム外国投資庁

4 進出形態の種類

(1) 共通投資法に規定される投資形態

2006年7月1日発効の共通投資法には、直接投資の形態として、以下の7つが規定されている。

- ① 100%独資
- ② 合弁企業
- ③ 事業協力(BCC)、BOT、BTO及びBT契約による投資(注3)
- ④ 営業開発への投資
- ⑤ 株式の購入または出資
- ⑥ 企業の合弁及び買収
- ⑦ その他の直接投資

(2) 統一企業法に規定される会社形態

共通投資法と同日付けで発効された統一企業法により、会社の種類は、以下の中から選択できるようになった。

- ① 有限会社（1人有限会社及び2人以上有限会社に区分される）
- ② 株式会社
- ③ 合名会社
- ④ 私営企業

なお、合名会社は2人以上の個人が出資し、私営企業は1人の個人が出資する形態である。組織が出資する場合には有限会社か株式会社の形態となる。外国企業が直接投資をする場合、有限会社の形態を選択することが通常である。

(3) 外国投資企業の出資に係る留意点

外国投資企業の出資に係る留意事項は以下のとおり。

- ①投資期間 最長50年、政府の承認を得れば70年まで延長可能。
- ②最低法定資本金 原則自由（金融業や不動産業には個別規定あり）。総投資額の30%以上を法定資本金とする規制は廃止されたものの、実務上、会社の運営に必要と認められる金額を拠出しないと審査時に却下される可能性がある。
- ③法定資本金払込み 会社設立時に一括して払い込むか、定款に記載された期間内に分割して払い込むことが可能。正当な理由なく期日内に払い込まれない場合には、投資許可証発給機関が投資許可証を回収する権限を有する。
- ④出資比率 原則自由（一定業種については外国企業に対する出資規制がある）。
- ⑤出資方法 ベトナム通貨、交換可能な通貨、金、現物出資（土地所有権、知的財産等その他の財産も可能）。
- ⑥法定資本金の変更 増資、譲渡、減資は投資許可証発給機関への事前申請・承認が必要であるが、減資は実務上、容易ではない（1人有限会社では減資は法令上禁止されている）。

(注1) [出典] JETRO資料より

(注2) ベトナム政府電子新聞公布情報に基づきKPMGにて作成

(注3) 事業協力契約(BCC)とは、ベトナム側の当事者と外国側の当事者が法人を設立することなく、契約に基づいて事業を行う投資形態をいう。石油・ガスなど天然資源の探査・採掘や通信・ホテル事業などの比較的短期間のプロジェクトに利用される。BOT (Build Operation Transfer)、BTO (Build Transfer Operate)、BT (Build Transfer) は、主としてインフラ施設の建設事業に利用され、外国投資家とベトナム政府機関の間で契約が締結される。

II 個人所得税

国際部委員 茂木 和 夫

1 制度の概要

ベトナム個人所得税（以下「PIT」という）は、居住者と非居住者の区分が重要で、課税範囲と税率が異なる。税収に占める割合は約18%である。

2 納税義務者

PITの納税義務者は次のようになっている。

(1) 居住者

居住者に対しては、全世界所得がPITの課税対象となるが、支払地を問わずにベトナム国内外で得たすべての所得に課税されることになる。ここでいう居住者とは、ベトナムに滞在する期間が183日以上である個人をいう。

(2) 非居住者

非居住者に対しては支払地を問わず、ベトナムを源泉とする所得のみが課税対象となるが、居住者以外の個人を非居住者という。

3 課税所得

(1) 給与所得

雇用者から支払われる金銭及び経済的利益が課税所得になる。

- ① 給与、賃金及びこれに類する報酬
- ② 雇用者から支払われる生活手当等（食事手当、通勤手当等）
- ③ 科学技術の計画・研究に従事したことにより支払われる報酬、書籍又は新聞の原稿料、各種仲介料等
- ④ 専門家団体や業界団体からの報酬、取締役報酬、監査役報酬、プロジェクト管理委員会その他の委員会の委員を務めたことにより支払われる報酬
- ⑤ 雇用者が供与する家賃、光熱費及び法定外の保険料などの給与以外の手当、現物給与
- ⑥ 賞与

(2) 給与所得以外の所得

事業所得、資本投資所得（利子、配当）、資本譲渡所得、不動産譲渡所得、賞金等の一時所得（1,000万ドン以上が課税対象）、ロイヤリティ所得、フランチャイズから得る所得（1,000万ドン以上が課税対象）、相続・贈与所得（1,000万ドン以上が課税対象）

4 短期滞在者免税

次の条件の全てを満たす場合、給与所得に係るPITは免税とされる。

- (1) 暦年の総滞在日数が183日を超えないこと。
- (2) 給与等を日本法人が支払っていること。
- (3) 給与等をベトナム法人又は恒久的施設が負担しないこと。

5 非課税所得

次の15種類の所得は非課税所得とされている。

- (1) 労働者本人及び親族の不治の病の治療に対する雇用者からの援助金
- (2) 夫婦間、親子間、祖父母と孫間、兄弟姉妹間の不動産譲渡所得
- (3) 個人がベトナムで唯一所有する住宅及び住宅用の土地所有権の譲渡所得
- (4) 法律に基づき国から使用料を無償又は減額されている土地所有権から生じる所得
- (5) 夫婦間、親子間、祖父母と孫間、兄弟姉妹間の不動産贈与及相続
- (6) 個人や家計が国から割り当てられた農地を合理化する為の土地所有権の交換差益
- (7) 零細個人や家計が農林漁業等の事業から得る所得
- (8) 銀行預金等及び生命保険契約に基づく利子所得
- (9) ベトナム系外国人、外国在住のベトナム人等からの送金
- (10) 残業代及び夜勤に係る賃金について労働法に定めた昼間勤務及び通常勤務時間の賃金に対する割増部分
- (11) 社会保険法に基づき、社会保険基金より支給される年金
- (12) 奨学金
- (13) 生命保険契約、損害保険契約により支払われる保険金、労災により法律に基づき支給される補償金、その他の賠償金
- (14) 慈善目的、人道目的、修学促進目的など非営利目的で運営される慈善基金で、所轄する国家機関から設立されたものからの給付
- (15) 政府・非政府組織の国外支援機構で所轄する国家機関から認可されたものから慈善・人道を目的に支給される義援金

6 給与所得に対するPITの算出方法と税率

- (1) 所得控除
 - ① 社会保険料控除・・・健康保険、社会保険、失業保険等の支払額
 - ② 任意年金基金の掛金
 - ③ 基礎控除・・・月額900万ドン、年額1億800万ドン
 - ④ 扶養控除・・・一人当たり月額360万ドン
 - ⑤ 寄付金控除・・・慈善基金、人道基金、学習促進基金への寄付金

7 税率

居住者が給与所得に適用する税率は累進税率となるが、非居住者については一律に20%が適用される。

8 申告納税

月次の申告納付と年次の申告納付がある。月次は翌月20日までに行うが、年次は年末から90日以内に確定申告を行うことになっている

出典 ジェトロ・ウェブサイト

Ⅲ 法人所得税

国際部委員 神田 宗豪

1 概要

以前のベトナムでは社会主義体制のもと国営企業しか存在しなかったために、法人税という概念がなかった。しかし、1986年にドイモイ政策を開始し、市場経済メカニズムが導入され国内市場が開放されると、民間企業と外資系企業が経済活動の中心を担うことになり、その利益に課税すべく法人税の原形が誕生した。

その後、外国企業の投資を促進させるべく優遇措置を設け、税の算出方法や税務調査方法を体系化し、1997年に法人所得税 (Corporate Income Tax) が導入された。現在のベトナムにおける法人税は、2009年に改正された法人所得税法によって規定されている。

ベトナムの法人所得税は、日本と同じく益金から損金を控除した課税所得が課税標準となる。ただし、損金として認められる金額がその会社の生産や営業活動に直接起因するものに限定され、広告や販売促進に関わる費用などは原則損金に算入されないなど、ベトナム特有の規定も数多く見受けられる。また、日本のように法人事業税や法人住民税などの地方税はなく税収はすべて国が管理している。

2 税率

現行の標準税率は22% (前年の総売上が200億ドンに満たない場合には20%) である。2013年までは25% (それ以前は28%)、2016年からは20%と、海外企業の投資促進と国内企業の競争力を高めるために税率は低下傾向にある。

ただし、下表のとおり現行の標準税率を近隣諸国と比べた場合、その水準は平均的であるといえる。

	(2014年現在)					
	ベトナム	タイ	フィリピン	香港	中国	マレーシア
法人税の標準税率	22%	20%	30%	16.5%	25%	25%

出典:「ベトナムにおける税務Q&A」JETRO

海外企業などの投資促進のために、一定の業種や地域における「新規投資プロジェクト」や「事業拡大プロジェクト」に対し、税率が10%~20%に減免される優遇措置も設けられている。多くの日本企業はこの規定で奨励されている製造業であるため、その恩恵を受けている場合が多い。

このほかに、石油や天然ガスなどベトナムで希少な天然資源の採掘、探査、開発事業に対しては、採掘の場所、埋蔵量などに応じて32%~50%の高い法人所得税率が適用される。

3 納税義務者

ベトナムの法人所得税の納税義務者は大きく内国法人と外国法人に分けられ、それぞれ課税される範囲が異なる。

(1) 内国法人

ベトナムにおける企業法などにより設立された企業 他

(2) 外国法人

海外の会社法などで設立された法人で、ベトナム国内に事業を行う恒久的施設 (Permanent Establishment 「PE」 ※) を有する法人 他

※「PE」とは、支店、工場、天然資源の開拓場所、外国企業の代理人などをいう。

4 課税所得

財務諸表における税引き前利益に損金不参入項目などの税務調整を加えて課税所得を計算するのは日本と同様である。また、欠損金も最長で5年間の繰越控除が認められている。

なお、外国企業には法定監査後の財務諸表の提出が義務付けられている。

課税所得を計算するうえで最も特徴的で日本の場合と異なるのは、損金算入規定であり、ベトナムの法人所得税を理解するうえで非常に重要であるため以下に説明する。

損金算入の要件は原則として次の2つの条件を満たす必要がある。

(1) 生産（営事）活動に直接関連する費用

ベトナムでは、広告宣伝費やマーケティング費用、会議費、交際費などは営業活動に直接関係ないものとして原則損金に算入されない。例外的にこれらの項目以外の損金算入額の10%~15%に限り損金算入が認める規定が設けられているが、かなり限定的である。また、就業規則や労働契約書に定められていない従業員への賞与なども損金に算入できない。

(2) 法定の要件を満たす公式なインボイスなどで費用の証明ができること

損金を証明する証憑は原則として要件を満たしている付加価値税のインボイスが必要であり、その裏付けのない費用の損金算入は認められない。

コード番号、会社名、住所など全ての情報が正確に記入されている必要があり、契約書や通関書類等も完備しておく費用がある。それらの証憑はすべてベトナム語でなければならない。日本語の契約書などの場合には翻訳を添付しおかなければならない。

また、2,000 万ドン以上の取引に関しては、銀行送金の証明も必要である。

ベトナムでは、これらの課税所得計算の適性や合法性を判断する決定権は税務署が有しているという点も特徴的である。

5 申告、納税

法人所得税の申告は、四半期毎の予定申告と年1回の確定申告が義務付けられている。

(1) 四半期予定申告

四半期末より30日以内に、予定申告と納税を行う。予定納税額の計算は、日本のように前年実績に基づくのではなく、実際に所得金額を計算する方法と実際の益金に前年度の益金と課税所得の比率を乗じて見積もる方法のいずれかを選択できる。

(2) 確定申告

期末より90日以内に、確定申告および予定納税額の精算を行う。ベトナムでは暦年課税が原則であるが、四半期末(3月、6月、9月)へ決算期を変更することもできる。

IV 付加価値税

国際部委員 三 森 れ い 子

1 制度の概要

ベトナムにおける付加価値税（以下、「VAT」という。）は、事業者が、売上にかかるVATを徴収し、仕入にかかるVATとの差額を納税するという点では日本の消費税とおおむね同じである。

2 納税義務者

VATの納税義務者は、VATの課税対象となる物品およびサービスをベトナム国内で製造、販売、輸入する法人（公益法人・外国法人を含む）及び個人である。

3 課税対象

ベトナム国内で製造、販売、および消費を目的として提供された商品およびサービス（海外から輸入された商品及びサービスの提供を含む）で、非課税の対象となるもの以外のものが課税対象となる。輸出取引は0%の税率となるが、それには次の要件を満たすことが必要である

- (1) 海外企業とのサービス支援契約書を有する。
- (2) 銀行送金証明書を有する
- (3) 海外企業がベトナムにおいて恒久的施設を有しないことについて書面で約束している（サービスの提供の場合のみ）。

(注) 輸出サービスの判定にあたっては、これまでベトナム国内に恒久的施設がなければ0税率が適用されていたが、2013年の改正により、恒久的施設の有無に関わらずサービスの消費地がベトナム国外であるかどうかによって判定されることとなった。

4 非課税取引

社会政策的見地から、通達により、次のような諸品・サービスは非課税となっている。

- (1) 農林水産物等（未加工または半加工）
- (2) ひな、卵、種子等国内の生産用動植物
- (3) 上下水道、農業用水路
- (4) 天然海塩、岩塩、食塩等
- (5) 国有住宅の売却
- (6) 土地使用権の譲渡
- (7) 生命保険、健康保険、損害保険、学生保険、農業保険等
- (8) 各種クレジットサービス、投資ファンド、株式取引、負債の譲渡、為替取引等
- (9) 医療サービス

- (10) 国の郵政・通信・インターネット事業
- (11) 公共衛星、排水、該当の維持サービス、動植物園の維持管理、葬儀費用等
- (12) 公共的、文化芸術的な施設の維持・修理・建設
- (13) 法により規定される職業訓練サービス
- (14) 国家による放送サービス
- (15) 教科書・新聞の出版、一部の書籍・ビデオ等の政策及び販売
- (16) 公共交通機関
- (17) 国内で生産できない機械・設備等で一定のものの輸入
- (18) 武器・軍事設備
- (19) 人道支援のための物資の輸入
- (20) 輸出品生産・海外委託加工契約のための原材料等の輸入、非関税地域での取引
- (21) 技術移転およびソフトウェア（0%対象の輸出ソフトウェアを除く）
- (22) 加工されていない金
- (23) 輸出天然資源
- (24) 障害者用義手・義足・車椅子
- (25) 最低賃金以下の個人事業主の販売する物品・サービス
- (26) 支払利息
- (27) 合法的な免税店で販売される免税品、国の徴収業務、地雷調査等

5 仕入VATの控除要件

売上VATから仕入VATを控除するためには次の要件を充たす必要がある。

- (1) 公式インボイスまたは外国契約者に代わって外国契約者税を納付した場合の納税証明書の添付
- (2) 銀行送金証明（2,000万ドルを超える取引の場合）
- (3) 契約書、通関申告書（輸出取引の場合）

6 仕入VATの還付

連続する12か月間の累計仕入VAT額が売上VAT額を超えた場合、当該超過金額は期限なく繰り越すことができ、かつ還付請求に切り替えることもできる。還付申請できるのは次のような場合である。

- (1) 連続する12ヶ月間において、相殺されない仕入VATがある。
- (2) 相殺していない仕入VATが3億ドル以上ある。
- (3) ライセンス機関に企業登録を済ませた新設企業で、VAT登録も済ませているが、正式稼働前で売上VATが発生していない、かつ、投資期間が1年以上である。

7 税率

標準税率は10%であるが、政策的見地から一部の取引については0%および5%が適用されている。

(1) 0%適用

輸出品、輸出サービス、国内輸出、その他国際輸送、航空・海上サービス、輸出加工業の建設・据付等

(注) 例外として次のものは除外される。

- ① 海外の再保険
- ② 技術移転サービス、知的財産権の譲渡、資本譲渡、外国投資
- ③ 海外への郵便、通信
- ④ 未加工の天然資源の輸出
- ⑤ 海外の顧客へ国内で提供されるサービス（スポーツ等のイベント、会議、ホテル、トレーニング、広告、旅行、オンライン決済、デジタル化等）
- ⑥ 輸出加工企業（区）へのガソリン・車両の販売、住宅リース等

(2) 5%適用

水（ミネラルウォーターを除く）、肥料、家畜飼料、運河等の造成に関するサービス、未加工または半加工の農産品、漁網用材料、生鮮食品、砂糖、竹製品、農業機器、医療器具、補助教材、芸術文化活動、幼児玩具、科学技術に関するサービス、社会公益住宅の販売及び賃貸

(3) 10%適用

- ①②以外の物品およびサービスで、非課税以外のもの

8 申告、納税

毎月決済発生日（VATインボイス発行日）の翌月20日までに申告し、同時に納税をしなければならない。

ただし、2013年の改正により、2014年1月からは、前年度の売上が200億ドン以下の納税者については四半期申告とされ、四半期末の翌月30日までに申告・納税を行う。

参考資料：KPMG 日本人マネジメントのための「ベトナム税務のアップデート」
：JETRO 海外ビジネス情報 http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_04/

V 日本ベトナム租税条約

国際部委員 望月文夫

1 条約の概要

日本とベトナムとの間の租税条約は平成7年(1995年)10月24日に署名され、同年12月31日に発効した。日本にとっては43番目の租税条約であり、ベトナムにとっては10番目の租税条約である。現状、新たな租税条約改正の動きは見られないことから、しばらくの間は現行の租税条約が適用されることになると考えられる。

以下、日本ベトナム租税条約の概要を掲げることとする。

2 第1条(人的範囲)

本条約の適用対象者は、日本又はベトナムの居住者、及び両国において居住者とされる者である。本条約の特徴は、実態のない企業等(いわゆるペーパーカンパニー)に対して条約を適用しないことである(議定書4)。

3 第2条(対象税目)

本条約の対象税目は、日本の場合、所得税、法人税及び住民税である。一方、ベトナムにおいては、個人所得税、利得税、利得送金税、外国契約者税、外国石油下請契約者税及び使用料税である。ただし、国際運輸業所得(8条)では事業税を、情報交換(24条)では、これら以外の税目も対象としている。

4 第5条(恒久的施設(PE)の範囲)

ベトナムはいわゆる開発途上国に属することから、本条約は恒久的施設の範囲をOECDモデル租税条約よりも広げている。すなわち、大規模な自国企業を持たないベトナムにとっては、日本企業の投資に基づく経済活動の結果生じる利益について源泉地国課税の範囲を広げることで、法人税の確保を図っている。

まず、恒久的施設の定義については、通常の条約と同様、「事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行なっている場所をいう」ものとしている。これには、支店、事務所、工場、作業所、天然資源を採取する場所等が例示されるほか、次の6つについても恒久的施設となると規定している。

- (1) 6か月を超えて存続する建築工事現場等
- (2) 6か月を超えて行われるコンサルタント活動
- (3) 企業に代わって、その企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する代理人(「契約締結代理人」。ただし、独立代理人を除く)
- (4) 企業に代わって、物品又は商品を常習的に保有し、それらを反復して引き渡す代理人(「在庫保有代理人」。ただし、独立代理人を除く)

- (5) 保険料の受領又は保険契約をする保険業者
- (6) 30日を超える天然資源の探査活動

次に、恒久的施設に該当しないものとして、当時の国際標準であった「準備的補助的活動はPEに該当しない。」としている。

5 受動所得に関する源泉徴収税率

- (1) 配当(10条)
配当に対する源泉地国での課税について、10%としている。
- (2) 利子(11条)
利子についても源泉地国での課税について10%としている。
- (3) 使用料(12条)
使用料についても源泉地国での課税について10%としている。
- (4) 源泉税の軽減の手續
日本では原則として20%だが、租税条約の規定により源泉徴収税率が軽減される場合には、「租税条約に関する届出書」を事前に提出する必要がある。ベトナムは源泉徴収税率が日本とは異なるが、租税条約上の軽減措置を受ける場合の手續規定が定められている。

6 給与所得(15条)

給与所得についても他の租税条約と類似している。雇用関係に基づき相手国において行う勤務から取得する給料、賃金、その他これらに類する報酬については、相手国においても課税することができること(役務提供地課税の原則)を規定している(1項)。

ただし、次の3つの要件をすべて満たす場合には、この役務提供地課税の原則について、短期滞在者免税(いわゆる183日ルール)が適用される(2項)。183日の計算方法については、日米租税条約や日英租税条約などとは異なっており、日中租税条約などと同様のカウント方法が採用されることに注意されたい。

- (1) 相手国における滞在期間が、一暦年に合計183日を超えないこと
- (2) 報酬の支払者が相手国の居住者(法人を含む)でないこと
- (3) 報酬が相手国に得る恒久的施設等により負担されないこと

なお、短期滞在者免税(いわゆる183日ルール)の適用を求める場合には、日本においては「租税条約に関する届出書」を提出する必要があるが、ベトナムにおいても類似の国内手続を行う必要があるので注意されたい。

7 役員報酬(16条)

法人の役員の報酬については、実際の役務の提供がどこの国で行われたかを問わず、その法人の居住地国においても課税できることを規定している。この点、役員報酬は給与所

得と厳格に区分される。例えば、わが国の居住者がベトナムの居住者である法人の役員として受け取る報酬については、仮にその者が非常勤役員であり、ベトナムに滞在していなかったとしても、法人の居住地国であるベトナムに課税権があることを意味する。

8 みなし外国税額控除（タックス・スペアリング・クレジット）

本条約では、日本がベトナムの経済開発促進のために講じている措置を減殺しないために、実際には納付していた税額を納付したとするみなし外国税額控除を認めていたが、2011年1月1日に廃止された（22条5項）。

（参考資料：『日ベトナム租税条約の解説』（1996年 日本租税研究協会）

第2章

JICA 専門家中川吉之氏による説明会

第2章 JICA 専門家中川吉之氏による説明会

国際部委員 鈴木雅博

ホテル到着後、16:00より、JICA 専門家中川氏より今後の研修の再調整と再確認が行われた。以下当日資料に沿ってコメントする。なおその大枠は以下の項目であった。

なお「3. 会議報告書」と「4. 報告書について」は現状把握として貴重な資料であるので、後掲の4月9日関連資料を参考にされたい。

(項 目)

1. 税務行政改革プロジェクトの概要
2. ベトナムの税理士制度の概要と問題点
3. 会議報告書（ホーチミン市における税務当局と税理士の協力）
4. 報告書（税理士セミナーのための税務手続きサービスの営業活動状況の概要及び東京税理士会訪問・調査報告について）



会議風景

I 税務行政改革プロジェクトの概要

JICA 専門家中川氏はフェーズ3の最終年に勤務中でまず2005年8月から現在までの概要説明をうけた。その流れは次の様である。

1 概 要

(1) フェーズ1 2005年8月～2008年7月

担当官 岡村専門家（国税庁より派遣）、錦織専門官（公募）、ベトナム人職員1名
テーマ 「納税者サービス」、「税務調査」、「職員訓練」

(2) フェーズ2 2008年8月～2011年7月

担当官 長谷川専門家（国税庁より派遣）、錦織専門家（公募）、ベトナム人職員1名
テーマ 「税務広報・租税教育」、「職員訓練の改善」

(3) フェーズ3 2011年9月～2014年8月

担当官 中川専門家（国税庁より派遣）、ベトナム人職員1名
テーマ 「税理士との協力の強化」、「国際課税」

本会が訪問したのは、まさに「税理士との協力の強化」がテーマの時期であり、このテーマの対応が求められる結果となった。今後3年計画のフェーズ4も実施の方向でありテーマは未定だが「税務争訟（不服申立及び税務訴訟）」等と聞いている。

2 プロジェクト実施の経緯と現状

(1) プロジェクト実施の経緯

JICA 専門家中川氏の説明は以下のとおりであったが、租税教育の導入などは、大変興味深い箇所であった。

- ① 2004年当時の国税庁長官が、過去の仕事の中でベトナムとの関わりが深く、ベトナムに個人的な愛着が強かったことから、ベトナムに対する知的支援を行うことを強く推進。2005年よりベトナムに国税庁職員をJICA 専門家として派遣することとなった。
- ② 1フェーズを3年で実施してきており、現在第3フェーズの3年目（トータルでは9年目）となっている。この間、個人所得税の申告納税制度の導入や、いくつかの省において租税教育の導入などの新たな取り組みが日本の支援も用いて行われた。

(2) プロジェクトの現状

JICA 専門家中川氏的主要な活動は、ベトナム税務総局のニーズを把握し、①日本やその他の国への研修ツアーを実施、②日本から短期専門家を招聘してセミナーを実施、③セミナーにおいてプレゼンテーションを実施、④日本の税制や税務行政に関する説明と資料を提供することの4つが主である。①から④までの活動の詳細な説明があった。

3 日本の税理士会による当プロジェクトへの協力

日本税理士会連合会、各単位会、支部レベルの協力実績につき7項目ほど説明があった。

4 他のドナーの動向

世界銀行、韓国税務当局、EU、オーストラリア、フランス、OECDからの援助等がありその動向説明があった。

5 プロジェクトがより有効に活用されるために

この項のまとめとしてJICA 専門家中川氏は感想と前置きしたうえで次のとおりコメントしている。

- (1) プロジェクトの活動に、真にその案件を担当する職員の参加を確保する事が大切。簡単なことのように思われるが、発展途上国、社会主義国の特性からして、日本への研修旅行は職員に対する一種の恩恵のように扱われており、改善は難しい。
- (2) プロジェクトが開始されても、ベトナム側でプロジェクトドキュメントの作成や

プロジェクト担当者の選定に長期間時間がかかり、その間はJICA専門家からかなり無理を言っただましだましで活動をせざるを得ない。現在の1つのフェーズを3年とする周期は、一人の専門家が一つのフェーズを最初から最後まで責任を持って行うというプロセスには良いものの、活動が中途半端になる期間があまりにも長い。1つのフェーズを5年といった長期にすれば、フェーズごとに繰り返される無駄を減らすことができる。

II ベトナムの税理士制度の概要と問題点

ベトナムの税理士制度は、誕生から日が浅く、さらに国民性や納税意識の低さから、制度定着にはまだまだ年月が必要と思われる。

特にベトナムで法的に税理士に認められている業務は、①税務書類の作成と②税務代理(調査立会いを含む)の2つのみである。

さらに個人事務所が認められていない点、税務相談の権限が認められていない点、税務調査立会いがほとんど機能していない点、税理士会への登録が任意である点等、まさに障害が多く前途多難な感はぬぐえない。

しかし以下にJICA専門家中川氏の税理士制度発展のためにある如く、地道な法改正が求められるところであるのと、4-(4)のとおりベトナム国民の発想の転換がキーポイントになろう。

さらにベトナム税理士会では「2020年までの税理士制度発展計画」を策定しており、その意欲は並々ならぬものが感じられる。JICA専門家中川氏作成の2-(3)の表が示す通り登録の税理士法人数は一向に伸びる様子がない。計画が計画だけで終わることなく確実に実現されてゆくことを願うものである。

以下JICA専門家中川氏のレジュメをそのまま転載する。

なおベトナム税理士会の「2020年までの税理士制度発展計画」の概要については、関連資料を参考にされたい。

1 ベトナムの税理士制度創設の経緯

- (1) 2005年より始まった日本の税務分野における知的支援プログラムで、現在のクック税理士会会長(当時の税務総局の総局次長)が研修団の一員として2006年3月に日本を訪問。その際、確定申告期に大勢の納税者が税務署に来ており、税理士による無料相談、確定申告対応への人員派遣を見て「これから個人所得税にも自主申告・納税制度を導入するベトナムにも、必ず税理士サービスが必要になる時が来る。」と確信し、ベトナムにおける税理士制度の創設を決意。
- (2) クック会長は総局次長のポストを最後に退職した後、財務省幹部、税務総局幹部に働きかけ、税理士制度の創設とベトナム税理士会の創設が決定。ベトナム税理士会に対する支援として、オフィスを財務省が無償で提供することが取り決められた。
- (3) 税務管理法第20条に税務関連手続きサービスを提供する組織について規定がおかれ、この第20条の下で、2008年4月3日に通達No. 28/2008/TT.BTCが発出され、税理士制度の詳細を定めることにより、ベトナムにおいて税理士制度が発足した。
- (4) 通達No.28の内容を更新するため2011年春ごろより作業を開始し、2012年7月に

通達No117/2012/TT.BTCを発出。これまで、本局に税理士の管理の全てが集中していたが、管理権限の一部を省・市税務局に移管した。税理士と税務当局の距離が近くなり、協力関係が進むことを意図している。

2 ベトナムの税理士制度の概要

(1) 税務管理法第20条により、税理士は、納税者と契約を結ぶことにより、税務手続きを行うと共に、納税者の権利を守ることが定められている。具体的には、以下の職務を行うこととされている。

- ① 納税者のために、申告、納税、年末調整をすること。
- ② 税の減免、還付の申請のために資料の取りまとめ、税の減免額、還付額について記述すること。これらの資料を税務当局に提供すること

(2) 税理士サービスを提供するライセンスを受けるには、2人以上の税理士資格保有者で法人を設立し、登録をする必要がある（個人事務所は認められない。）。

(3) 税理士登録数

2011年8月 78法人、 2012年4月 83法人、 2012年12月 105法人
2013年9月 129法人、 2014年 158法人

3 ベトナムの税理士制度の問題点

(1) 法律的に税理士に認められているのは、①税務書類の作成と、②税務代理（調査立ち会いを含む）の2つだけである。

(2) 法律的には、税務相談の権限は監査法により会計事務所に認められ、税理士には認められていない。

(3) 記帳代行・記帳指導の権限についても、会計法により会計事務所に認められており、税理士には認められていない。

(4) 税務書類の作成については、書類に税理士の署名欄があり、ここに署名することにより、法的な効果が税理士に帰属することとされている。会計事務所の多くはこの欄に署名しないことにより、税務管理法違反とならないよう法的効果の帰属を回避している。従って会計事務所が税理士登録をすることなく、税理士のみ認められたはずの税務書類作成の権限を脱法的に行使する状態がまかり通っている。

(5) 監査においても以下の理由により、会計士が税理士の領域を奪っている。

- ① 証券取引所は創設されたものの、企業情報開示はそれほど要求されていない。また資産査定もそれほど求められていない。
- ② 会計監査の重要性もそれほど認識されていない。
- ③ 会計の目的は税金の計算という側面が必要以上に強くなっており、会計事務所による監査においても、税務事項の指摘がかなりの量を占める。

(6) 調査立ち会いをはじめとする税務代理については、以下の理由によりほとんど機能していない。

- ① 税務職員がそもそも税理士制度を認識していない。
- ② 社会主義国及び発展途上国に多い現象であるが、官尊民卑の発想が著しく、税理士を税務当局の対等なパートナーと考える土壌が政府職員に欠如している。

- ③ 納税者との間で強い立場にある税務職員は、税理士が介入してくることによって自己の立場が弱まることを恐れ、調査立ち会いを認めようとしない（税務調査におけるトラブルを招くだけであり、税理士も調査に立ち会わない。）。
 - ④ 税務職員の中に、税理士(及び会計士も)は納税者と結託して合法的あるいは脱法的あるいは違法に税を減免することに加担しているとの思い込みがある。
- (7) 国民の間に納税意識を含めたコンプライアンスの概念が根付いていないため、税理士のサービスを利用しようという発想がほとんどない。
- (8) 税理士会への登録が任意とされており、税理士の一部しか税理士会に登録していない。

4 税理士制度発展のために

- (1) 税理士法を制定し、税務書類の作成、税務代理、税務相談、記帳代行・指導の権限を全て税理士に認める。その際、監査法を改正し、税務相談の権限を税理士に移管する。
- (2) 税務書類の作成などについて厳格に取り締まり、会計士が税理士業務を行う以上、税理士登録をさせる。
- (3) 税理士会への登録を強制とし、税理士会の機能を高める。
- (4) 政府職員の発想、ベトナム国民の発想が変わってこないと、どんなに制度を整えても、税理士制度は発展しないと思われる。これが最も困難な点である。



ホーチミン市内の風景

Ⅲ おわりに

上記概要のように、研修の第1弾はJICA専門家中川氏の講演から始まった。このミーティングの後、いくつもの協議会等が第2章報告の通り連続して開催された。今回の視察は、どちらかというとい日本の税理士制度、税務行政の現場を伝えに行く立場であったが、中川氏の微に入り細に入る事前資料とレポートがあったからこそ、さらに実のある研修になったと思う。

もともと本会では、2005年12月当時ベトナム税制等視察を実施しており、その実績は第589号の本会会報並びに視察報告書に詳細な報告(本会HPにも掲載)がある。

当時ベトナムはWTOへの加盟が近々に予定され、投資環境が一段と改善されつつあり、今後日本企業からの投資注目国となることが期待されていた。また、2006年に税務専門家制度を法制化する時期であった。そのころからおよそ10年が経過したが、今回は当時とはかなり異なった新たな潮流が垣間見られた。

現地で素直に感じた事は我が国との国情の違いや、納税意識の低さにより、これからの多くの困難を予測させるものであった。しかしその一方でこの国の若々しいパワーも感じられる4日間であった。



JICA専門家中川氏と

第 3 章

ベトナム税務総局ベトナム税理士会 ベトナム税理士制度の現状と発展に向けた取り組み

ベトナム税理士制度の現状と発展に向けた取り組み

国際部副部長 鳥居 勇

I はじめに

東京税理士会国際部は、平成26年4月9日～13日の5日間(3泊5日)の日程で、ベトナム視察研修旅行を実施した。参加者は、東京税理士会から16名、事務局から2名、国際協力機構(以下、「JICA」という。)から1名(中川吉之氏・現地で合流)の総勢19名。今回の視察研修旅行では、メインイベントとして、ベトナム税務総局およびベトナム税理士会との協議会を開催した。実施に当たっては、部内にベトナム訪問担当小委員会を設置。また事前準備の一環として、昨年12月の部会開催時に「ベトナム経済事情・税務行政について」と題する勉強会を開催した。時間をかけて準備をしてきたベトナム視察研修旅行の集大成として、現地で行われた協議会の全行程とその内容について順を追って報告する。その前に、ベトナムの税務行政と税理士制度の概要について簡単に触れておく。

II ベトナムの税務行政および税理士制度

ベトナムに税理士制度が発足したのは2008年。税務管理法20条には、税理士は、納税者と契約を結ぶことにより税務手続きを行うと共に、納税者の権利を守ることが定められている。具体的な職務は、①納税者のために申告、納税、年末調整をすること、②税の減免、還付の申請のための資料の取りまとめ、税の減免額、還付額について記述すること、③これらの資料を税務当局に提出すること。

税理士サービスを提供するライセンスを受けるには、2人以上の税理士資格保有者で法人を設立し、登録する必要がある。個人事務所は認められていない。2014年4月現在において、税理士数は1,813人。これに対して税理士法人数は158法人となっている。

ようやく動き出した税理士制度であるが、問題も山積している。まず、法律的に税理士に認められているのは「税務書類の作成」と「税務代理(調査の立ち会いを含む)」の2つだけ。税務相談や記帳代行・記帳指導の権限は、監査法や会計法によって会計事務所のみ認められており、税理士には認められていない。

また税理士会への登録は任意であるため、税理士の一部しか税理士会に登録していない。2014年4月現在では、158法人のうち税理士会に登録しているのはわずか40法人である。

今回の視察研修旅行に同行されたJICA専門家中川氏は、ベトナムにおける税理士制度発展のためには、①税理士法を制定し、税務書類の作成、税務代理、税務相談、記帳代行・指導の権限をすべて税理士に認めること。その際、監査法を改正し、税務相談の権限を税理士に移管すること、②税務書類の作成等について厳格に取り締まり、会計士が税理士業務を行う以上、税理士登録をさせること、③税理士会への登録を強制とし、税理士会の機能を高めること--などを指摘している。

Ⅲ ベトナム税務総局およびベトナム税理士会との協議会

視察研修旅行初日の4月9日は、午後2時にハノイのノイバイ国際空港に到着し、そのままハノイのホテルにチェックイン。夕方から翌日の打ち合わせと、JICA 専門家中川氏よりベトナム税務行政について説明していただき、翌日の協議会に備えた。翌4月10日は、いよいよベトナム訪問のメインイベント、「ベトナム税務総局およびベトナム税理士会との協議会」である。朝8時にホテルのチェックアウトを済ませ、ベトナム税務総局に表敬訪問した。ここでベトナム税務総局総局長とベトナム税理士会会長および副会長と対面。全員揃ったところで会議室に移動し、協議会が盛大に開催された。

1 ベトナム税務総局

協議会ではまず、ベトナム税務総局の納税者支援・広報課長のタオ・ティ・ホアン・アイン氏から、組織の概要や税理士業務管理のための法制度、国による税理士業務の管理内容、税理士業務の現状などについて、通訳（ズン氏）を介して、下記の内容の説明があった。

(1) ベトナム税務総局の概要

税務総局は財務省傘下の機関である。財政省が全土にわたって税金、料金、賦課金（以下、「税」と総称）を含む国内収入を管理し、また法に則った課税を助言し、補佐するために機能している。

① 構造

税務総局は、中央から地方レベルまで行政単位に従った階層構造となっており、以下の3層構造に分かれながらも、中央集権と統一性を堅持している。

ア. 税務総局 イ. 省税務局（63局） ウ. 税務署（706署）

② 職員数

2013年12月31日現在における全職員数は4万4989人である。

（内訳）税務総局 822人、税務局 9,349人、税務支局 3万4,818人

③ 機能

税務総局の体制は、主として以下の4つの機能による管理と個別管理を行う。

ア. 納税者への広報、支援

イ. 税務申告および会計

ウ. 税務監査、検査

エ. 税金未納の管理および強制処理

④ 税務管理方式

ベトナム税務当局は、2004年より自主申告納税方式を試行し、2007年より全国に適用した。

⑤ 管理数

2014年3月31日現在における全国の納税者数は3,690万8,117人。この内、従業員の個人所得税を納税する企業と組織数は72万1,569組織（2%）、世帯数は195万9,681世帯（5.3%）、個人は3,422万6,867人（92.7%）である。

※非農業地の使用税を納税する組織および世帯、個人の納税者は1,700万人以上。

⑥ 税目

ベトナム税制は主として下記の税目で構成されている。

- ア. 付加価値税 イ. 特別消費税（物品税） ウ. 法人税
- エ. 個人所得税 オ. 天然資源税 カ. 農地使用税
- キ. 土地（非農業地）使用税 ク. 環境税
- ケ. その他料金および賦課金

⑦ 根拠法

税務管理法の定めに従って諸税政策の管理を行う。

- ア. 税務管理法第78/2006/QH11号（2006年11月29日付）
- イ. 税務管理法第21/2012/QH13号（2012年11月20日付。税務管理法第78号の一部条項を改正、追加）

⑧ 国家収入

2001年から2010年の国内収入の総計は2,082兆ドン（1,300億米ドル相当）。

2011年から2020年の国内収入の総計は7,746兆ドン（3,873億米ドル相当）と推測されている。これは前10年に比べて3.7倍に相当する。

⑨ 国家歳入

2001年から2010年の歳入は、平均で国内総生産の約23%に該当。歳入は主として税および賦課金から成り、平均で国内総生産の約22%に該当する。

2011年から2015年の国家歳入の予測は、平均で国内総生産の23~24%に該当。このうち税および賦課金から得られる国家歳入は、国内総生産の22~23%に該当する。

2001年から2010年の税金および手数料による国家予算への歳入の増加率は年19.6%に達する。

2011年から2015年の国家予算歳入の増加率は年16~18%を見込んでいる。

(2) 税理士業務管理のための法制度

- ① 2006年11月29日付NO. 78/2006/QH11
- ② 2012年11月20日付NO. 78/2006/QH11を改正、補足する法律。NO. 21/2012/QH13
- ③ 2012年7月19日付NO. 117/2012/TT-BTCにより、2008年4月3日付NO. 28/2008/TT-BTCを更新。
- ④ 2009年2月17日付税務総局決定「316/QD-TCT」により、税理士試験制度に関するルールを公布。

(3) 国家による税理士業務の管理

① 税務総局

- ア. 省税務局とその下部組織が管轄地域において税理士法人およびその勤務税理士を管理監督することを指示・指導
- イ. 税理士の毎年の研修・再研修に関するルール、および税理士試験と税理士資格付与に関するルールを発行、周知し、またそれが実行されるよう指示し、調整
- ウ. 税理士試験のためのプログラムと時間割、研修教材を作成
- エ. 税理士試験を実施し、税理士資格を付与

- オ. 違反を犯した税理士の税理士資格を剥奪
- カ. 最新の登録状況と業務停止状況を踏まえて、税理士法人とその勤務税理士の名簿を公開するとともに、税務総局のウェブサイトに掲示し、あらゆるレベルの税務組織に通知

② 省税務局

- ア. 税理士試験受験者が税理士資格を得られるよう、知識のアップデートと強化のために研修を企画
- イ. 税理士法人が業務を遂行するためのすべての条件に合致していることを証明する証書を付与
- ウ. 税理士法人とその勤務税理士の業務を管理・監督
- エ. 税制と税務手続きに関する税理士の指導・支援
- オ. 税理士法人とその勤務税理士の活動を管理、調査、検査し法律違反行為に対処
- カ. 法違反を犯した税理士法人および勤務税理士に対する税理士業務の業務停止処分

(4) 税理士業務の現状

① 税理士試験

税務総局は、税務に関わるサービス活動資格付与試験を4回実施した。

開催年	受験者数	資格付与合格者	資格付与/受験者率
2009年	1,854人	456人	25%
2010年	1,563人	229人	15%
2011年	1,395人	261人	18%
2012年	1,015人	103人	10%

- 2013～2014年の税務サービス活動資格付与試験は、2014年第四半期に実施する予定。
- 2014年3月30日現在で、税務サービス活動を資格を付与された個人は1,813人（試験合格者数 1,049人、2科目免除764人）である。

② 税理士の管理

2010年～2012年9月30日の税理士数

- 2010年：税理士活動登録数41法人
- 2011年：税理士活動登録数87法人
- 2012年9月30日まで：税理士活動登録数99法人

2012年9月30日～2013年10月1日の税理士数

- 2013年10月1日～現在：税理士活動登録数158法人
活動資格が付与されたスタッフ数373人

殆どの税理士は小規模で、税務サービスからの売上は低く、一部の税理士は売上が計上できない。

税理士法人は20の省／直轄市にネットワークを広げているが、主としてハノイ市とホーチミン市で開業している（全体の70%を占める）。

③ 税理士の業務範囲

税務管理法および関連法規の下で、納税者を代理して、納税者登録、税務申告、

納税、年末調整および確定申告、税務争訟、減免税の申請または還付申請、減税申請に必要な書類の準備を行う。

④ 教育訓練

現在、税理士資格付与試験の教育訓練実施について、14カ所が税務総局により許可されている。

2 ベトナム税理士会

協議会では、ベトナム税務総局の説明に続いて、ベトナム税理士会会長のグエン・ティ・クック氏から、2020年までの税理士制度の発展計画や、計画達成のための解決策としての法整備、国家管理の整備、税理士制度の活動能力の向上などについて、下記の通り説明があった。計画達成に向けて示された解決策は非常に具体的で、税理士制度発展への強い意欲と決意が感じられた。

(1) 税理士制度発展計画

財務省は2014年3月3日、2020年までの税理士制度発展計画の承認に関する決定「No.420/QD-BTC」を制定した。

① 計画の全体目標

ア. 納税者へのサポート活動の社会化を強化するための前提条件を作り、税理士の数および提供サービスの質を向上させ、税理士の提供サービスを拡大、多様化する。

イ. 税理士を国税当局と納税者との橋渡し役とし、納税者の税法の遵守をサポートして好環境を作り、国税当局および納税者の税法履行における時間と労力を低減し、税務行政の効果・効率の向上への貢献を目指して税理士制度を発展させる。

※ 2014年4月現在の税理士法人数は158社である。

② 2011～2015年の発展目標

ア. 税理士資格保有者2千人以上

イ. 納税者の3%以上が税理士サービスを利用

ウ. 税理士の提供するサービスに満足する企業が80%以上

③ 2016～2020年の発展目標

ア. 税理士資格保有者6千人以上

イ. 納税者の10%以上が税理士サービスを利用

ウ. 税理士の提供するサービスに満足する企業が90%以上

(2) 税理士制度発展に向けた解決策

税理士制度発展計画を推進し、税理士の能力強化と発展に向けた解決策は下記の通り。

① 税理士の活動に関する法律整備

ア. 税理士の活動を調整する法的制度の構築と整備

現行の法的文書形式を、通達から政府政令に改正追加し、税理士法の制定を目指す。

a. 税理士試験の対象、条件、試験科目数、試験科目免除の対象と条件を改正し、

追加することを検討する。

- b. 税理士個人および法人が税務代行サービスを提供することを許可する規定の検討、改正、追加を行う。税理士法人に対しては、以下の具体的な形態で設立・活動しなければならない。
 - ・株式会社、合名会社、有限会社…独立監査法、会計法の規定と同様
 - ・税理士法人の法律上の代表者、社長または会長は、税理士資格を持たなければならないという規定を追加。
 - c. 税理士が実施できるサービスを拡大するため、活動範囲の改正・追加を行う。
 - ・税務相談
 - ・会計帳簿、財務諸表の確認
 - ・納税者を代表して法律の規定に基づいた税務の諸問題について税務当局および関連機関と直接交渉する
 - ・訴訟において税務の諸問題について陳述する
 - d. 納税者へのサポート活動の社会化を強化するための前提条件を作り、税理士の数および提供サービスの質を向上させる。税理士・税理士法人の社員の管理業務を段階的に税理士会・税理士組織に移転させるための規定を追加する。
 - イ. 税理士サービスを利用するための奨励策の構築
税務官理法および関連する法律の改正・追加を検討する。税理士サービスを利用する納税者に対する優遇施策を導入し、新規納税者に対する経営生産活動の監査および領収書の使用に関する仕組みを設ける。
 - ウ. 税理士試験の規定、税理士資格の付与規定の改正・追加。
税理士活動の管理・検査・監査規定を構築・制定し、統一的に展開する。
- ② 税理士の活動に対する国家管理整備
- ア. 各レベルの税務当局において、税理士、税理士法人の活動を管理する専門組織の機能、任務を明確に規定する。
 - イ. 税理士、税理士法人の管理活動を計画的に税理士組織、税理士会等に移転する。
- ex : a. 税理士の専門業務研修、法律の規定に基づき税理士と税理士法人の社員名簿の一元管理
- b. 法律の規定に基づき業務実施条件が整った税理士・税理士法人の検討と名簿公開
 - c. 税理士・税理士法人の活動とサービスの質を検査する
 - d. 違反の処理のための税務当局および政府権限期間への報告
 - e. 税理士会・税理士組織から派遣された代表者による税理士試験の開催および監督
 - f. 税理士組織・税理士会の定款に違反した税理士・税理士法人の社員に対する処罰の検討と処分
 - ウ. 税理士サービス利用の必要性、利益について税務職員および納税者の意識向上を図る広報活動を推進する。
 - エ. 税理士資格付与試験の受験作業を改善し、受験生の時間および経費を節約するために試験形式を変更する。
- ③ 税理士の活動能力の向上
- ア. 税理士業を営むリーダーおよび個人の専門知識と能力の向上を図るために、実

- 務と知識に付いてより深く学ぶ研修プログラムを構築し適用する。
- イ. 税理士業を営むリーダーおよび個人に対して、税制や税務手続きに関する内容と規定の研修、教育訓練コースを実施する。
 - ウ. 税理士に税務申告、納税作業をサポートするソフトを提供し、インストールおよび使用の案内、また税理士に税務当局の広報印刷物を無料で提供する。
税務当局は税理士用ホームページを検討し、構築する。
 - エ. ホームページを使って顧客情報（申告、納税、免税、税金還付などの書類の処理進捗状況等）を検索できるようにする。
 - オ. 税理士の職業道德規則を策定し、制定する。

(3) 実施計画

- 2014年：税務手続きサービスの実施をガイダンスする財務省の通達「117/2012/TT-BTC」の実施状況をまとめ、評価する。
- 2015年：ガイダンスに関する政令、通達の公布のために政府と管轄省庁に提出する。
- 2015～2020年：税理士法の公布のために国会に提出する。

3 東京税理士会

協議会では、ベトナム税務総局とベトナム税理士会による説明の後、東京税理士会から2014年度における基本方針や重点施策等について、私（国際部副部長・鳥居勇）が説明した。時間が押しすぎてしまい駆け足での説明となったが、出席者に配布した資料には、下記の内容が盛り込まれている。

- | | |
|------------------|---------------|
| 1. 2014年の基本方針 | 2. 2014年の重点施策 |
| 3. 2014年予算大綱 | 4. 東京税理士会機構図 |
| 5. ブロック別支部会員数一覧表 | 6. 全国税理士会一覧 |
| 7. 友好団体一覧 | |



会議風景

〔 発表者・鳥居国際部副部長
左・ベトナム税理士会会長クック氏 〕

IV おわりに

協議会では、ベトナム税務総局およびベトナム税理士会から多数の発言や質問が飛び交い、税理士制度発展に向けた強い意欲と熱意が感じられた。経済発展のために税理士制度を健全に機能させたいという思いは一つようだ。

しかし先に述べた通り、税理士制度発展に向けての問題は山積している。税理士の職域を広げて税務相談や記帳代行、記帳指導の権限を与えること、税理士業務を侵食している会計士に税理士登録させること、税理士会への登録を強制して税理士会の機能を高めること等の取り組みが急がれる。

また、ベトナムではまだ国民の間に納税意識を含めたコンプライアンスの概念が根付いておらず、税理士サービスを利用しようとする発想が殆どない。いかに「制度」を整えても、「人」が変わらなければ税理士制度は発展しない。一般市民や政府職員の発想の転換が最も重要であろうと思われる。



税務総局前にて

ベトナム税務総局・ベトナム税理士会

国際部副部長 江 守 浩 一

1 はじめに

ベトナム税理士会については鈴木雅博国際部委員が、ハノイにおいてのベトナム税務総局及びベトナム税理士会の協議会については、鳥居勇国際部副部長がほとんどの概要を述べているので、ここでは若干の事項の追加と、補足を述べることにする。

2 ベトナムの税務行政組織

(1) 財務省 租税政策局において税制の企画・立案を担当する。

(2) 税務総局 執行を担当、日本の庁に相当に相当する。

- ① 広報・納税者サービス課
- ② 大規模法人課
- ③ 申告・帳簿指導課
- ④ 債権管理・徴収課
- ⑤ 国際協力課
- ⑥ 歳入予測課
- ⑦ 税政策課
- ⑧ 法規課
- ⑨ 個人所得課税課
- ⑩ 情報技術・ソフトウェア課
- ⑪ 内部監査課
- ⑫ ホーチミン市代表事務所
- ⑬ 人事課
- ⑭ 秘書・文書課
- ⑮ 会計課
- ⑯ 税務大学校
- ⑰ 税務情報誌編集課

(3) 地方税務局 日本の国税局に相当し、58省及び5中央直轄市ごとに設置されている。

- ① 広報・納税者サービス課
- ② 申告・帳簿指導課
- ③ 債権管理・強制徴収課
- ④ 査察課
- ⑤ 税務調査課
- ⑥ 総務課
- ⑦ 個人所得課税課
- ⑧ 情報技術課

- ⑨ 内部監査課
- ⑩ 人事課
- ⑪ 会計課

(4) **地区税務署** 日本の税務署に相当し706署あり、地方税務局の指導・管理下に置かれている。

地方税務局が法人企業を担当、地方税務署が個人を担当する。税務調査は税務当局から呼び出しを受け、事情聴取及び追加書類の提出が求められる。しかし、頻繁に租税の施行規則が変更され、かつ、担当調査官によって課税規定の解釈が異なることが多いことから、企業は混乱をおこしている。また、頻繁なる規定の変更により税務職員の教育が追い付かないことも問題である。ベトナムの税務職員数は、日本の人口規模から考えて日本と同じような規模であるが、その税務職員数の割には税務行政コストが非効率で、税務行政執行体制は未整備でその徴税コストは徴収金額の2%で、OECD諸国の平均コスト1.5%に比べて高い。徴税システムは民間の協力・寄与の割合が大きく、源泉徴収の徴収代行、所得税・法人税の申告納付など、ほとんどが納税者の協力によって成り立つものである。納税者のコンプライアンスの意識を高める行政をしなくてはならない。また、行政機関の権限が極めて強く、税務執行機関への汚職レベルも他国に比べて高い、これは社会主義及び発展途上国の特徴である。

3 ベトナムの税理士試験

財務省の管轄の下、税務総局により実施される。試験は年に1回実施され、試験日の日から3月前に税務局のウェブサイトにて試験日が公表される。合格発表は試験日から45日以内にされる。受験資格は短大以上の大学で、経済・財務・会計・監査や法律を専攻し、その分野で2年以上の実務経験をした者である。外国人も受験は認められるが、ベトナムで合法的に1年以上住居するものに限られる。しかし、税理士試験の発足後、毎年受験者数が減少しているが、これは、厳しい受験勉強をして税理士の資格を取得してもまともな収入を得ることができないため、税理士という職業をまだ国民が理解していないところにもある。実際にベトナムの税理士の登録者1,813人（試験合格者1,049人・試験免除者764人）のうち活動資格が与えられた税理士は373人にすぎない。

4 ベトナムの税理士の業務

(1) 概要

- ① 税理士制度の誕生から税理士法人の設立を必要とし、その設立には最低2人のベトナム税理士の登録を必要とする。なお、税理士は複数の税理士法人に同時に登録することはできない。現在は158法人が活動している（個人事務所は認めていない）。
- ② 税務管理法第20条により、税理士は納税者と契約を結ぶことにより、納税手続きを行うと共に、納税者の権利を守ることが定められている。具体的には納税者のために申告・納税・年末調整をし、税の減免・還付の申請のための資料のとりまとめ、減免額・還付額についての記述をして、これらの資料を税務当局に提供する。



表敬訪問・ベトナム税務総局応接室にて

(2) 会計士と税理士の問題点

- ① 日本では考えられないが、ベトナムでは法律的に税理士に認められているのは、税務書類の作成と税務代理（調査立会を含む）だけで、さらに監査法により、税務相談の権限は公認会計士の会計事務所に認められ、また、ベトナムでは全ての会社に会計帳簿の作成、記録等を義務づけているが、会計法により、記帳代行、記帳指導の権限についても税理士には認められていない。これら理由により税理士の社会的、経済的な活動が非常に地味に見えて、広報活動も積極的に行っていないため、税理士の存在自体が国民に対してなじみがない。日本のように自主申告制を取り入れるには、上記のようなあまりに不合理な法律の整備をしなければならない。
- ② 税務書類の提出についてはその税務書類に税理士の署名欄があり税理士の署名を必要とするが、税務当局はその署名を特に義務付けていないため、税理士のいない会計事務所の多くはこの欄に署名しないで、税務書類を提出し税務管理法違反とならないよう法的効果の帰属を回避している状態が公然と行われている。ホーチミン税務局の副所長であるチャン・ティ・レ・ガー氏は、税務申告書の全てに税理士の署名を必要とする義務を課すべきであると主張していた。
- ③ 会計士の税理士業務の浸食
ベトナムの証券市場は小さいため会計士が行う監査業務の仕事がまだ少なく、会計監査の重要性も理解されていないため、本来は税理士に係るべき中小企業の税務まで会計士が浸食している。また会計の目的は税金の計算という側面から監査においても税務事項の指摘になっている。

(3) 税務当局と税理士の関係

- ① 企業の税務調査は3年に1度ほど行われ、個人所得税は頻繁に調査される。調査の立会は文章をもって調査の日時及び場所が通知され、納税者との間で強い立場にある税務職員にその拒否、変更は実質的にはできない。また、税務職員は税理士

の立会を認めようとしな。税理士も強い立場にある税務職員との無用なトラブルを招いてさらに泥沼にはまることを恐れて税務調査の立会に消極的になる。これは、一般的に言われているが社会主義では官尊民卑の考えが強くベトナムも例外ではない。税務職員は税理士を対等な立場と考えてなく、税理士は納税者の脱税等の行為を手助けしていると誤解している。

税務職員が税理士及び税理士制度を理解していないところにも問題がある。

- ② ベトナム税制はまだ細則が整備されてなく前後する法令間で矛盾があったりするため税務担当者と税法の解釈の一致をみないことがある。また、ベトナム経済が発展途上の為それに合わせる法令が頻繁に追加・改正されるため、その解釈は税務職員の裁量で法令の判断をしてしまう。

(4) 税理士会の租税教育

ベトナム租税教育については大学・大学院において行っているが、それは専門分野の育成の為であり国民が学べる機会がない。日本のような法人会・青色申告会などの団体は存在しないため、国民の租税に対する知識は少ない。税金に対する関心が高い日本の国民でも、最近では租税教育として小学校・中学校へ税理士が率先して租税の教育を行い始めているが、ベトナム税理士会として全く国民に対しての教育を行っていない。租税教育を国民レベルから行わなければならないがそのノウハウがまだ乏しく時間がかかりそうである。

税理士会の租税教育の係りは、ベトナム国民の納税意識の高まりとコンプライアンスの意識にとって重要であり、さらに、税理士及び税理士会のアピールにもなるはずである。



ベトナム税務総局の協議会の会場にて

5 おわりに

ベトナムの人口増加・年齢別人口構成のピラミッド及び経済成長率はちょうど50年前の日本によく似ている。その時は日本の税理士制度もまだまだという時だった。税務当局が強い権限を持っていたが、諸先輩の税理士先生の努力のおかげで、今ある世界に誇れる税理士会がある。実際にベトナムに行って感じたことは、社会主義の特徴である官尊民卑というところが感じられた。言葉ではうまく説明できないが、昔の日本のように「役人は民間人よりも優秀で偉い」というなんとなくにじみ出る態度があった。ベトナム税理士会が税務当局と対等になるには多くの障害や時間がかかると感じたのは私だけではなく、今回一緒に視察をした先生方も痛感したと思う。税金は役人の為ではなく国民の為であるという原点をベトナム国民に知らせる責任は税理士にあり、また、唯一それができるのが税理士であるから、今後のベトナム税理士会の活躍を応援したいと思う。

第4章

KPMG ハノイ事務所

KPMG ハノイ事務所

国際部委員 藤本則子

I はじめに

4月10日、昼食を終えた一行は、ハノイ市のカウザイ区ファムフン大通りに位置する超高層ビル、カンナム・ハイランドマークタワー内のKPMGハノイ事務所に向かった。ベトナムのKPMG事務所は1994年に設立され、その後、ハノイ市、ホーチミン市に総勢約800名（2013年10月21日現在）のプロフェッショナルを擁する、ベトナム最大規模の会計事務所に成長を遂げている。

拡大の一つのきっかけは2007年1月11日、ベトナムが世界貿易機構（WTO）第150番目の加盟国となった事である。それを機会に、ベトナムでは外国投資家を迎えるための商法や投資法をはじめとする様々な法整備が進められると共に、本格的な市場開放が始まった。ベトナム国内に進出した外資系企業を取り囲むベトナム国内の行政や法律、そしてその対応策にコンサルティングを行う会計事務所はベトナム国内においては数社しか存在せず、KPMGは現在、ベトナムに進出した企業のみならず、現地企業や各国政府団体、非政府組織（NGO）等の様々に対し、会計監査、税務、投資、ITなどに関する幅広いアドバイザリーサービスを提供しているとの事だった。

KPMGでのレクチャーは又前日の夕食に参加いただいた、Global Japanese Practice部門のManager、谷中靖久氏も交えて2部制で行われ、最後に質疑応答で締めくくられた。

前半はMarkets－Japanese Desk Services部門のAssistant Manager、古屋秀規氏からベトナム税務の概要についての説明があり、後半はSenior ManagerであるTax & Corporate Services部門のNguyen Hai Ha氏から移転価格税制を含む最近の注目トピックについての説明があった。ベトナム税務の概要に関しては、他の章で説明されているので、ここでは移転価格税制について報告する。

II ベトナムの移転価格税制の変遷

ベトナムの移転価格税制は1997年に最初の通達が公布されたものの、その内容は概略的なものにすぎなかった。その後2006年1月になり、経済協力機構（以下、「OECD」という。）に準拠したCircular 117/2005/TT/BTCが施行され、更に2010年4月に新規制としてCircular 66/2010/TT－BTCが公布された。内容としては、FormGCN－01/QLT（年次開示申告書類）の記載方法の変更、関連者の定義の拡大、比較対象会社選定時の「重大な差異」の量的定義などが詳細に規定されている。2014年には事前確認制度（APA）に関する通達も発効され、ベトナムの移転価格税制は、税務総局、納税者双方から最近もっとも注目度が高いトピックとなっている。

III 移転価格税制の対象者

ベトナムの移転価格税制が日本の移転価格税制と大きく異なる点は、まず、対象関連者が国外だけでなく国内関連者も含まれる点である。また、出資関係についても日本の移転

価格税制よりも対象範囲が広く、更に資本関係が無くても一定割合以上の取引をしていれば、その顧客も関連者とみなされる点などが特徴となっている。以下に、関連会社の定義を項目別に説明する。

1 出資関係

- (1) 20%以上の議決権割合を持つ出資者（いわゆる親会社）
- (2) 20%以上の議決権割合をされる者同士（いわゆる子会社）
- (3) 20%以上の議決権割合を持つ者同士（いわゆる兄弟会社）
- (4) 他の株主の議決権割合が10%未満の場合で、10%以上の最大出資者

2 役員・経営関係

- (1) 過半数の取締役または監査役の任命並びに財務・経営について意思決定権を有する者を任命する場合
- (2) 過半数の取締役または監査役の任命並びに財務・経営について意思決定権を有する者同士
- (3) 人事、財務、経営について意思決定権がある者の親族を任命する場合

3 取引関係

- (1) 仕入総額の50%以上の仕入先
- (2) 売上総額の50%以上の販売先
- (3) 製品原価の50%以上が相手先の無形財産や知的財産権となる場合
- (4) 業務提携先

4 その他の関係

- (1) 中長期債務の50%かつ資本の20%以上の貸付又は債務保証をしている場合
- (2) 親会社とその恒久的施設である場合、又は国外に共通の組織または個人を有する恒久的施設である場合

IV 独立企業間価格の算定

1 移転価格算定方法

ベトナムはOECD加盟国でないものの、Circular 66で規定されている移転価格選定方法はOECD移転価格ガイドラインの内容とほぼ同じで、以下の5種類である。算定手法の優先順位は定められていないが、税務総局は利益比準法（CPM）を採用する傾向にあるため、移転価格設定方法選択の理由を具体的に明らかにする事と、価格選定に当たってはデータベースの入手ソースが大きな要素となっているとの事だった。

- (1) 独立価格比準方法 (Comparable Uncontrolled Price method : CUP法)
- (2) 再販売価格基準法 (Resale Price Method : RP法)
- (3) 原価基準法 (Cost Plus Method : CP法)
- (4) 利益比準法 (Comparable Profits Method : CPM)
- (5) 利益分割法 (Profit Split Method : PS法)
 - ① 第一法 寄与度利益分割法
 - ② 第二法 残余利益分割法

2 比較分析

移転価格の適切性を示す書類の作成においては、豊富なデータに基づく、合理的な比較対象選定と、その可能性分析が重要な要素をしめる。つまり、取引分析、機能分析、契約条件分析、経済分析などを行った結果、その差異の下記のレベルに応じて1件以上から5件以上の比較対象企業を選定することになるが、国内対象企業が充分でない場合は、ベトナム国外の企業を選定することも認められている。さらに、Circular 66によると、単年度ではなく、複数年にわたる分析を行うことが推奨されている。

- (1) 重要な差異が無い場合：1件以上
- (2) すべての重要な差を取り除ける場合：3件以上
- (3) ほとんどの重要な差異を取り除ける場合：4件以上
- (4) ある程度しか取り除けない場合：5件以上

V 必要書類および提出期限

移転価格税制に関し、作成および提出を義務付けられているのは、下記の2点である。

1 税務申告書の提出期限までに提出

関連者間取引の開示書類（様式Form03）を、税務申告書と共に、事業年度終了の日から90日以内に提出する必要がある。

2 税務当局から通知書が着いてから30営業日以内に提出

- (1) 納税者及び関連者に関する情報
関係者との関係、関係者取引に関する事業計画等
- (2) 納税者の事業に関する情報
製品仕様、製造費用、販売価格、取引契約等
- (3) 独立企業間価格算定に関する情報
価格設定方針、承認過程を示す書類、最適な価格算定方法の選定理由



KPMGでの会議風景

VI 事前確認制度（APA）と相互協議（MAP）

1 Advanced Pricing Arrangement（APA）

ベトナムでの事前確認制度（以下、「APA」という。）は2012年11月に制度の導入に関する改正租税管理法が国会を通過し、2013年7月1日より有効となっている。改正法のDecree83も発表され、こちらは2013年9月15日より有効となっている。APAで合意した事項は最大5年間効果があるため、合意を得ることは事前のリスク対策として有効な手段と考えられる。申請書の公式フォームはまだ発表されていないが、事実、既にいくつかの案件について事前相談が開始されているとの事であった。

APAのプロセスは下記の順に行われる

「事前相談」→「事前確認届出書の提出」→「審査」→「相互協議」→「合意」

2 Mutual Agreement Procedures（MAP）

ベトナムと租税条約を締結している国とはMutual Agreement Procedures（以下、「MAP」という。）が認められているとの事だが、OECDのガイドラインに沿って作られただけで、実際にはベトナム諸当局に移転価格税制の実績や経験がなく、人材も不足している点からも、今度の実際のMAPの運用に関しては、不透明（あまり期待が持てない）で、時間がかかると思われるとの事であった。

VI 移転価格税制と税務調査

1 ベトナムをとりまく税務環境

ベトナム政府歳入の対国内総生産（GDP）比率は2010年頃から減少に転じ、2013年9月末時点では、目標の66%しか達成されていない状況となっている。最近のこの税収の減少をうけ、ベトナム政府は歳入確保のための税務調査や関税調査などを強化しており、移転価格課税については2012年5月に移転価格税制の執行強化を主眼としたDecision1250が発表され、移転価格課税を対象とした調査が更に強化、増加するものとみられている。しかしながら、税務当局や税務調査担当官は必ずしも知識・経験が充分でなく、税法についても正しく合理的な運用をすることは限らず、恣意性が介入する事もあり、これが税務リスクを高める背景となっている（歳入目標を達成した税務担当官に対しては特別賞与が与えられる内部制度が創設されているとの事）。

2 税務調査の動向

(1) 全般

歳入確保のために、第四半期（10月から12月）に税務調査が行われる傾向にあり、その地域はベトナム全土に及ぶ。国外からベトナム国内に進出してきた納税者については、大規模の外資系企業のみならず、駐在事務所の個人所得税もターゲットになっており、業種については電子商取引、鉱山、不動産、観光、サービス事業等を行う企業が重点対象として選ばれている。

なお、税務調査の通知の後、準備のために最大で10営業日までの準備期間が許容されるため、KPMGではその期間を利用するとともに、税務調査の延期申請を行うと、税務当局から5営業日以内に回答が来るので、その間に証憑等の準備や、税務リスクに関する打ち合わせを行うそうである。

(2) 移転価格

特にホーチミン市、ドンナイ省、ブンタウ省、ハイフォン省といったエリアで積極的に行われており、通常の税務調査の一環で移転価格が調査され、それを税務総局の移転価格チームが支援するケースが多いとのことであった。税務調査の現場では「過去5年の利益率で一番高い率を使用しなければならない」とか「工場操業初年度は黒字でなければならない」といった、移転価格の基本とかけ離れた理論が展開する場合がある一方、文書化資料の中身について具体的な質問がある事もあり、税務調査の内容は本格的様相を呈してきている。採用する移転価格について、適切な比較対象企業を選定した上、情報源を明らかにしたデータベースを用いた分析を徹底的に行い、書類を万全に整備することが税務対策として有効と考えられている。

3 罰金・利息および時効

(1) 罰金

通常の過少申告は追徴税額の20%、脱税の場合は追徴税額の100%～300%

(2) 遅延利息

90日までは1日0.05%（年率18.25%）、90日以降は1日0.07%（年率25.55%）

(3) 手続き違反

法人は最高2億ドン（約95万円）、個人は最高1億ドン（約47万円）

(4) 時効

追徴税額・利息10年、罰金5年、手続き違反2年



KPMG事務所の入り口で

Ⅶ おわりに

カンナム・ハイランドマークタワーは高さ350メートル、72階建てのオフィスタワー「ランドマーク72」と、48階建ての高層住宅2棟に分かれており、KPMGは、オフィスタワーの46階に事務所を構えている。エレベーターを降りると、エレベーターホールを挟んで、大小のミーティングルームにつながるレセプションフロアのスペースと、バックオフィスのスペースが左右に位置している。この構成はほぼ世界共通の配置で、全面ガラスをバックにした広々としたレセプションフロアに入った時の景観は全世界にネットワークを持ついわゆるビッグ4と呼ばれる巨大国際会計事務所の一つ、KPMGの存在感を感じさせるものであった（同じくビッグ4の一つ、PwCもこのカンナム・ハイランドマークタワーに入っているとの事）。会合を終えた一行は、本来は外部の人の入室を許されないバックオフィスにも特別に案内された。こちらも、中央のスタッフブースを取り囲むように、窓際にマネージャーの個室が並んでおり、いわゆる外資系企業の典型的な風景であった。今回のKPMG訪問に付き、事前事後に渡り、尽力してくれたKPMG税理法人の小出一成国際部委員に、この場を借りて、お礼を申し上げたい。



KPMGのあるカンナム・ハイランドマークタワー

第5章

ホーチミン税務局 ①

ホーチミン税務局議事概要

国際部委員 神谷 一夫
国際部委員 平山 幸保

I ホーチミン税務局の概要

ホーチミン市は、ベトナムの経済、財政、商業、サービスの中心地で、面積、2,095 km²、人口750万人である。ただし外から仕事で来たりしている人も含めて約1,000万人おり、ホーチミン市のGDPの伸び率は全国平均伸び率の1.5倍と言われている。高度経済成長でホーチミン市は国民総生産の20.02%、全国の工業生産額の26.1%、外国投資事業の44%を占めている。

ホーチミン税務局は、財務省の2010年1月14日付決定No.108/QD-BTCに基づいて組織され税務総局の直轄機関で、その機能としては法律の定めに従ってホーチミン市の管轄地域における国家予算の税金、手数料、その他の歳入の管理作業である。

現在ホーチミン市は数多くの納税者を管理している。(14万企業、25万個人経営世帯と130万非農業地使用世帯と個人所得税コード150万)

ホーチミン税務局の体制としては、46の直属機関及び部門がある(21部門、1センター、24税務支局)。税務局の事務所には10の補助部門、納税者の支援・監視・監査・検査の機能を有する12の部門がある。24税務支局には240税務チームがあり、中小企業、個人経営世帯である納税者の管理及び徴税を行う。

1 人材リソース

ホーチミン税務局の正規従業員数は4,455人である。現在の職員は、4,120人(男性1,877人、女性2,243人)である。その内、税務局部門の職員は680人である。税務支局の職員は、3,440人である。680人がホーチミン市の収入全体の8割位を管轄。収入全体の2割しか働いていない。こういうアンバランスな状況の一因として税務署の職員の数が多く、管理している納税者も多いが、一人当たりの収入が少ないためと考えられる。組織機構体制の見直しを図るとともに、効率化の面からも税理士の力が必要である。

(1) 職員の資格

- ① 大学院卒業：87人、税務局の2.11%を占める。
- ② 大学卒業：3,151人、税務局の76.48%を占める。
- ③ 短期大学卒業：178人、税務局の4.32%を占める。
- ④ 専門学校卒業：597人、税務局の14.49%を占める。
- ⑤ その他：107人、税務局の2.59%を占める。

(2) 職員の政治理論資格

- ① 学士・高級レベル：145人、税務局の3.51%を占める。
- ② 中級レベル：1,601人、税務局の25.75%を占める。

(3) 国家管理

- ① 大学卒業：14人、税務局の0.34%を占める。
- ② 短期大学卒業：118人、税務局の2.86%を占める。
- ③ 主要なスペシャリスト：231人、総務局の5.6%を占める。
- ④ スペシャリスト：3,164人、総務局の76.79%を占める。

(4) 外国語

- ① 大学卒業：91人、総務局の2.2%を占める。
- ② Cレベル資格：226人、総務局の6.45%を占める。
- ③ Bレベル資格：2,214人、総務局の53.73%を占める。
- ④ Aレベル資格：1,025人、総務局の24.87%を占める。

(5) IT

- ① 大学院卒業：1人、総務局の0.02%を占める。
- ② 大学卒業：129人、総務局の3.13%を占める。
- ③ 短期大学卒業：83人、総務局の2.01%を占める。
- ④ 専門学校卒業：60人、総務局の1.45%を占める。
- ⑤ Cレベル資格：8人、総務局の0.19%を占める。
- ⑥ Bレベル資格：1,386人、総務局の33.64%を占める。
- ⑦ Aレベル資格：2,180人、総務局の52.91%を占める。

(6) 職員の年齢

- ① 31歳以下：899人、総務局の21.82%を占める。
- ② 31-40歳：1,163人、総務局の28.22%を占める。
- ③ 41-50歳：1,154人、総務局の28.00%を占める。
- ④ 51歳以上：756人、総務局の18.34%を占める。

(7) 職員体制

- ① 肩書別：849人
 - ア. 局長：1人
 - イ. 副局長：5人
 - ウ. 部長及び同等職：21人
 - エ. 副部長及び同等職：63人
 - オ. 支局長：24人
 - カ. 副支局長：76人
 - キ. チームリーダー：307人
 - ク. サブリーダー：352人
- ② 職種別
 - ア. 税務監査作業担当職員：145人(総務局の3.51%を占める)。
 - イ. 税務検査作業担当職員：1,430人(総務局の34.70%を占める)。
 - ウ. 納税者への宣伝・補助作業担当職員：216人(総務局の5.24%を占める)。
 - エ. 債権回収作業担当職員：174人(総務局の4.22%を占める。)

- オ. 区・村の税務管理担当職員：630人(総務局の15.29%を占める。)
- カ. 申告・会計・IT作業担当職員：399人(総務局の9.68%を占める。)



ホーチミン税務局 ①



ホーチミン税務局 ②

II ホーチミン市における日本の投資状況

2013年までの件数：日本は、有効プロジェクト、許可書が発行されたプロジェクト、投資明細書が発行されたプロジェクトが555件ある。総資本金額はUS\$27億に達する。

プロジェクトを職種／経営分野で分ける

°	経営分野	プロジェクト数	割合(%)プロジェクト数	資金(USD)	割合(%)総資金	定款資本(USD)
1	加工・製造工業	161	29.01	1,357,918,598	49.67	474,991,957
2	給水、廃棄物、排水の管理と処理	2	0.36	4,407,611	0.16	3,507,611
3	宿泊、飲食サービス	5	0.90	2,010,000	0.07	1,093,000
4	教育訓練	7	1.26	6,823,200	0.25	2,965,000
5	専門、化学、技術活動	97	17.48	84,100,563	3.08	44,373,134
6	その他サービス	4	0.72	2,410,000	0.09	1,410,000
7	行政活動と補助サービス	11	1.98	5,657,144	0.21	4,089,629
8	不動産経営活動	12	2.16	810,031,227	29.63	253,932,681
9	財政、銀行と保険活動	2	0.36	25,062,500	0.92	10,062,500
10	鉱業	2	0.36	15,384,600	0.56	15,384,600
11	農林水産	1	0.18	300,000	0.01	300,000
12	情報通信	139	25.05	33,643,640	1.23	23,485,545
13	輸送と倉庫	20	3.60	64,794,523	2.37	22,853,638
14	建設	13	2.34	15,745,000	0.58	11,345,000
15	医療と社会支援活動	2	0.36	400,000	0.01	400,000

1988年から2013年2月27日までの日本新規投資案件総資金額は、マレーシア、シンガポール、BVI(イギリス領ヴァージン諸島)、韓国に次いでホーチミン市が5番目となっている。ただし日系企業がコンプライアンスが一番良い企業である。

III 税務局と税理士との協力

1 法的根拠

- (1) 2005年11月29日付企業法及び法の施行ガイダンス各種文書
- (2) 2006年11月29日付税管理法第20条及び法の施行ガイダンス各種文書
- (3) 税管理法の一部の条項をガイダンスする通達No.156/2013/TT-BTC
- (4) 税務手続代行業をガイダンスする通達No.117/2012/TT-BTC
- (5) 税理士業務の権利、義務及び条件を規定する税管理法第20条
- (6) 税務手続及びサービスを行う時の登録及び管理、税理士資格の試験、発行及び回収をガイダンスする通達No.117/2012/TT-BTC

しかし、今現在、税理士の発展条件を整えるべく関連機関の協力及び税務当局と税理士との協力体制に関する規定がない。

2 ホーチミン市における税務当局と税理士の協力

ベトナム税務の近代化戦略においてベトナムの税理士システムの発展と活動能力の向上は必須で、緊急の課題である。そのため、財務省は2020年までの税理士システム発展計画を承認する2014年3月3日付決定No.420/QD-BTCを公布した。税理士の発展方向は、①納税者へのサポート活動の社会化を強化するための前提条件を作り、税理士の数及び提供サービスの質を向上させ、税理士の提供サービスを拡大、多様化し、②税理士を国税当局と納税者との橋渡し役とし、納税者の税法のコンプライアンス実施をサポートして良い環境を作り、国税当局及び納税者の税法履行における時間と労力を低減し、税務管理事業の効果・効率の向上への貢献を目指して税理士システムを発展させる。

(1) 2011年～2015年

税理士の資格を持つ者が2,000人以上、納税者の3%以上が税理士サービスを利用し、税理士の提供するサービスに満足する企業が80%以上に。

(2) 2016年～2020年

税理士の資格を持つ者が6,000人以上、納税者の10%以上が税理士サービスを利用し、税理士の提供するサービスに満足する企業が90%以上に。

(3) 課題とそのソリューション

これまで、ホーチミン市に登録した税理士が64あり、主として市内の区に集中している。(1区：13、Tan Binh区：11、Go Vap区：6、Tan Phu, Phu Nhuan, Go Vap区：5)

税理士の主な活動は、納税者の代行として税務申告書類に署名し、税務登録、申告、免税・減税・税金還付及び税務決算等の税務手続を行うことである。また、税理士は領収書のテンプレート作成、領収書発行通知の案内、企業設立経営登録手続等のサービスも行う。税理士サービスを利用することで、納税者は法律の定めに従って税務申告・納税・税金還付について心配することなく生産経営活動に集中することができる。同時に、税務当局も、税のプロフェッショナルである税務職員と税手続に詳しい税理士とが遣り取りできるため仕事の負荷が減少できる。

2020年まで全国で税理士資格を持つ者が6,000人という数は、全国規模で考えると非常に少ないと考えられる。ホーチミン市だけで2020年に少なくとも10,000人の税理士が必要である。税理士として開業するために厳しい試験を受けて合格しなければならないが、合格率は10%程度、毎年定年退職している元税務職員が150名いるので仮に全員が税理士になったとしても数的にはならず、税理士を増やすのにまだ非常に困難な状況である。

現在、税務義務を厳守し、正確で十分に業務を遂行し、人件費削減、税法違反の減少等、税務当局との協力や納税者を補助する役割を果たしている税理士はごく一部である。

多くの税理士はまだ要求に対応できていない。その原因は次の通りである。

- ① 税理士のサービスについての広報宣伝が不十分なため、顧客を集めることに難渋している。
- ② 納税者に対して、税理士がプロフェッショナルであることを証明できておらず、納税者から信頼、威信を取り付けられないため顧客がつかない。
- ③ 納税者は税理士についての理解がなく、税理士とサービス契約を結ぶことによって得られる自分の権利がわからない。
- ④ 税理士向けの法的根拠の公布が遅い。税理士の責任及び権限について明確にされていない。
- ⑤ 財務省、税務総局等の国家管理機関から税理士向けの広報・支援対策はあるが、税務当局と税理士間の協力についての規約がない。各地方は、税理士を通じて税務申告を行うことについて納税者への広報・支援に関心がない。
- ⑥ 税理申告オンラインシステムの税理士と委任した納税者の税務申告書類のデジタル署名が統合できておらず、税理士とデジタル署名提供者との協力に不具合が発生し、税理士のオンライン申告の実施が困難なケースもある。

一方でホーチミン税務局は管轄税理士と多種多様な形でしっかり連携している。

- ① 税理士資格証明書の発行、税理士スタッフの変更管理を迅速に、適時に行い、税理士が素早く活動できるための最適な条件を作る。
- ② 法律政策が改正・追加される際に税務局は税理士へ税政策研修を行っている。
- ③ 税務局は税理士と協力して「税務申告決算支援週間」「納税者の意見を聞く週間」を開催し、納税者を支援するときの税理士の困難を解決し、税理士は多くの書類提出に協力する。
- ④ 税理士のオンライン税務申告を円滑に実施するためにT-VANサービス提供者と協力する。税務申告システムにおける申告書の作成を案内し、申告・納税補助ソフトのインストールと使い方を案内し、広報パンフレットを無料で税理士に提供する。
- ⑤ 税務当局との対話によって、税務当局の権限内において税理士の問題を速やかに解決する。税理士の問題及び提言をまとめて税務総局及び財務省に報告する。
- ⑥ 税務当局における各規定を理解するために新規税理士に対する税務政策の研修を行う。また、税務支局に対し、政策ガイダンス、税務申告、税金還付、税金延滞、税金延滞手続ガイダンスについて税理士へ最大の支援を行うよう指導する。

今後、納税者を最大限支援するために、ホーチミン税務局は随時「税理士との対話」を行い、納税者を補助する時の税理士の困難を解決するための協力メカニズムを構築する。また、改正された税政策を適宜税理士に普及する。一方、税理士も以下の対応が求められる。

- ① 税理士のサービスの質が納税者の要求に応えられるよう常に改善していく。
- ② 税理士を利用する有意性の広報について税務当局と協力する。
- ③ 税務オンラインシステム、ソフトを使いこなして税務申告を行う。

3 提言

- (1) 税理士の活動条件、特に財務条件について詳細に規定する。税理士設立時の商業銀行への預託金の規定を追加する提案があり、それは関連当事者との財政義務が生じた場合に、その義務の履行を担保するための預金である。
- (2) 税理士資格、資格使用の研修教育活動の管理と監視を強化する。2011年～2020年までの税務システム改革戦略の承認に関する2011年5月17日付決定No.732/QD-TTgに設定した目標「税理士活動ライセンス、税理士サービス活動資格の発行の社会化について研究し、税理士と村・区・郡の都市の税務コンサルティング委員会の役割と責任の向上を図る」を達成するため、これらの活動に対する具体的な指標、条件の規定を制定するようホーチミン市税務局は財務省と税務総局に提言する。
- (3) ベトナム税理士会の機能の向上を図り、税理士システムの管理と発展に主導的な役割を果たすことが出来る協会に一步ずつ近づける。ベトナム税理士会を独立した組織として設立する。

税理士会は2008年に設立され、今まで多くの実効的な活動を行ってきた。特に、税理士モデルの発展においては税務総局の税理士資格試験開催に尽力し、新しい職業でもある税理士の広報にも貢献している。
- (4) 税務当局の管理および専門の機能を向上させるために、税務総局と地方の税務局の税理士及び税理士スタッフの活動を監視、管理する専門担当部門の設立を提案する。
- (5) 威信のある税理士を奨励する税理士の発展条件を作るために地方税務当局との関連機関との協力体制を整える。
- (6) 法律政策の整備の他、税理士は専門知識、業務モラル、サービスの質、専門性の向上に弛まず励み、納税者の税理士に対する信頼性、威信を勝ち取らなければならない。



神津会長と Mr. Nguyen Dinh Tan (Director)

IV まとめ

税理士業が成り立ち、顧客網を広げていくために税理士活動の法的根拠を設定しなければならない。特に企業活動ライセンスの発行機関、各レベルの人民委員会の協力体制を築き、税理士の安定した顧客を作ることが必要である。

実際、税理士の活動はまだ始まったばかりで、このサービスについての宣伝広告は限定的で納税者の要求に十分応えておらず、またプロの域に達しているとは言えない一部の税理士が原因で、納税者に対する信頼・信用を得ることが出来ていないため、顧客が増えない。納税者は、税理士についての理解がなく、税理士とサービス契約を締結することによって得られる利益を十分に分かっていない。また、税務当局と税理士間の協力体制が定められていない。殆どの地方では、納税者に税理士を通じて税務申告することについて広報されていないため、顧客の数が増えていかない。しかし税理士業が成り立ち、顧客網を広げていくために、税理士は、高い法的素養を持たなければならない。



会議風景

第6章

ホーチミン税務局 ②

ホーチミン税務局にて

国際部長 田尻吉正
国際部委員 相澤康晴

I はじめに

1 対応者

チン・ティ・トウ・トイホーチミン税務局 納税者支援・広報課長
グエン・ティ・クックベトナム税理士会会長
チュオン・ティ・ナラン税理士他 ホーチミン税理士会の税理士多数

2 セミナー

日本の税理士制度の仕組みにつき説明（質疑応答を含んだ意見交換会）

3 概要

午前中、ホーチミン税務局において日本の税理士制度、東京税理士会の組織について説明を行った。ここでは、予算や組織の細部まで熱心な質疑がなされた。

午後はホーチミン市の税理士向けセミナーを行う。この会議にはベトナム側からベトナム税理士会会長のグエン・ティ・クック氏をはじめとし、ホーチミン市の税理士および税理士事務所職員等50人程度が参加した。会議の主な内容は日本の税理士制度及び税理士業務についてのセミナーと意見交換である。

会議の前半は田尻国際部長より日本の税理士制度、歴史、資格、登録等の説明がなされた。後半は相澤国際部委員から日本の税理士の仕事や社会貢献活動等の説明を行った。特に、米国等と異なり日本では税理士が無償独占業務を行っていることを説明した。更に、税務代理、税務書類の作成、税務相談等について日本特有の税理士制度を詳しく説明した。ベトナムでは税理士制度が生まれたばかりでこれらの内容を興味深く熱心に聞いていた。



ホーチミン税務局前にて

II セミナーレポート

ベトナム税理士会のゲン・ティ・クック氏は、ベトナムに税理士制度を定着発展させるべく大変献身的に活動されており、周りから親しくマダムクックと呼ばれ、まさに「ベトナム税理士制度の母」と評価されている方である。今回、我々のベトナム訪問についても日本の国税庁からJICA専門家中川氏を介して 我々の訪問がベトナム税務局とベトナム税理士会に刺激を与え、ベトナムに税理士制度が根付く必要性を理解させて欲しいとのことであった。つまりベトナムで創設されたばかりの税理士制度を日本の制度との比較によって質的にも量的にも発展させる環境づくりをして欲しいとの要望であった。また、クック氏は、2008年4月17日に創設されたばかりのベトナム税理士会会長として、アジアオセアニアの税務専門家の年次大会AOTCA (Asia Oceania Tax Consultant's Association) Annual Conferenceを2013年10月16～18日にハノイで成功裏に開催された実績もある方である。我々はクック氏のこのような要望を念頭に置き、72年の歴史を持つ我が国税理士制度の仕組みとベトナムの税理士制度を比較検討した。



神津会長による日本の税理士制度の紹介

1 税理士制度の礎 ～ 法制度

ベトナム税理士制度は税務管理法の下で実務指針として発出されている通達により差配されているが、我が国では税理士法なる法律により確立されており、その第1条に「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」と表示されている。そして我が国の税理士制度を語るうえで、重要なキーワードとなる申告納税制度こそが70年以上の歴史を持つ日本の税理士制度の根底を支えているということを最初に説明した。第二次世界大戦後の1947年に日本の税制は賦課課税制度に代わり申告納税制度がほとんどの国税に導入されるようになり、納税者が自主的に所得額と税額を算定するようになったということである。日本の税理士の歴史はこの申告納税の仕組みと共に発展してきたし、我々税理士はこの制度を全面的に支えてきたのである。

2 税理士による税務サービスの普及状況

今、日本の中小企業の87%が税理士により提供されている税務サービスを利用していると言われており、つまり税理士は中小企業経営者の身近な相談相手と言われるようになっているのである。一方ベトナムでは、2004年より自主申告納税方式を試行したのち、2007年より全国的に申告納税制度を採っているのであるが、税理士による税務サービスが浸透せず、需要が高まっていないのが現状である。

2014年3月31日現在、全国の納税者数は36,908,117で、その内訳は法人企業組織数が721,569（全体の2%）で、個人事業者数は1,959,681（全体の5.3%）、個人納税者数は34,226,867（全体の92.7%）であるのに対し、（税理士業務は法人組織でのみ営まれているのであるが、）税理士法人数は158社で、そこに所属する税務サービス活動資格を付与された個人は1,813人（2014年3月30日）と非常に少ない状況にある。したがって現状税理士の税務サービスを受けている企業数は3%にも達していないと言われている。ベトナムでは2016年～2020年の税理士制度発展計画の中で税理士資格付与者数を6,000人以上にし、税理士の税務サービスを受けられる法人納税者数を10%以上にしたいと計画している。

ベトナムの納税者数			2014/3/31 現在
法人企業	個人事業者	個人納税者	合計
721,569	1,959,681	34,226,867	36,908,117
2.0%	5.3%	92.7%	100.0%

ベトナムの税理士登録数					
時期	2011年8月	2012年4月	2012年12月	2013年9月	2014年4月
法人数	78 法人	83 法人	105 法人	129 法人	158 法人

注) 個人事務所は認められていない。



ベトナムの税理士及び職員への説明



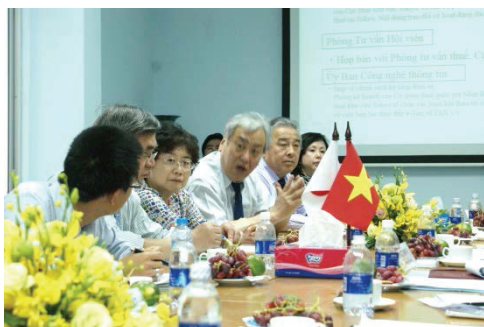
日本の税理士制度 「有償・無償独占」の説明

3 税理士のポジショニング

日本の税理士法第1条に掲げられている「独立した公正な立場」について両国の現状を検討した。我が国では、税理士は税務官公署と納税者の両方から独立した公正な立場に立ち、両者の信頼を受けて、適正な税務コンプライアンスを実現すべしとされているのである。これに対しベトナムでは、国税総局及び地方の国税局と連携して納税者や税理士会員へのサポートを行うとする立場である。つまり官公署主導でなされており、税理士はそれを補佐する立場のようである。今後、ベトナムの税理士は、税法や税務行政を更に研鑽熟知して自らの地位を高めていく努力が必要であると感じた次第である。



クック氏を囲んで



会議風景①



会議風景②

4 税理士会への加入

我が国の税理士は税理士会への加入が強制であることの説明に入ったのである。日本では税理士業務を行なおうと意図する者は、日本税理士会連合会に備る名簿に登録されねばならず、自己の事務所が所在する地域を管轄する地方税理士会に加入しなければならない。日本税理士会連合会は、所属する15の地方税理士会及びその会員に対する指導、連絡および監督を行っており、税理士および税理士法人の登録関係を管理することを目的としている。2013年12月末でその所属税理士数は74,381人であることを説明したところ大変な驚きの反応が感じられた。これに対しベトナムでは税理士会加入は、強制ではなく任意とされている。ベトナムでは法人組織でしか業務ができないことになっているが税理士法人はベトナム全土で現在158社あり20の省と直轄市にネットワークを広げている。ハノイ市とホーチミン市で開業している法人が70%を占めているのが現状である。これらの税理士法人の税理士会への加入が任意加入では税法や税務サービスなどの税理士研修なども十分にできず税理士業務の質を高めるのが難しいのではという疑問を投げかけたところである。確かに現状ベトナムでは、省の財務局とその下部組織が管轄する地域において税理士法人及びその勤務税理士を管理監督しており、違反を犯した税理士の資格のはく奪や業務停止状況などをウェブサイトに掲載してあらゆるレベルの税務組織に通知してはいる。しかし強制加入でないが故に、綱紀違反に対し自浄作用が働かず違反行為に対しても税理士会として処罰することができず税理士会の質や権威を高めていくことができないのではないかと疑問を投げかけたところである。

5 税理士の業務

最後のトピックとして税理士が提供する専門サービス業務について話をしたのである。まず日本では税理士法により税理士だけが提供することを認められている「独占業務」と法により税理士が提供することが認められている「非独占業務」とがあることを話し、それぞれを説明した。先ず税理士法第2条に定める独占業務としては、「税務代理」「税務書類の作成」及び「税務相談」が定められていることを説明した。中でも「税務代理」業務は重要で税務官公署に対して納税者の代理人として税務申告申請や更正の請求をしたり、不服申し立てをしたりすることであり、国税局や税務署によって行われる税務調査において税理士は納税者に代わり意見または陳述ができるのであり、これは大変重要な税務代理業務であると説明したのである。一方、税理士が会社法やその他の法律に基づいてできる「非独占業務」としては、一般の会計サービス業務、税理士法に規定されている税務訴訟における補佐人の業務、会計参与業務、会社法に規定される不動産価格の専門査定者の業務、政治資金規正法に定める登録政治資金監査人の業務、地方自治法に定める外部監査人業務等々があり、非独占ではあるが税理士が提供できるさまざまな専門サービスが最近増えてきており、税理士の活躍できる場が広がってきていることを説明したのである。

一方、ベトナムにおける税理士の業務であるが、税務管理法及び関連法規の下で納税者を代理して行う納税者登録、税務申告、納税、年末調整及び確定申告、税務訴訟、減免税申請または還付申請などの書類作成業務が挙げられるのである。しかし、税務相談業務はベトナム税理士の業務として認められておらず、記帳代行業務、記帳指導の業務も税理士には認められていないということには大きな疑問を感じたのである。また、日本では税理

士の大事な業務とされている税務調査の立ち合いが、税理士業務として認められてはいるが現場ではあまり歓迎されていないということには大変な疑問を感じた次第である。これについてはベトナムの税理士たちが更に研鑽し、税法や職務知識の訓練研修を徹底させる必要があるのではと感じたところである。



ホアン・アイン納税者支援・広報課長と



ベトナム税務局にて

6 ベトナムにおける税理士の特徴とその背景

(1) 歴史的背景からみた高度人材層

ご存知のようにベトナムでは1960年から1975年までベトナム戦争があり続いて勃発した第三次インドシナ戦争（1978年～1989年）により多くの人材が失われた。この間1986年にこの社会主義国にドイモイ政策（刷新）が導入された。また1990年には日本企業進出の第一次ブームが巻き起こった。その後1995年にASEANに加盟し、1996年に外国投資法が制定された。これらの歴史的経緯からもわかるように外国資本企業や新しい税理士像が期待されるのは20代から30代半ばの若いベトナム人層であることがわかる。

歴史的背景から見た高度人材層

年齢	年代	出来事
40代	1960年代	1960 ベトナム戦争～
30代後半	1970年代	1975 ベトナム戦争終了
30代半ば		1975 ベトナム社会主義共和国樹立
		1978 第二次インドシナ戦争
30代前半	1980年代	1986 ドイモイ(刷新)導入開始
		1989 第二次インドシナ戦争終了
20代半ば	1990年代	1990 第三次日系進出ブーム
20代前半		1995 ASEAN加盟
		1996 外国投資法制定
40代	幼少期	戦争
	10～20代	終戦とドイモイを体感
	30代	外資系企業の進出開始
30代	幼少期	戦争
	10代半ば	終戦とドイモイを体感
	20代前半	外資系企業の進出開始
20代	幼少期	ドイモイの導入
	10～20代	WTO加盟／外資系企業進出の本格化
		外国投資法制定

外資系企業より一番期待される年齢層（～30代半ば）

(2) ベトナム人氣質

ベトナム人と日本人との気質における相違点には様々なものがあるが、まずベトナムは非常に独立起業意識が高いことが挙げられる。また、会社よりもプライベートを大切に自己専門性が高いこと、女性が強く家族や目上を大切にすることなどの性格の違いが挙げられる。

日本人とベトナム人の比較

項目	日本人	ベトナム人
就業年数	石の上にも3年	3年働けば長い
価値観	プライベート<仕事<会社	プライベート>仕事>会社
組織内行動	規律遵守、チームワーク	自己成長
出世について	企業内出世	独立・起業・キャリアアップ転職
就職志向	大企業志向、安定性	自己専門性、成長の機会、ポジション
会社帰属意識	企業ロイヤリティ高い	低い(対人口ロイヤリティ高い)

日本と異なる国民性や歴史観のなかで、日本の税理士制度については非常に高い関心があった。会議中、日本の税理士制度について多岐にわたる多数の質問がなされ、ベトナムの若い税理士たちの日本の税理士制度について学びたいという熱意が伝わってきた。

7 ベトナムへの支援

本視察報告にもあるとおりベトナムの税理士制度は日本による税務行政改革プロジェクトに負うところが大きい。プロジェクト実施の経緯は以下のとおりである。

- (1) 2004年当時の国税庁長官が、過去の仕事の中でベトナムとの関わりが深くベトナムに個人的な愛着が強かったことからベトナムに対する知的支援を行うことを強く推進。2005年よりベトナムに国税庁職員をJICA専門家として派遣することとなった。
- (2) 1フェーズを3年で実施してきており、現在第3フェーズの3年目（トータルでは9年目）となっている。この間、個人所得税の申告納税制度の導入や、いくつかの省において租税教育の導入など、新たな取り組みが日本の支援の下行われた。

セミナー開催、研修視察、資料提供など、様々な形で我が国のベトナム支援は継続的に行われている。また、他国のドナーもベトナムへの援助を行っている。例えば世界銀行、韓国税務局、EU、OECD、IFC（国際金融公社）、フランス等である。現在ASEAN諸国の中で、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ミャンマーなどの国々の経済発展と比較してベトナムはむしろ経済停滞期にあると言える。日本やタイのドナーのベトナム支援を有効にするためには社会主義国の特性を理解したうえで長期にわたる人材の育成が必要であると思われる。

8 これからのベトナム

今回のベトナム視察研修で行った東京税理士会との協議会は限られた短い時間ではあったが、ハノイ税務局、ホーチミン税務局の多くの税務官吏の方々やたくさんのベトナム税理士の方々と熱心な意見交換をすることができ、ベトナムにも必ずや近い将来に立派な税理士制度が確立されることを確信した次第である。このことはベトナムの「2020年に向けた税理士制度の発展計画」（詳細は別章）にも裏付けされていると思うのである。この発展計画は三つの具体的な改善策を掲げている。

第一は、税理士活動に関わる法律整備である。

現状の通達規定から「税理士法制定」への動きである。

第二は、税理士活動に対する国家管理についての改善策である。

税理士・税理士法人の管理活動を段階的に税理士組織、税理士会に移転する。

第三は、税理士の活動能力に関する改善策である。

税理士に対し職務知識の年次研修や教育訓練を行う制度を作り、税理士の職業道徳規則を制定する。



クック氏と



ベトナム料理店「NAM PHUONG」にて

Ⅲ セミナーを終えて

冒頭にも述べたが、我々国際部は2005年にベトナムを視察訪問し、セミナー交流をしている。当時のベトナムは市場経済が急速に発展し、まさに税制の抜本的改革の必要性が唱えられ本格的な税制改革マスタープランをもとにステップアップが推し進められている最中であった。この度、幸運にも再びベトナム視察の機会に恵まれ、前述の税制改革プランの完遂度を検証することができた。5年を中期、10年を1フェーズとして掲げていた新税の導入、税率低減、WTOの加盟、法整備など概ねがプラン通りに遂行されたようである。ただし、未改善の問題も多々残っていると同時に、近年のベトナムの市場開放に伴う新しい論点も発生している。また、2009年に日越経済連携協定が発効され、現在、日本はベトナムにとって貿易相手国として第4位であり、日本のベトナムへの直接投資額は第1位となっている。この経済連携協定により両国間のヒト・モノ・カネの往来が激増し、在ベトナム邦人数が飛躍的に伸びた。こういった事実は、我々日本の税理士に、国際間税務知識のさらなる習得、相手国の情報収集および相手国への理解、税務活動の相互協力・支援などを切実に訴えかけていることにほかならない。日々発展する躍動的なベトナムの空気に直接触れ、彼らが発展するスピード以上の速さで適応できる準備を私達も怠ってはならないと痛切に感じた。

また、視察を通して、今回のセミナーに参加されたベトナム人の真摯な姿勢を見て、ベトナムにおける税理士業の進化、租税教育の普及、税理士制度の確立を願わざるを得ない。日本が継続的協力支援をすることで、日本の税理士制度が必ずこの国に根ざし、発展していくと実感する研修旅行であった。



ベトナム料理店にて



民族演奏を聴きながら

コラム ベトナムのフランスパン

Cộng Hoà Xã Hội Chủ Nghĩa Việt Nam



ベトナムの旧宗王国はアメリカの支配前はフランス領であった時代がある。ベトナムの都市をめぐっているとフランス植民地時代の建物や教会やレストランが目につく。

ホーチミンにあるレストランに入るとワインとフランスパンの味と香りが他のASEAN諸国の都市と比較にならない程その優雅さと美味しさが感じられる。



教会



フランス料理店「AU MANOIR DE KHAI」



筆者がパリに旅行した時、ミシュランで星をとった TIN DIN というベトナム料理屋を訪れたことがある。ソルボンヌ大学の博士号をもつベトナム人のレストランオーナーがワインの説明をしてくれる。Comt・Lafonという名壤の幻のムルソー・シャルムが数限りなくあった事を今でも覚えている。

また、フランスのレストランの厨房には必ずベトナム人が働いている。(日本人も多いが)ベトナム人の日本人と類似する面である努力家、芸術性、緻密さが感じられる。

ベトナム税理士会との協議会及び視察をする間に、ハノイ、ホーチミンで味わった昼食・夕食の中でベトナム人氣質、文化に深く感動した瞬間である。



(相澤康晴)

第7章

チュオン・ザー税理士事務所

チュオン・ザー (Truong Gia : 春家) 税理士事務所 訪問

国際部委員 浪川 裕 良
国際部委員 谷 中 和 也

ホーチミン市にあるチュオン・ザー税理士事務所を訪問した。スタッフが総出で出迎えてくれ、壮大な歓迎を受けた。



事務所入り口にて横断幕により歓迎

I チュオン・ザー税理士事務所

1 事務所概要

チュオン・ザー税理士事務所は、2008年3月11日にホーチミン市計画投資局に新規登録して創立され、4人のメンバーで発足し30億ドン（約1,500万円）の資本金で営業許可の登録を行った。

2012年7月初旬には、カインホア省ニャチャン市（ホーチミン市から500km離れていてバスで10時間、飛行機で1時間の距離）、に支店を設け、現在はダラット市にも支店を有している。現在 社員30名が在籍しており、国税総局より発行された「税務手続きサービス提供資格認定書」を持つ税務分野出身者4名、専門分野の大学を卒業して「税務手続きサービス提供資格認定書」を持つ者が2名で合計有資格者は6名（元税務職員4名、試験合格者2名）おり、スタッフは、会計専攻の大学を卒業した者が18名、会計専攻の短期大学を卒業した者が6名で運営している。

顧問先は、現在217の企業と契約し、ホーチミン市178企業、カインホア省の支店で35企業、ホーチミン市周辺の省や市で11の企業と契約締結している。

2013年の総売上は28億ドン（約1,400万円）である。総売上のうち税理士業務の売上は、

18億ドン（約900万円）となっており、その他の売上は記帳代行等の会計業務とのことである。2013年度の会社としての利益は、4.9億ドン（約250万円）となっており、営業利益率は22.08%を誇る。

納税額は、付加価値税1.6億ドン（約80万円）、法人税0.98億ドン（約50万円）である。さらに2014年度の総売上の見込みは、35億ドン（約1,750万円）を見込んでいる。

チュオン・ザー税理士事務所の主たる業務は、Auditing service、Professional accounting service、Tax agent service、の3つである。各レベルの国税当局に対して、常に税務政策に関する疑問点等を投げかけ、企業の全体的な問題等について提案し解決を求めている。顧問先企業に対しては、常に企業活動に関する新たな政策や施策について通知及び案内をし、さらに領収書の作成や商品の返品処理などについての相談にも応じている。また、労働者の社会保険及び医療保険の加入手続きのサポートに関する業務や、税務に付随する手続きのサポートに関する業務までを幅広く行っている。

2 税理士政策に関する提言

ベトナムにおける税理士制度は、税務管理法第20条に税務関連手続きサービスを提供する組織について規定がおかれ、2008年4月3日に通達No. 28/2008/TT-BTCが発出されたことにより税理士制度が発足した。

いまだ現状では、税理士制度が発足されてから6年目であり、このため問題点等も多くなっている。このような問題点についてチュオン・ザー税理士事務所として税理士会への「税理士政策に関する提言」として下記に抜粋を掲載する。

－ 税理士政策に関する提言 －

チュオン・ザー税理士事務所

税理士事務所は、企業が税法をはじめとする法律の規定を順守するような案内、サポートする組織であるため、税務当局及び関係機関は、税理士事務所を養成、整備し、支援するための法令の整備を行うべきである。国は、活動条件を満たさずに会計・税理士業務を行っている個人及び組織に対し、社会的な管理対策を強化すべきである。税務申告書類による企業の管理対策も強化すべきである。税務申告書の片側には企業の法律上の代表者の、そしてもう一方の側には税理士の署名欄がある（これは、税理士が税務申告書の記載内容について責任を負うことを意味する）。法的な資格を持たずに会計業務を行っている個人及び組織（法人）は署名できないが、国税当局はそれを認めている（認めて申告書を受領する）。この問題については、国税当局は「川を渡すための掛け橋」の役割を果たす者を軽視したと考えられる。

以上はTruong Gia税理士事務所のこの6年間の実績及び税理士会に対して提出さ

せていただく当社の意見及び提言である。ご検討の上、解決策とその実施計画を速やかに展開され、全国の税理士が法律の下で活動し、発展できるようになることを期待している。国家と共に、税理士サービスを提供する会社によりより良い環境を創出し、ベトナム経済をこの地域の先進国と同様のレベルにまで発展させていくための企業の管理プロセスに貢献していくことを望んでいる。今回の会議のご成功をお祈り申し上げます。

各代表者、各省庁の幹部の方々のご健康並びにご同席の皆様のご発展をお祈り申し上げます。

敬 具

経営グループ代表

Duong Thi Ngoc Lan

以上のような提言を、6年間に渡る税理士事務所運営の経験から現在の問題点をまとめ、税理士会に提言している。ベトナムの税理士制度の問題点は、JICA専門家中川氏によれば下記のように多数あるとのことである。

法律的に税理士に認められているのは、①税務書類の作成、②税務代理（調査立会いを含む）の二つだけであり、税務相談の権限は、監査法により公認会計士の会計事務所に認められてはいるが、税理士には認められていない。記帳代行や記帳指導についても会計法により公認会計士の会計事務所に認められ、税理士には認められていない。税務書類の作成についても、上述の提言にもあるように、署名欄に署名しないことにより税務管理法違反とならないよう法的効果の帰属を回避し、税務書類作成の権限を脱法的に行使する状態がまかり通っている。監査においても、証券取引所は創設されたが、企業情報開示や資産査定も要求されておらず会計監査の重要性もそれほど要求されていない。会計の目的は、税金の計算の為という意識が強く公認会計士の会計事務所による監査においても税務事項の指摘がかなりの量を占めている。調査立会いについては、ベトナムの税務署員が税理士制度をよく認識しておらず、また、納税者との間で税務署員は強い立場にあり、税理士が介入することによって自己の立場が弱まることを恐れ、調査立会いを認めようとしていない。さらに税理士会への登録が任意であり税理士の一部しか税理士会に登録していないとのことである。

以上のようにいまだ発展がおくれているベトナムの税理士制度であるが、ここで6年間の経験をもつチュオン・ザー税理士事務所のように成長している事務所も存在していることも事実である。今後も制度の変更等でますます発展することを願っている。

II 意見交換会（質疑応答）

チュオン・ザー税理士事務所は、ホーチミン市では有数の大規模な税理士事務所であるが、代表であるズオン・ティ・ゴック・ラン氏のご主人および2人のご子息も事務所を手伝っており、家族経営の香り漂うアットホームな税理士事務所である。



チュオン・ザー税理士事務所入り口

ちなみにズオン・ティ・ゴック・ラン氏のご主人の仕事は雑用&ボディガード、ご子息については資格取得を目指し、取得後は日本の税理士事務所での修業させたいと思っているとのことだった。日本語ができるスタッフもおり日本企業のベトナム進出の際のサポート体制も充実しているようであった。



神津会長とお話する右手前ベトナム税理士会会長のゲン・ティ・クック氏

今回の訪問では、土曜日にも関わらず支店も含めた全てのスタッフが勢ぞろいして東京税理士会を迎えていただいた。テーブルの上にはマンゴーやマンゴスチンなど南国特有の果物が所狭しと並び、意見交換会は和やかな雰囲気の中で行われた。



ズオン・ティ・ゴック・ラン氏とご主人

[質疑応答]

Q1：12月決算の法人について、税務署への申告期限はいつですか。

A1：申告期限は3か月後の翌年3月末。

Q2：12月決算は多いですか？

A2：ほとんどの企業は12月決算。その他3月末、6月末、9月末決算のいずれかを選択可能。金融業界、会計事務所等は一般企業の決算（12月末）に携わるため、その時期を避けて3月末、6月末決算が多い。

Q3：個人の申告は多いですか？

A3：当事務所のクライアントは基本的には企業だが、個人クライアントも全体の20%程度いる。しかし個人相手は料金をもらっていない。

また個人の確定申告に関する社会貢献として、2012年、2013年の確定申告時に自主的にホーチミン税務局の無料相談のサポートを行った。

Q4：今回の訪問を通じて、ベトナムは女性の社会進出が盛んなように感じられたが、女性の税理士は全体の何%くらいですか？

A4：女性の税理士は50%くらい。税理士会の執行部も50%くらい。

Q5：ベトナム国内において税理士事務所の支店を開設する場合、例えば日本では支店に必ず1人税理士がいなければならないが、ベトナムではどうですか？また支店数の上限はありますか？

A5：ベトナムでは少なくとも2人いなければならない。また支店数に規制はなく、有資格者が2名いればいくつ設けても良い。当事務所では各支店のリーダーを務めているのは、30年超のキャリアを持っている元税務職員。

Q6：貴事務所におけるコンピューターの導入状況はどうですか？

A6：記帳、申告書の作成、書類の作成等全てコンピューターで行っている。

Q7：貴事務所は土曜日も営業していますか？また残業はありますか？

A7：土曜は午前中のみ営業している。残業に関しては、通常期は頻繁に必要なわけではないが、やはり申告時期は残業しないと仕事が終わらない。

また残業は基本的にベトナムの労働法に則り午後9時を超えないように行っている。また残業代は労働法で定められた1.5倍で支給されている。

Ⅲ おわりに

今回の事務所訪問では、ベトナム税理士会会長のゲン・ティ・クック氏にもご同行いただいた。最後にクック氏から、ベトナムの税理士を連れてまた日本を訪問し交流を図りたいとの言葉をいただき、東京税理士会からはチュオン・ザー税理士事務所およびベトナム税理士会のますますの発展をお祈りして、神津会長の一本締めにて事務所訪問を終えた。



全員で一本締め

その他資料

I 4月9日関連資料

税務行政改革プロジェクトの概要

2014年4月9日

JICA 専門家 中川 吉之

1. 概要

2005年8月末のフェーズ1より現在まで、以下のテーマで実施してきている。

- (1) フェーズ1 2005年8月~2008年7月
 - ・担当者 岡村専門家（国税庁より派遣）、錦織専門家（公募）、ベトナム人職員1名
 - ・テーマ 「納税者サービス」、「税務調査」、「職員訓練」
- (2) フェーズ2 2008年8月~2011年7月
 - ・担当者 長谷川専門家（国税庁より派遣）、錦織専門家（公募）、ベトナム人職員1名
 - ・テーマ 「税務広報・租税教育」、「職員訓練の改善」
- (3) フェーズ3 2011年9月~2014年8月
 - ・担当者 中川専門家（国税庁より派遣）、ベトナム人職員1名
 - ・テーマ 「税理士との協力の強化」、「国際課税」
- (4) フェーズ4 2014年8月~2017年7月（最終決定はされていないが、実施の方向）
 - ・担当者 国税庁より専門家1名を派遣、ベトナム人職員1名（？）を雇用
 - ・テーマ 「APA、デリバティブ取引及び不動産取引への課税」、「滞納税の徴収」、「税務争訟（不服申立及び税務訴訟）」

2. プロジェクト実施の経緯

- (1) 2004年当時の国税庁長官が、過去の仕事の中でベトナムとの関わりが深く、ベトナムに個人的な愛着が強かったことから、ベトナムに対する知的支援を行うことを強く推進。2005年よりベトナムに国税庁職員をJICA 専門家として派遣することとなった。
- (2) 1フェーズを3年で実施してきており、現在第3フェーズの3年目（トータルでは9年目）となっている。この間、個人所得税の申告納税制度の導入や、いくつかの省において租税教育の導入などの新たな取り組みが日本の支援も用いて行われた。

3. プロジェクトの現状

専門家の主な活動は、ベトナム税務総局のニーズを把握し、①日本やその他の国への研修ツアーを実施、②日本から短期専門家を招聘してセミナーを実施、③セミナーにおいてプレゼンテーションを実施、④日本の税制や税務行政に関する説明と資料を提供することの4つである。

これまでの主な活動及び今後の活動予定は以下のとおりである。

(1) 税理士との協力の強化

2011年11月	税理士の管理を定めた施行規則（通達）の改正案の検討にあたり、ベトナム側の質問への回答書・意見書を提出
2012年2月末～3月上旬	研修ツアー（1週間）で日本を訪問し、日本の税理士制度について包括的に説明（総局長、税理士会会長及び副会長他重要メンバーが参加）
2012年3月	税務総局で検討中の施行規則（通達）改正案に対し、意見書を提出
2012年4月	税理士制度創設4周年を記念して行われたセミナーにおいて、日本の税理士制度についてプレゼンテーションを実施
2012年6月	国税庁総務課の税理士担当課長補佐を短期専門家として招聘してセミナーを開催し（3日間）、税理士制度の創設と発展の歴史とその背景、現在の制度、税理士制度発展のための税務当局の施策、税務当局と税理士の協力などについて包括的に説明
2012年12月	日本税理士会連合会の池田会長一行がベトナムを訪問し、半日間のセミナーで日本の税理士制度、日本税理士会連合会の機能と役割について講演。
2013年1月	ハノイ及びホーチミンで開催された、税理士会主催のアップデートセミナー（税理士会が会員に対して、税法改正について研修を行うセミナー）に参加し、当プロジェクトの紹介、ベトナムの税理士制度の今後の発展に向けたJICAプロジェクトの貢献予定について説明。
2013年4月	税理士会5周年大会兼役員改正選挙に参加し、財政省副大臣などとともに、祝辞を述べるとともに、当プロジェクトの紹介、今後の活動予定の説明と税理士会との協力について説明を行った。
2013年7月	7月7日から11日まで5日間の予定で韓国への第三国研修を実施。ベトナム税務総局職員7名、ベトナム税理士会2名（会長及び副会長）と共に、韓国国税庁、ソウル税務局、韓国税務士会、税務士事務所を訪問し、韓国の税務士制度、税務士の役割等について韓国の状況を聴取した。
2013年9月	財政大臣が税務総局に作成を命じた「税理士制度発展計画」のドラフトに対して、JICA 専門家より意見書を提出。
2014年3月	財政省が2020年までの税理士制度発展計画の承認に関する決定420/QD-BTCを採択。2015年に政令を制定して税理士の権限を拡張し、2016年～2020年に税理士法を制定する予定としている。
2014年4月	東京税理士会ご一行のご来越の際、東京税理士会の役員の方々より、ホーチミンの税理士に対して、日本の税理士制度、税理士業務で得た知見を、セミナー形式により共有・供与。
2014年5月	日本への研修ツアー（8日間）を実施し、国税局及び税務署レベルでの税理士・税理士会と税務当局の協力状況、税理士の管理（税理士会及び国税局）、税務当局による税理士の権利の保護、などについて説明する予定。

(2) 国際課税

2011年12月	日本の事前確認制度（APA）について専務運営指針を提供
2012年1月末 ～2月上旬	税務大学の教務課長及び教育官を短期専門家として招聘してセミナーを開催し（4日間）、日本の国際課税担当税務職員の育成方法について、包括的に説明。
2012年10月末 ～11月上旬	日本への研修ツアー（8日間）を実施し、税務大学で行われている国際租税セミナーの講義の聴講（4コマ）、税務大学の教官や教務編纂を担当する課長等との意見交換を実施。
2013年3月	税務大学教授を短期専門家として招聘してセミナーを開催し（3日間）、恒久的施設に対する課税と移転価格の事前確認制度（APA）について包括的に説明。
2013年4月	税務大学国際租税セミナー担当の教授2名を招聘してセミナーを開催し（4日間）、多国籍企業のタックスプランニング、租税回避とその対抗策、過小資本税制、外国子会社合算税制、海外取引調査法について説明。
2013年6月	日本への研修ツアー（8日間）を実施し、移転価格課税の税務調査の実施手順、日本の国際課税実施のための組織の概要、移転価格税制の事前確認制度の価格算定手続きと実際のスケジュール、外国法人の課税と税務調査、小規模な国税局での国際課税の実施ノウハウについて包括的に説明。
2013年12月	日本への研修ツアー（8日間）を実施し、租税条約に基づく情報交換、租税条約の適用例、資料情報の処理プロセスについて包括的に説明。
2013年12月	移転価格税制の事前確認制度の通達をベトナム財政省が公布（2月5日施行）。
2014年1月	国税庁からAPAの専門家2名を招聘し、3.5日のセミナーを実施。移転価格税制の基礎を教えたうえで、APAについて基礎から順を追ってケーススタディを実施。
2014年3月	国税庁からAPAの専門家2名を招聘し、1月のセミナーの続きとして4.5日のセミナーを実施。

(3) 資料提供

ベトナム側の随時の要請に応じて、日本の税制・税務行政について詳細な資料を提供するとともに説明を行っている。主な実績は以下のとおり。

- ・ 2011年12月 所得税法の概要
- ・ 2012年3月 職員研修・育成の制度、カリキュラム等
- ・ 2012年5月 人事管理（公務員倫理法や職員行動基準等）
- ・ 2012年9月 職員採用試験
- ・ 2012年10月 消費税還付制度
- ・ 2013年3月 日本の租税情報交換協定締結状況、締結方針、背景
- ・ 2013年4月 法人税法における収益計上時期に関する基準

- ・ 2013年6月 外国子会社合算税制の別表、移転価格税制における推定課税制度の資料
- ・ 2013年12月 法定資料全58種のうち、30種のフォーマット（英語版）

4. 日本の税理士会による当プロジェクトへの協力

- (1) 2009年12月に日本税理士会連合会より、友利国際委員会委員長を講師（短期専門家）として派遣いただき、3日半、日本の税理士制度について説明。
- (2) 2011年4月のベトナム税理士会創立3周年記念式典において、池田連合会会長の祝辞をJICA専門家が代読。
- (3) 2012年2月末から3月上旬の日本への研修ツアーの際、日本税理士会連合会に1日、東京税理士会に半日、研修団の受け入れを依頼。
- (4) 2012年7月6日に東京税理士会麹町支部一行がベトナム税務総局・税理士会を半日訪問。
- (5) 2012年12月に日本税理士会連合会の池田会長一行がベトナムを訪問。クアン・ニン省税務局を訪問して意見交換。また、税務総局総局長・税理士会会長を表敬訪問。税理士会開催のセミナーにおいて、日本の税理士制度について講演。
- (6) 2014年4月に東京税理士会一行がベトナムを訪問。税務総局、税理士会、ホーチミン税理士会と意見交換を行うとともに、ホーチミンの税理士に対して日本の税理士業務の経験を提供。
- (7) 2014年5月に予定している日本への研修ツアーの際、日本税理士会連合会に半日、名古屋税理士会に半日、近畿税理士会に1日研修団の受け入れを依頼。

5. 他のドナーの動向

多くのドナーがベトナムに対して援助を実施、または申し出ている模様。必要に応じて、ドナー間の協調を図ることとしている。把握している限りで以下のとおりである。

(1) 世界銀行

包括的なIT情報管理システムの導入について、借款援助をつけるとともに、その企画について、予算を提供しコンサルを雇用。なお、世銀の援助の半分近くは日本が実質的に拠出している。税務総局の最大のプロジェクトと言える。

(2) 韓国税務当局

KOICAではなく、韓国税務当局がベトナム税務当局との間で直接実施している。プロジェクトのように支援テーマを決めることはせず、年に二回、その時々ベトナム側が希望するテーマに基づいて、研修ツアーを受け入れている模様。

(3) EU

- ・ オーストラリア人の税務職員を雇用し、KPMGの若手職員をサポートに付け、移転価格について3～4日間のセミナーを2012年冬から2013年5月まで3回実施。さらにマレーシアへの研修ツアーを実施。2013年5月をもって支援は終了したが、2014年9月から移転価格税制及びAPAについて支援を再開する方向。
- ・ 付加価値税と法人税の改正について、コンサルを雇って知的支援を実施していた。

(4) OECD・IFC

・EU と連携し、移転価格に関するセミナーを3回実施してきた。今後も短期専門家を派遣してベトナムに対して、移転価格税制の知的支援を継続する意向。

(5) フランス

・年二回、5～6人の職員を研修ツアーに招聘している模様。税務調査について、知的支援を行っている模様。

6. プロジェクトがより有効に活用されるために（JICA 専門家として勤務してみた感想）

(1) プロジェクトの活動に、真にその案件を担当する職員の参加を確保することが大切。簡単なことのように思われるが、発展途上国、社会主義国の特性からして、日本への研修旅行は職員に対する一種の恩賞のように扱われており、改善は難しい。

(2) プロジェクトが開始されても、ベトナム側でプロジェクトドキュメントの作成やプロジェクト担当者の選定に長期間時間がかかり、その間は JICA 専門家からかなり無理を言っただましましで活動をせざるを得ない。現在の1つのフェーズを3年とする周期は、一人の専門家が一つのフェーズを最初から最後まで責任を持って行うというプロセスには良いものの、活動が中途半端になる期間があまりにも長い。1つのフェーズを5年といった長期にすれば、フェーズごとに繰り返される無駄を減らすことができる。

ベトナムの税理士制度の概要と問題点

2014年4月9日

JICA 専門家 中川吉之

1. ベトナムの税理士制度創設の経緯

- (1) 2005年より始まった日本の税務分野における知的支援プログラムで、現在のクック税理士会会長（当時の税務総局の総局次長）が研修団の一員として2006年3月に日本を訪問。その際、確定申告期に大勢の納税者が税務署に来ており、税理士による無料相談、確定申告対応への人員派遣を見て、「これから個人所得税にも自主申告・納税制度を導入するベトナムにも、必ず税理士サービスが必要になる時が来る。」と確信し、ベトナムにおける税理士制度の創設を決意。
- (2) クック会長は総局次長のポストを最後に退職した後、財政省幹部、税務総局幹部に働きかけ、税理士制度の創設とベトナム税理士会の創設が決定。ベトナム税理士会に対する支援として、オフィスを財政省が無償で提供することなどが取り決められた。
- (3) 税務管理法20条に税務関連手続サービスを提供する組織について規定がおかれ、この20条の下で、2008年4月3日に通達 No.28/2008/TT-BTC が発出され、税理士制度の詳細を定めることにより、ベトナムにおいて税理士制度が発足した。
- (4) 通達 No.28 の内容を更新するため、2011年春ごろより作業を開始し、2012年7月に通達 No.117/2012/TT-BTC を発出。これまで、本局に税理士の管理の全てが集中していたが、管理権限の一部を省・市税務局に移管した。税理士と税務当局の距離が近くなり、協力関係が進むことを意図している。

2. ベトナムの税理士制度の概要

- (1) 税務管理法第20条により、税理士は、納税者と契約を結ぶことにより、税務手続きを行うと共に、納税者の権利を守ることが定められている。具体的には、以下の職務を行うこととされている。
 - ① 納税者のために、申告、納税、年末調整をすること。
 - ② 税の減免、還付の申請のために資料の取りまとめ、税の減免額、還付額について記述すること。これらの資料を税務当局に提供すること。
- (2) 税理士サービスを提供するライセンスを受けるには、2人以上の税理士資格保有者で法人を設立し、登録をする必要がある（個人事務所は認められていない）。
- (3) 税理士登録数

時期	2011年8月	2012年4月	2012年12月	2013年9月	2014年4月
法人数	78 法人	83 法人	105 法人	129 法人	158 法人

3. ベトナムの税理士制度の問題点

- (1) 法律的に税理士に認められているのは、①税務書類の作成と、②税務代理（調

査立ち合いを含む) の2つだけである。

- (2) 法律的には、税務相談の権限は監査法により会計事務所に認められ、税理士には認められていない。
- (3) 記帳代行・記帳指導の権限についても、会計法により会計事務所に認められており、税理士には認められていない。
- (4) 税務書類の作成については、書類に税理士の署名欄があり、ここに署名することにより、法的な効果が税理士に帰属することとされている。会計事務所の多くはこの欄に署名しないことにより、税務管理法違反とならないよう法的効果の帰属を回避している。従って会計事務所が税理士登録をすることなく、税理士のみ認められたはずの税務書類作成の権限を脱法的に行使する状態がまかり通っている。
- (5) 監査においても以下の理由により、会計士が税理士の領域を奪っている。
 - ① 証券取引所は創設されたものの、企業情報開示はそれほど要求されていない。また資産査定もそれほど求められていない。
 - ② 会計監査の重要性もそれほど認識されていない。
 - ③ 会計の目的は税金の計算という側面が必要以上に強くなっており、会計事務所による監査においても、税務事項の指摘がかなりの量を占める。
- (6) 調査立ち合いをはじめとする税務代理については、以下の理由によりほとんど機能していない。
 - ① 税務職員がそもそも税理士制度を認識していない。
 - ② 社会主義国及び発展途上国に多い現象であるが、官尊民卑の発想が著しく、税理士を税務当局の対等なパートナーと考える土壌が政府職員に欠如している。
 - ③ 納税者との間で強い立場にある税務職員は、税理士が介入してくることによって自己の立場が弱まることを恐れ、調査立ち合いを認めようとししない(税務調査におけるトラブルを招くだけであり、税理士も調査に立ち会わない)。
 - ④ 税務職員の中に、税理士(及び会計士も)は納税者と結託して合法的あるいは脱法的あるいは違法に税を減免することに加担しているとの思い込みがある。
- (7) 国民の間に納税意識を含めたコンプライアンスの概念が根付いていないため、税理士サービスを利用しようという発想がほとんどない。
- (8) 税理士会への登録が任意とされており、税理士の一部しか税理士会に登録していない。

4. 税理士制度発展のために

- (1) 税理士法を制定し、税務書類の作成、税務代理、税務相談、記帳代行・指導の権限を全て税理士に認める。その際、監査法を改正し、税務相談の権限を税理士に移管する。
- (2) 税務書類の作成などについて厳格に取り締まり、会計士が税理士業務を行う以上、税理士登録をさせる。
- (3) 税理士会への登録を強制とし、税理士会の機能を高める。
- (4) 政府職員の発想、ベトナム国民の発想が変わってこない、どんなに制度を整えても、税理士制度は発展しないと思われる。これが最も困難な点である。

税務総局
ホーチミン市税務局

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

ホーチミン市、2014年4月8日

会議報告書

ホーチミン市における税務当局と税理士の協力

世界の税理士サービスはかなり以前から普及していましたが、ベトナムにおけるこのサービスはまだ新しいものです。ホーチミン市の納税者数は多数に上りますが（14万の企業、25万の個人経営世帯、100万人以上の個人が所得税を納税する）、税理士証票が発行されている税理士は100社以下で、納税者の需要に対して少数であり、税理士の発展が必要不可欠となっています。

ご列席の皆様!

ベトナムでは、税理士の主な活動は税務に関わるサービスを提供することです。例えば、納税者を代行して税務申告書類に署名し、税務登録、申告、免税・減税・税金還付及び税務決算等の業務を行います。また、税理士は領収書のテンプレート作成、領収書発行通知の案内、企業設立経営登録手続等のサービスも行います。税理士のサービスを利用することで、税政策に関する変更を適時に把握でき、人件費の節約、リスクを最低限に抑えられる他、税務に関わる業務を正確に完璧に遂行することが出来ます。

近年、税務局は納税者の諸問題を適時に解決するために、税制を広報することで納税者サービスの質を向上させました。さらに、直接対応、オンライン、「税務知識の普及」のテレビ番組の制作等、納税者を支援する活動を次々に打ち出しています。特にホーチミン市税務局は、年次の税務申告決算において納税者を支援する税理士の役割に関心を持っています。

「確定申告支援週間」「納税者の意見を聞く週間」等、具体的に計画を実施する時にはいつも税理士向けのセミナーを開催しています。このセミナーの目的は、税制の基本的な内容を理解し、税理士が顧客の税務書類を速やかに提出できるよう書類の受領方法及び解決方法を協議することです。

税務当局の成果の陰には、市の管轄地域における税理士、税務コンサルタント、監査法人の大きな業績があることを忘れてはなりません。地理的に広いホーチミン市に於いて企業がますます増えて行く中、納税者への支援に対するニーズが高まっています。税制が次々と打ち出される中、税務局が納税者に対して適時に十二分に対応することが難しいのが現状ですが、これらの機関の役割はますます重要になります。ベトナムの今後の方

向は先進国と同じく税理士を通じて税務申告を行い、税理士が税務書類を提出し納税を行うことになると思います。

ご列席の皆様へ

2020年までの税務制度発展計画は、税理士の数を段階的に増やすために納税者に対する支援を広めることを加速し、税理士によって提供されるサービスの質を高め、また税理士によるサービスを拡充・多様化させて、税理士制度を発展させることを目標として設定しています。同時に税務当局と納税者の架け橋になるために税理士制度を構築し、納税者が税法を遵守するための環境を整えていきます。税務当局及び納税者が税法に定められた義務を果たすための費用、時間、労力の削減を図り、税務当局による税務行政の効果、効率性の向上に貢献します。ホーチミン市の税務局は、常にリーダーシップを発揮し、あらゆる方面で管轄地域の税理士と協力していきます。

- 税理士証票の発行及び税理士スタッフの変更管理を迅速に的確に実施し、税理士が早期に活動できるように一番良い条件を整えます。

- 税理士と協力して納税者を支援する「確定申告支援週間」、「納税者の意見を聞く週間」を毎年実施し、納税者の支援における問題を解決し、大量の税務書類を扱う税理士を支援します。

- 税理士がオンライン申告納税を便利に利用できるよう、コンサルタントと協力してデジタル署名を提供します。税務の申告支援システムにおいて申告書の作成を案内し、税務申告・納入支援ソフトのインストールと使い方を案内します。税理士に報告書類を無料で提供します。

- 新規の税理士には、各種規定を把握していただくために税務当局で税制に関する研修を行います。また、税理士が納税者に最大限の支援を行えるよう、市税務局も税制の案内、税務申告、還付、減税、延期手続等の税理士支援策を取るよう税務支局に指示を出しました。

今後納税者を最大限支援するために、市税務局は「税理士との対話」を定期的に行い、納税者支援における困難を解決するための調整を行う仕組みを構築するとともに、税制改正の内容を税理士に適時に伝えていきます。

実際、税理士の活動はまだ始まったばかりで、このサービスについての宣伝広告は限定的で納税者の要求に十分に応えていません。また、プロの域に達しているとは言えない一部の税理士が原因で、納税者に対する信頼・信用を得ることが出来ていないため、顧客が増えません。納税者は税理士についての理解がなく、税理士とサービス契約を締結することによって得られる利益を十分に分かっていません。また、税務当局と税理士間の協力体制が定められていません。殆どの地方では納税者に税理士を通じて税務申告することについて広報されていません。このことから、顧客の数がなかなか増えていきません。

しかし、税理士業が成り立ち、顧客網を広げていくために、税理士は高い法的素養を持たなければなりません。また企業の活動を許可する機関、各レベルの人民委員会等、各関係機関との協力関係を確立しなければならず、特に税務当局の支援が必要です。その一方で、税理士は以下の条件を満たしていかなければなりません。

-納税者の要求に応えられるサービス、更なる良質のサービスの提供を目指し、専門性の確保によって納税者の信頼性を得て顧客に利益をもたらす。

- 税理士を利用することの意義を広報することについて、税務機関と協力する。

- 税務のソフトを使って税務申告を完璧に行う。

以上はホーチミン市における税務当局と税理士の協力について評価したものです。税理士はとても重要な役割を担っていることを認識しました。近年の協力によって得た成果を継続させるために、税理士は「税務当局の片腕」として更なる発展を目指して行きます。納税者に提供する税理士のサービスについて、日本人専門家から多くの経験を学びたいと思っています。税務当局と税理士の協力関係のあり方についての経験は、納税者に最大の利益をもたらす点で一番関心を寄せているところです。

最後に、皆様のご健勝、本セミナーのご成功をお祈りいたします。

その他資料

Ⅱ 4月10日関連資料

税理士の発展及び活動経験交換セミナープログラム

日時：2014年4月10日木曜日午前8:30-11:30

場所：ハノイ市ハイバーチュン区ロードウック通り No123 税務総局本部

Tien che2 ビルディング3階会場

時間	内容	担当者
8.30 - 9.00	表敬訪問	
9.00 - 9.10	代表者紹介	税務総局納税者支援・広報課
9.10 - 9.40	財務省 2014年3月03日付第420号決定に基づき 2020年までの税理士の発展計画及び目標；法律整備、国家管理、税理士の活動能力向上の各ソリューション	Ms.タオ・ティ・ホアン・アイン 税務総局納税者支援・広報課長
9.40 - 10.00	ベトナム税理士会の組織体制・機能及び業務概要	Ms.グエン・ティ・クック (Nguyen Thi Cuc) ベトナム税理士会会長
10.00- 10.15	休憩	
10.15-10.45	東京税理士会の組織体制及び業務概要、税理士法人の活動概要（東京税理士会メンバー）	東京税理士会 神津信一会長
10.45-11.30	ディスカッション	Ms.グエン・ティ・クック (Nguyen Thi Cuc) Ms.タオ・ティ・ホアン・アイン (Tao Thi Hoang Anh) Mr.神津信一及び代表者
11.30	閉会	税務総局納税者支援・広報課

主催委員会



ベトナムにおける税理士管理業務の概要

2014年4月

1

内容

内容は**5つ**のパートに分かれる:

- パート1: ベトナム税務当局の概要
- パート2: 税理士業務管理のための法制度
- パート3: 国家による税理士業務の管理
- パート4: 税理士業務の現状
- パート5: 2020年に向けた税理士制度の発展計画

2

第1部：税務当局の概要

- 税務総局は財政省傘下の機関であり、財政相が全土にわたって税金、料金、賦課金及びその他の歳入金(以降「税」と総称)を含む国内収入を管理し、また法に従った課税を行うのを助言し、補佐するために機能している。
- 税務総局は中央から地方レベルまで、行政単位に従った階層構造となっており、以下の3層構造に分かれながらも、中央集権と統一性を堅持している。
 - 税務総局
 - 省税務局 (63 局)
 - 税務署 (706署)

3

第1部：税務当局の概要

- 2013年12月31日までの全職員数は約44,989人、その内:
- 税務総局: 822人
- 税務局: 9349人
- 税務支局: 34818人

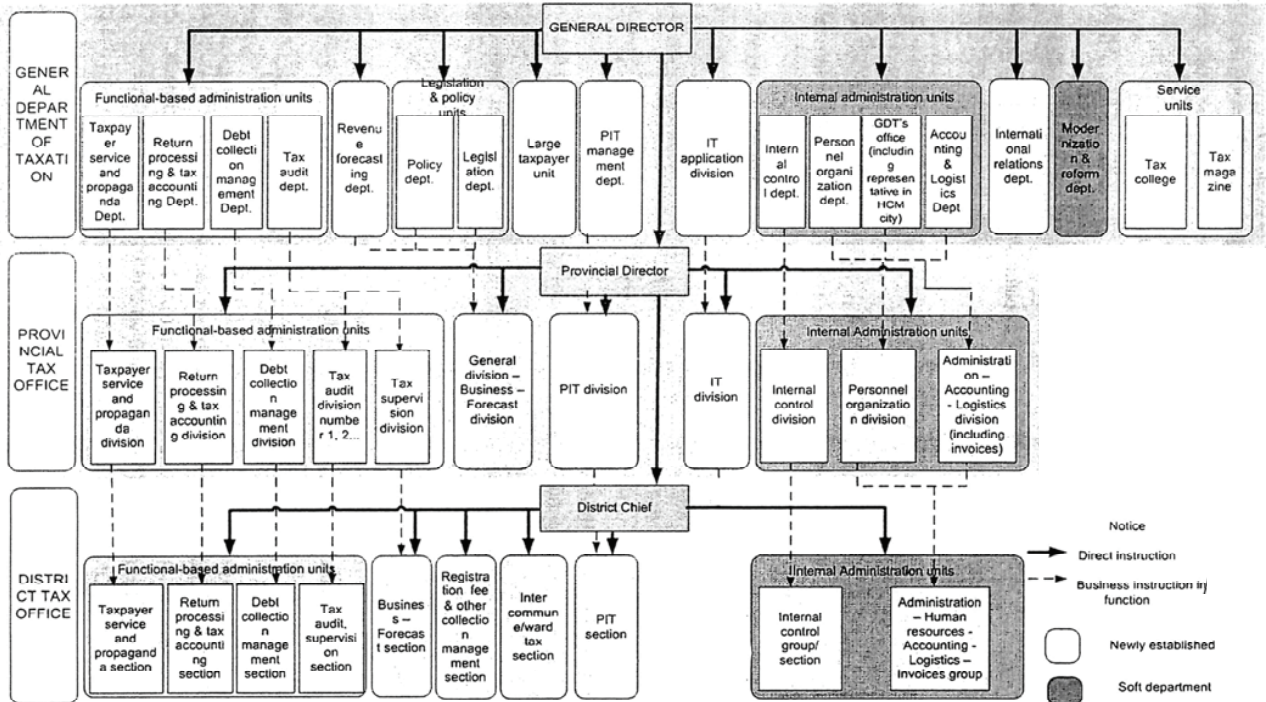
4

- 税務当局の体制は主として以下の4つの機能による管理と個別管理を行う。
 - (i) 納税者への広報、支援
 - (ii) 税務申告及び会計
 - (iii) 税務監査、検査
 - (iv) 税金未納の管理及び強制処理

- 税務管理方式: ベトナム税務当局は2004年より自主申告納税方式を試行し、2007年より全国に適用した。

第1部：税務当局の概要

Organizational chart
of functional-based administration of Vietnam tax system



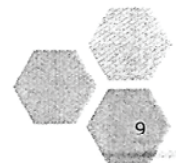
第1部：税務当局の概要

▶管理数：2014年3月31日まで全国の納税者数は36,908,117で、その内、従業員の個人所得税を納税する企業と組織数は721,569(全体の2%)、世帯数は1,959,681(全体の5.3%)、個人は34,226,867(全体の92.7%)である。

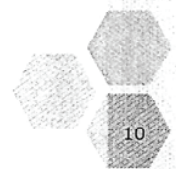
▶非農業地の使用税を納税する組織及び世帯、個人の納税者は1700万以上である。



- ベトナム税制は主として下記の税目で構成されている。
 - (1) 付加価値税
 - (2) 特別消費税(物品税)
 - (3) 法人税
 - (4) 個人所得税
 - (5) 天然資源税
 - (6) 農地使用税
 - (7) 土地(非農業地)使用税
 - (8) 環境税
 - (9) その他料金及び賦課金



- ❖ 税務管理法の定めに従って諸税政策の管理を行う、
 - 2006年11月29日付税務管理法第78/2006/QH11号
 - 税務管理法第78号の一部の条項を改正し、追加する2012年11月20日付税務管理法第21/2012/QH13号





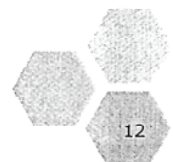
国家収入

- 2001年から2010年の国内収入の総計は2,082兆ベトナムドン(1,300億米ドルに相当)。
- 2011年から2020年までの国内収入の総計は7,746兆ベトナムドン(3,873億米ドルに相当)と推測されている。これは前の10年に比べて3.7倍に相当する。



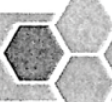
国家収入

- 2001年から2010年までの歳入は、平均で国内総生産の約23%に該当する。歳入は主として税及び賦課金からなり、平均で国内総生産の約22%に該当する。
- 2011年から2015年までの国家歳入の予測は、平均で国内総生産の23-24%に該当する。そのうち、税及び賦課金から得られる国家歳入は、国内総生産の22-23%に該当する。



国家予算の歳入:

- 2001-2010年の税金および手数料による国家予算への歳入の増加率は年19.6%に達する。
- 2011-2015年の国家予算歳入の増加率は年16-18%を見込んでいる。

 第2部：税理士業務管理のための法制度

- 2006年11月29日付税務管理法「78/2006/QH11」
- 2012年11月20日付税務管理法「78/2006/QH11」を改正・補足する法律「21/2012/QH13」
- 2012年7月19日付施行細則「117/2012/TT-BTC」により、2008年4月3日付施行細則「28/2008/TT-BTC」を更新。
- 2009年2月17日付税務総局決定「316/QĐ-TCT」により税理士試験の制度に関するルールを公布。

税務総局

- 省税務局とその下部組織がその管轄地域において税理士法人及びその勤務税理士を管理監督するのを指示・指導する。
- 税理士の毎年の研修・再研修に関するルール、及び税理士試験と税理士資格付与に関するルールを発行し、周知し、またそれが実行されるよう指示し調整する。
- 税理士試験のためのプログラムと時間割、研修教材を作成する。
- 税理士試験を実施し、税理士資格を付与する。
- 違反を犯した税理士の税理士資格をはく奪する。
- 最新の登録状況と業務停止状況を踏まえて、税理士法人とその勤務税理士の名簿を公開するとともに、税務総局のウェブサイトに掲示し、あらゆるレベルの税務組織に通知する。

省税務局

- 税理士試験受験者が税理士資格を得られるよう、知識のアップデートと強化のために研修を企画する。
- 税理士法人が業務を遂行するための全ての条件に合致していることを証明する証書を付与する。
- 税理士法人とその勤務税理士の業務を管理・監督する。
- 税制と税務手続に関し、税理士を指導・支援する。
- 税理士法人とその勤務税理士の活動を管理し、調べ、検査し、法律違反行為に対処する。
- 法違反を犯した税理士法人及び勤務税理士に対し、税理士業務の業務停止処分を行う。

第4部：税理士業務の現状

- 税務総局は税務に関わるサービス活動資格付与試験を4回行った。

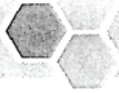
開催年	受験人数	資格付与合格者	資格付与/受験者率
2009	1,854	456	25%
2010	1,563	229	15%
2011	1,395	261	18%
2012	1,015	103	10%

17

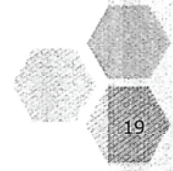
第4部：税理士業務の現状

- 2013-2014年の税務サービス活動資格付与試験は2014年第4四半期に行う予定。

18

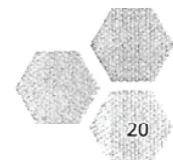


- ❖ 2014年3月30日までで、税務サービス活動資格を付与された個人は1,813人である。その内：
 - 試験合格後付与された人数：1049
 - 試験の2科目が免除された人数：764



第4部：税理士業務の現状

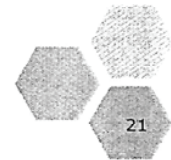
- ❖ 税理士の管理について
 - 2010年から2012年9月30日までの税理士数：
 - 2010年：税理士活動登録数は41である。
 - 2011年：税理士活動登録数は87である。
 - 2012年9月30日まで：税理士活動登録数は99である。
 - 2012年9月30日から2013年10月1日までの税理士数：
 - 2013年10月1日から現在まで：税理士活動登録数は158で、活動資格が付与されたスタッフ数は373人である。
 - 殆どの税理士は小規模で、税務サービスからの売上は低く、一部の税理士は売上が計上できない。





第4部：税理士業務の現状

- 税理士法人は20の省／直轄市にネットワークを広げているが、主としてハノイ市とホーチミン市で開業している（70%を占める）。
- 税理士の業務範囲： 税務管理法及び関連法規の下で、納税者を代理して、納税者登録、税務申告、納税、年末調整及び確定申告、税務争訟、減免税の申請または還付申請減税申請に必要な書類の準備を行う。



21



第4部：税理士業務の現状

❖ 教育訓練：

- 現在、税理士資格付与試験の教育訓練実施について、14カ所が税務総局により許可されている。



22



第5部：2020年に向けた税理士制度の発展計画

2011年5月17日付首相決定「732/QD-TTg」による2011年から2020年における税理士制度の発展のための戦略は、納税者への支援(税理士会、税理士など・・・)が広く行われるようになること、税理士が納税者のためにサービスを提供することに協力／支援すること、納税者のために税理士が提供するサービスを向上させることに目標を置いている。



23



第5部：2020年に向けた税理士制度の発展計画

- 財務省は2020年までの税理士システム発展計画の承認に関する決定、「420/QD-BTC (2014年3月3日付)」を制定した。それによると：




24

- 2011年-2015年の発展目標
 - 税理士資格付与者を2,000人以上に
 - 税理士サービスを利用する法人納税者を3%以上に
 - 税理士の提供するサービスの質に満足する企業を80%以上に

- 2016年—2020年の発展目標
 - 税理士資格付与者を6,000人以上に
 - 税理士サービスを利用する法人納税者を10%以上に
 - 税理士の提供するサービスの質に満足する企業を90%以上に

- 2020年までの税理士システムの活動能力向上と発展のための解決策：
 - (i) 税理士の活動に関わる法律整備に関する解決策：
 - 現行の通達の改正・追加を行う。
 - 政府政令の制定を提案し、税理士法制定の準備
 - (ii) 税理士の活動に対する国家管理整備に関する解決策：
 - 各レベルの税務当局における税理士・税理士法人の業務活動の管理機能・職務規定を明確に規定する。
 - 税理士・税理士法人の管理活動を段階的に税理士組織、税理士会に移転する。
 - 税理士資格付与試験の受験作業を改善する(オンライン試験)
 - (iii) 税理士の活動能力向上に関する解決策：
 - 税理士に職務知識の年次研修・教育訓練を行う。
 - 税務当局と税理士のホームページを構築する。
 - 税理士の職業道德規則を制定する。



有難うございました。

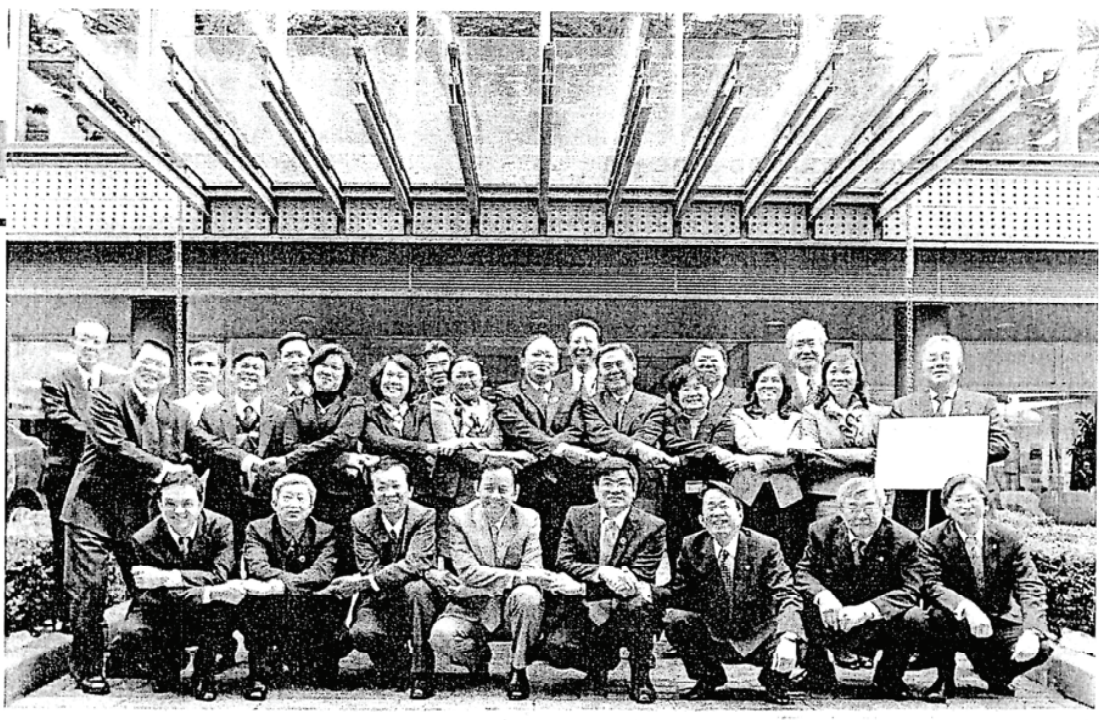
ベトナム税理士会 (VTCA) の組織、 機能及び業務概要

発表者: **Nguyen Thi Cuc**
ベトナム税理士会会長

Web: www.vtca.vn Email: HoiTuVanThue@yahoo.com

1

東京税理士会訪問 ベトナム国税総局及びベトナム税理士会



組織体制

- ベトナム税理士会(VTCA)は税理士の職業組織であり、100名の創立会員により2008年4月17日に創立された。大会による任期は5年である。
- 第2回大会(2013年4月16日)において、全国的に展開している大手監査法人・大手税務コンサルタント法人、及び税理士事務所の代表者から、16名の役員を新たに選出した。
- 定款では、各地域・地方に税理士会の加盟団体を置くこととされているが、現在、支部はホーチミン市にしか設置されていない。

3

組織体制

- 税理士会の会員は、税務コンサルタント・財政・監査業務または税務に関する業務を行っている組織・個人であり、任意加盟となっている。
- 現在、会員の加盟数は約750で、そのうち団体の会員は83である。
- 税理士会の会員は36の省・市にあるが、企業が集中している大きな省・市に集中している。具体的には、ハノイの団体会員45団体、個人会員353名、ホーチミンの団体会員28団体、個人会員235名が加盟している。

4

活動目的

- 税理士会は全国において税理士の分野で活動した、または活動している全ての経済セクターに属する法人及び個人の権利及び利益を保護する。
- 税務コンサルタント法人、税務コンサルタント業務を行っている個人、税務コンサルタント活動の管理を行う者、及びベトナムにおける税務関連の職業の発展に貢献し、あるいは良好な環境を創出することを気にかける、注意を払っている組織・個人の協力体制及び連携を図る。
- 会員を募り、会員の業務の発展と知識・能力・経験・管理能力の向上、職業倫理の保持、ベトナムの国税に関する法律の順守および意識の向上を目指して活動する。

5

活動内容

- 法律の規定に基づいて、税務制度・政策に関する情報、及び税務に関する国内外の市場・サービスの問題・課題に関する情報の交換と提供。
- 法律の規定に基づいて、各制度政策に関してコンサルティング及び意見具申をし、また、権限機関の要請に応じて国税の発展に関する企画・計画、相談及び意見提出を行う。
- 法律の規定に基づいて、国家の工業化・近代化の中でベトナムの税務セクターが持続的に発展できるよう、平等、相互尊重、相互利益の原則における国際統合の強化を図る。
- 法律の規定に基づいて、教育訓練及び研究活動を行い、また情報提供、貿易促進、税務分野に関するサービスを行う。

6

機能及び業務

- 税務に関する法律・政策・制度の広報、周知、教育訓練を行う。
- 会員及び税理士の名簿を一元管理し、条件の整備を受けて法律の規定に基づいて税理士の業務の管理を目指す。
- 資料を作成し、業務養成に関する研修コースを開催または共催することにより、各会員及び納税者の知識の更新、税務に関する知識の向上を図り、税法に対するコンプライアンスの向上に貢献する。また、法律の規定に基づいて、税理士の資格取得に関する研修と、その資格証明書を発行する。
- 法律の規定に基づいて、当会の活動内容に関する法律規正文書の構築に参画し、また国の権限機関に対して当会の今後の発展及び当会の活動内容について提言することができる。また、法律の規定に基づいて、その他の業務及びサービスを行い、研修・養成コースを開催することができる。

7

機能及び業務

- 権限機関に対して、当局の活動内容に関する基本方針や政策について提言する。また、法律の規定に基づいて、国の機関が制定する税分野・税理士に関する政策の制定・改訂・補充について、相談や意見提出、協議を行う。
- 会員の就業規則、倫理基準、税理士及び税務コンサルタントの就業に関する規制や基準を構築・制定する。
- 会員税理士のサービスの質及びコンプライアンスについて検査及び監督を行う。
- 国家機関の要請に応じて、各計画、プロジェクト、研究活動に参画し、相談、意見提出及び社会的鑑定を行う。規定および当会の活動内容に基づいて公益的なサービスを提供し、職業の教育訓練などの活動を行う。

8

納税者及び会員へのサポート

- マスメディアを用いて、様々な方法により税務に関する政策制度の宣伝・周知を行っている。
- 各新聞社、中央テレビ放送局、地方テレビ放送局、ベトナムラジオ局等と常時連携し、新規の政策の宣伝及び新規制定の税法や税制改正の問題等に関する問い合わせに対応し、世論をリードし、数百万人の納税者に税法を伝達している。
- 当会の伝達手段であるポータルサイトを通じて、財務省、国税総局、国内外の関連協会（ベトナム公認会計士協会、アジア・オセアニア税務コンサルタント協会（AOTCA）、ベトナム簿記普及推進協議会（ABPV）等）70以上のホームページ及び会員と接続している。また、現在までのアクセス数は1100万人以上の実績を持つ。

9

納税者及び会員へのサポート

- 会員には、無償で知識のアップデートに関する研修会を行い、決算に関する指導及び税制に関する相談を行う。また会員を、税制及び税理士の構築・発展への貢献に関するセミナーや会議に招待する。
- 国税総局及び地方の国税局と連携して税理士へのサポート活動を主催する。
- 税理士の活動案内、税理士の発展計画・戦略に関する法規文書について意見を出す。
- 税制に関する文書における新たな内容や改訂事項のまとめや分析について、毎週、毎月最新版を提供する。
- 各会員の質問について、Eメールを通して対応する。

10

納税者及び会員へのサポート

- 国税総局が認定する資格試験の受験者に対して業務養成コースを開催する。
- 研修者が最も多い組織である。
- 研修コースを38回行い、税務申告の相談に関する業務養成コースを修了した研修者は約3千人に達する。

11

納税者及び会員へのサポート

- 各税法の詳細実施案内に関するテキストの編纂及び発行を行った。具体的には、当会は、各会員及び納税者に対し、税制及び税制の実施上のメリットを解り易く、実例を用いて解説したテキストを作成し、出版した。この6年間で当会は**21冊**を編纂・出版した。そのうち1冊はJICAと協力して英語の翻訳版を出版し、また1冊はコンサルタント会社と協力して日本語に翻訳して出版した。領収書関連書籍は2冊で3万4千部出版した。税務管理法については2冊出版した。
- 会員、税理士及び納税者の意見や疑問点等を纏めて、速やかに国税総局及び財務省に具申し、迅速な対応を促す。

12

納税者及び会員へのサポート

- ・ 税制の構築に関わって意見を出すことにより、税制に関する政策システムの整備に貢献する。

当会は国会、政府、各省庁、国税総局が作成した文書に対して積極的に意見を出した(法律・法案:15件、政令:13件、通達:19件、税務及び行政手続改革に関する提案:2件、国税総局の改革委員会が指導する2011年～2020年の税理士の能力向上とシステム開発に関する提案:1件)。また、研究テーマについて意見及びコメントを出した(国会予算財政委員会:2件、政府のテーマ:1件、財務省:1件、ベトナム商工会議所とイギリス大使館の共同研究テーマ:1件、IFC(国際金融公社):1件、その他国税総局が発行した税制に関する案内文書)。

13

納税者及び会員へのサポート

- 当会の様々な意見は実践の可能性が高いと作成委員会から評価され、また、当会が出した提言・提案が財務省で検討され、かつ国税総局に受け入れられている。特に、付加価値税、法人税、個人所得税に関する提言・提案である。
- WB(世界銀行)、IFC(国際金融公社)、IMF、JICA、Action Aid等の国際機関と協力してベトナムの税務に関する政策及びその管理の構築・評価を行い、また税務手続の改革と簡素化を行い、納税者へのサポートサービスに関する調査を行うことにより、税務管理の質を向上させ、納税者の国家歳入に対する義務履行の環境を整備する。

14

国際協力

- 国内外の職業組織との協力関係を積極的に構築・拡大・継続して経験を積み、当会の組織や運用に活用する。
- 2009年、アジア・オセアニア・税務コンサルタント協会(AOTCA)に加盟した。
- 次の団体と協力協定を締結した。
 - ・日本税理士会連合会
 - ・英国勅許公認会計士協会
 - ・モンゴル税理士会
 - ・ベトナム公認会計士協会(VACPA)
 - ・豪州公認会計士協会

15

国際協力

- アジア・オセアニア・税務コンサルタント協会(AOTCA)の年次定例会議の開催。
- 2013年10月16日～18日の3日間、ハノイのシェラトンホテルにおいて2013年度の定例会議を開催し、アジア、オセアニア、ヨーロッパの22ヶ国・地域から200人の税務専門家とベトナムの100人の税務・財政専門家が参加した。この2013年度のAOTCA定例会議は国際的な税務に関する会議であり、初めてベトナムで開催された。

16

国際協力

- AOTCA会議を通して、ベトナムはAOTCAの加盟団体の税制及び税務管理に関する経験及びその改革についての学習や経験交換ができ、また、ベトナムで製造販売活動を行う投資家に対する平等・明確・好条件などの環境整備に関する新しい政策や税制の改革について世界の国々の関係者に紹介できた。会議の内容、開催形式、ガラディナー、ロビー活動等について、会議を成功裏に主催したことは、国際社会（特に新聞や本などだけでベトナムのことを知っている人々）に対して、国際社会への統合過程におけるベトナムという国家とベトナム国民に対する新たな印象を与えたと考えられる。

17

ハノイのシェラトンホテル AOTCA会議に参加したアジア・オセアニア 22ヶ国・地域の参加者の記念写真



18

Thomas Lee AOTCA会長と
Nguyen Thi Cucベトナム税理士会会長から、
Nguyen Thi Minh財務省副大臣に記念品を贈呈



19

Le Hong Hai国税総局副総局長のAOTCA会議
ガラディナー開幕式における挨拶



20

納税者及び会員へのサポート

- 財務省の指導者、国税総局の指導者の参加及びこれらの指導者による会議での挨拶は、AOTCAの幹部及び各加盟団体に対して、税理士制度の発展が重要な役割を果たすと考えられるベトナムの財政政策及び税制・税務行政の刷新・改革に対する決意を深く印象付けた。

21

納税者及び会員へのサポート

- 会議終了後も、各省庁及び国際機関から良い反応が得られ(カナダ及びAOTCAの税務専門家からは励ましのレターを、台湾連合会からは、全ての資料の提供及び開催経験の提供の申し出等)、また幾つかの加盟団体からVTCAの役割について高い評価を得た。
- 2013年にハノイで開催されたAOTCA会議の成功は、国際タックスマップにおけるベトナムのハイライトをなすものと言える。

22

税理士発展計画

- 2014年3月3日に財務省は2020年までの税理士制度発展計画の承認に関する決定No. 420/QD-BTCを制定した。具体的には以下の通り。
- a. 2011年～2015年
 - ・税理士資格保有者2000人以上。
 - ・納税者の3%以上が税理士サービスを利用する。
 - ・税理士の提供するサービスに満足する企業が80%以上。

23

税理士発展計画

- b. 2016年～2020年
 - ・税理士資格保有者6000人以上。
 - ・納税者の10%以上が税理士サービスを利用する。
 - ・税理士の提供するサービスに満足する企業が90%以上。

24

税理士発展計画

計画の全体目標：①納税者へのサポート活動の社会化を強化するための前提条件を作り、税理士の数及び提供サービスの質を向上させ、税理士の提供サービスを拡大、多様化する、②税理士を国税当局と納税者との橋渡し役とし、納税者の税法の順守をサポートしてよい環境を作り、国税当局及び納税者の税法履行における時間と労力を低減し、税務行政の効果・効率の向上への貢献を目指して税理士制度を発展させる。

現在の税理士法人数は158社である。

25



ご清聴ありがとうございました!

Web: www.vtca.vn Email: HoiTuVanThue@yahoo.com

26

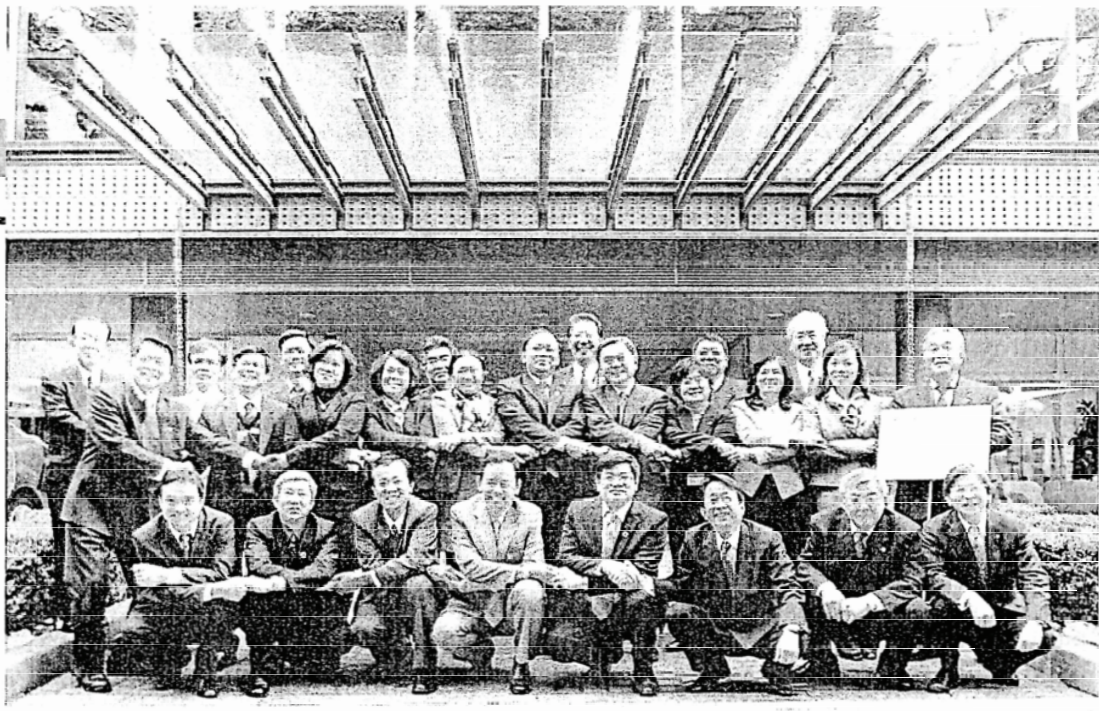
2020年までの税理士制度 発展計画

発表者: **Nguyen Thi Cuc**
ベトナム税理士会会長

Web: www.vtca.vn Email: HoiTuVanThue@yahoo.com

1

東京税理士会訪問 ベトナム国税総局及びベトナム税理士会



2

決定No. 420/QD-BTC

- 2014年3月3日に財務省は2020年までの税理士制度発展計画の承認に関する決定No. 420/QD-BTCを制定した。

3

税理士発展計画

計画の全体目標：①納税者へのサポート活動の社会化を強化するための前提条件を作り、税理士の数及び提供サービスの質を向上させ、税理士の提供サービスを拡大、多様化する、②税理士を国税当局と納税者との橋渡し役とし、納税者の税法の順守をサポートしてよい環境を作り、国税当局及び納税者の税法履行における時間と労力を低減し、税務行政の効果・効率の向上への貢献を目指して税理士制度を発展させる。

現在の税理士法人数は158社である。

4

税理士発展計画

- 2014年3月3日に財務省は2020年までの税理士制度発展計画の承認に関する決定No. 420/QD-BTCを制定した。具体的には以下の通り。
- a. 2011年～2015年
 - ・税理士資格保有者2000人以上。
 - ・納税者の3%以上が税理士サービスを利用する。
 - ・税理士の提供するサービスに満足する企業が80%以上。

5

税理士発展計画

- b. 2016年～2020年
 - ・税理士資格保有者6000人以上。
 - ・納税者の10%以上が税理士サービスを利用する。
 - ・税理士の提供するサービスに満足する企業が90%以上。

6

税理士システムの活動能力の強化と発展

- 1. 税理士の活動に関する法律整備に関する解決策
- 2. 税理士の活動に対する国家管理整備に関する解決策
- 3. 税理士制度の活動能力の強化に関する解決策

7

1. 税理士の活動に関する法律整備

- 税理士の活動を調整する法的制度の構築と整備：現行の法的文書形式を通達から政府政令に改正追加し、税理士法を制定することを目指す。
 - + 受験対象・条件：税理士試験の対象、条件、試験科目数、試験科目免除の対象と条件を改正し、追加することを検討する
 - + 税理士個人及び法人が税務代行サービスを提供することを許可する規定の検討・改正・追加を行う。税理士法人に対しては、以下の具体的な形態で設立・活動しなければならない：株式会社、合名会社、有限会社 ... [1]、税理士法人の法律上の代表者、社長又は会長は税理士資格を持たなければならないという規定を追加する
- [1] 独立監査法、会計法の規定と同様。

8

1. 税理士の活動に関わる法律整備

- + 税理士の活動範囲: 税理士が実施できるサービスを拡大するために活動範囲の改正・追加を行う。(i) 税務相談、(ii) 会計帳簿、財務諸表の確認... (iii) 納税者を代表して法律の規定に基づいた税務の諸問題について税務当局及び関連機関と直接交渉する iv) 裁判所の訴訟において税務の諸問題について陳述する。
- + 納税者へのサポート活動の社会化を強化するための前提条件を作り、税理士の数及び提供サービスの質を向上させる。税理士、税理士法人の社員の管理業務を段階的に税理士会、税理士組織に移転させるための規定を追加する。

9

1. 税理士の活動に関わる法律整備

- 税理士サービスを利用するための奨励策を立てる: 税務管理法および関連する法律の改正・追加を検討する。税理士サービスを利用する納税者に対する優遇政策を導入し、新規納税者に対する経営生産活動の監査及び領収書の使用に関する仕組みを設ける。
- 税理士試験の規定、税理士資格の付与規定の改正・追加を行う。税理士活動の管理・検査・監査規定を構築・制定し、統一的に展開する。

10

2. 税理士活動に対する国家管理の整備

- - 各レベルの税務当局において、税理士、税理士法人の社員の活動を管理する専門組織の機能、任務を明確に規定する。
- - 税理士、税理士法人の社員の管理活動を計画的に税理士組織、税理士会等に移転する：税理士の専門業務研修、法律の規定に基づき税理士と税理士法人の社員名簿の一元管理、法律の規定に基づき業務実施条件が整った税理士・税理士法人の検討と名簿公開、税理士・税理士法人の活動とサービスの質を検査する。違反の処理のための税務当局及び政府権限機関への報告、税理士会、税理士組織から派遣された代表者による税理士試験の試験開催及び試験監督、税理士組織、税理士会の定款に違反した税理士、税理士法人の社員に対する処罰の検討と処分。

11

2. 税理士活動に対する国家管理の整備

- - 税理士サービス利用の必要性、利益について税務職員及び納税者の意識向上を図る広報活動を推進する。
- - 税理士資格付与試験の開催作業を改善し、受験生の時間及び経費を節約するために試験形式を変更する。

12

3.税理士制度の活動能力の向上

- -税理士業を営むリーダー及び個人の専門知識と能力の向上を図るために、実務と知識についてより深く学ぶ研修プログラムを構築し適用する。
- -税理士業を営むリーダー及び個人に対して税政、税務手続きに関する内容と規定の研修、教育訓練コースを実施する。
- - 税理士に税務申告、納税作業をサポートするソフトを提供し、インストール及び使用の案内、また税理士に税務当局の広報印刷物を無料で提供する。

13

3.税理士制度の活動能力の向上

- - 税務当局は税理士用ホームページを検討し構築する。ホームページを使った顧客(納税者)の情報:申告、納税、免税、税金還付などの書類の処理進捗等の情報を検索することができる。
- - 税理士の職業道徳規則を策定し制定する。

14

実施計画

- **2014年**: 税務手続きサービスの実施をガイダンスする財務省の通達No.117/2012/TT-BTCの実施状況を纏め、評価する。
- **2015年**: ガイダンスに関する政令、通達の公布のために政府と管轄省庁に提出する。
- **2015年—2020年**: 税理士法の公布のために国会に提出する。

15

2014-2020年税理士活動の国家管理整備

- 各レベルの税務当局による税理士・税理士法人の業務活動の管理機能、業務規定を明確にし、追加する。
- 税理士及び税理士法人の管理活動を計画的に税理士組織、税理士会に移転する。
- 税務管理法及び関連法律の改正・追加を行う。税理士を利用する納税者に対する優遇政策を実施し、税理士が新規納税者の生産活動の監視を行える仕組みを準備する。
- 税理士資格付与試験の開催作業を改善する。

16

税理士制度の活動能力向上

- 2014-2020年: 税理士の広報活動を推進する。
- 2014-2020年 : 税理士と税理士法人の責任者に年次の業務知識の研修・教育訓練プログラムを作成し適用する。
- 2014-2020年: 税理士を行う個人と法人に税務政策、税務手続きに関する内容と規定の研修、教育訓練コースを行う。税理士に税務申告、納税作業をサポートするソフトを提供し、インストール及び使用を案内し、また税理士に税務当局の広報印刷物を無料で提供する。
- 2016-2020年: 税理士の職業道德規則を策定し制定する。
- 2014-2015年: 税理士のホームページを構築する。

17



ご清聴ありがとうございました。

Web: www.vtca.vn Email: HoiTuVanThue@yahoo.com

18



cutting through complexity

「ベトナム税務の概要」

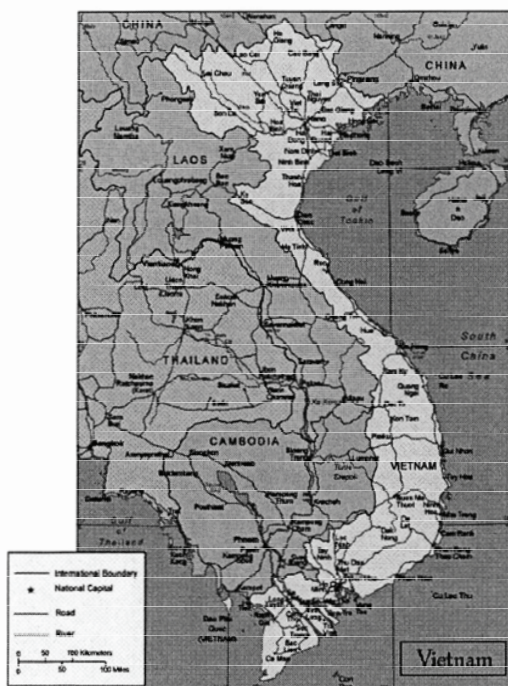
2014年4月10日
KPMG Vietnam - Global Japanese Practice



ベトナムの基本情報



1. ベトナム社会主義共和国の概要



国名/首都	ベトナム社会主義共和国 / ハノイ
国土	33万平方キロメートル(日本の約0.88倍)
人口	9,000万人(2013年10月末) ハノイ645万人、ホーチミン712万人(2009年)
識字率	94%(2009年)
公用語	ベトナム語
通貨	ドン(VND) (1USD=20,963VND、1,000VND=4.49円) 2013年6月14日現在
貿易品目 (2011年)	輸出:縫製品、原油、電話機等 輸入:機械設備、石油製品、コンピュータ等
貿易相手国	輸出:米国、中国、日本 輸入:中国、韓国、日本

(出典:日本貿易振興機構(JETRO))

© 2013 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

2

2. ベトナムの経済指標

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
名目GDP(百万ドル)	71,015	91,094	97,180	106,427	123,679	141,779
一人当たりGDP(ドル)	835	1,048	1,068	1,174	1,374	1,528
消費者物価上昇率(%)	8.3	23.0	6.59	9.2	18.6	9.2
失業率	4.6	4.7	4.6	4.3	3.6	3.3
外国直接投資額 (百万ドル)認可ベース	21,348	71,726	22,626	19,764	14,696	13,013
貿易収支(百万ドル)	-14,204	-18,029	-12,853	-12,610	-9,844	284
期末為替レート(対ドル)	16,114	16,977	17,941	18,932	20,828	20,812

(出典:日本貿易振興機構(JETRO))等

© 2013 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

3

3. 労働環境の概要

労働賃金の周辺国比較

(単位:USD/月)

		ベトナム	インド	インドネシア	シンガポール	タイ	マレーシア
		ハノイ	ニューデリー	ジャカルタ	シンガポール	バンコク	クアラルンプール
製造業	ワーカー	145	276	239	1,505	345	344
	中堅技術者	342	641	433	2,846	698	944
	課長クラス	787	1,395	1,057	5,225	1,574	1,966
非製造業	スタッフ	418	562	423	2,330	664	656
	課長クラス	976	1,442	1,245	4,672	1,602	1,986

(出典: 日本貿易振興機構(JETRO))

労働賃金の地域比較(ベトナム国内)

(単位:USD/月)

		ハノイ	ホーチミン	ダナン
製造業	ワーカー	145	148	107
	中堅技術者	342	297	168
	課長クラス	787	653	336
非製造業	スタッフ	418	440	320
	課長クラス	976	1,222	830

(出典: 日本貿易振興機構(JETRO))

© 2013 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

4

4. 労働環境の問題点

ベトナムの労働環境

- ・ 以前ほど人手不足ではないものの、技術者や中間層は不十分。
- ・ ストライキは従来に比して最近は穏やか。
- ・ 人件費の上昇 ⇒ USDに対するVND安が続いていることから現地通貨建だと約5年間で2.3倍
(USD建だと1.8倍)

ハノイの労働賃金の推移

(単位:USD/月)

		2008年1月	2011年1月	2012年10-11月
製造業	ワーカー	78.8	96	145
	中堅技術者	203.8	265	342
	課長クラス	514.9	621	787
法定最低賃金		62.1	79.49	113
賞与		1-2か月分	1.44か月分	1.7か月分

(出典: 日本貿易振興機構(JETRO))

© 2013 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

5

5. 労働法の概要

労働保護法の主要項目

項目	内容
通常の労働時間	原則、1日8時間、1週間の合計は48時間以内 8時間継続して労働する場合、少なくとも30分(夜間帯勤務の場合は45分)の休憩をとることができる。この休憩時間は就業時間として計算される。
残業時間	原則、1日4時間、年間200時間以内。登録を行った場合に年間300時間以内。
年次休暇	勤続12カ月以上が経過した後、業務内容により12~16日の有給休暇の取得ができる。勤続年数が5年増す毎に上記の有給休暇が1日ずつ増加する。
労働組合	使用者または労働者は、労働組合を組成する権利を有する。
解雇手当	1年以上勤務した従業員には、勤続年数1年につき月給0.5か月の退職金が支払われる。 リストラや技術の変更により従業員を解雇する場合には、勤続年数1年につき月給1か月分(但し、最低月給2か月分)以上の解雇手当の支給が必要。 ※2009年1月1日から社会保険制度の一環として失業保険制度が導入されたため、失業保険制度適用対象外の企業についてのみ解雇手当が義務付けられている。

6. 税制優遇措置

新規投資企業に対する優遇税率

税率	条件	税率の適用期間	免税	軽減税率(50%)
20% (2016年からは17%)	・社会的・経済的に困難な地域への新規投資※ ・高品質な鉄の製造、省エネ製品の製造、農業・林業・水産業・塩の製造、灌漑の設備製造等の事業	収益計上後10年間	2年間	4年間
	農業共同組合及び共済組合	全期間		
10%	・特に”社会的・経済的に困難な地域の企業”※ ・研究開発、技術開発、ハイテク法に基づくハイテク、特に重要なインフラ、ソフトウェア開発、複合材料・軽量建築材・希少な原料・再生可能エネルギー・クリーンエネルギー・廃棄物破壊から生じるエネルギーの生産及びバイオ技術・環境保護技術の開発に関する事業 ・ハイテク法に従ったハイテク技術を用いた農業	収益計上後15年間(大規模あるいはハイテクの特定事業については15年間を上限とした延長の場合あり)	4年間	9年間 (通常の地域は5年間)

※ Decree124 Appendix に対象地域が規定されている。

6-2. 税制優遇措置

新規投資企業に対する優遇税率

税率	条件	税率の適用期間	免税	軽減税率(50%)
10%	<ul style="list-style-type: none"> ・ライセンス発行後3年以内に資本6兆VNDかつ売上発生後3年以内に売上高10兆VNDに達する事業 ・ライセンス発行後3年以内に資本6兆VNDかつ3,000人以上の雇用を生む事業 	収益計上後15年間(大規模あるいはハイテクの特定事業については15年間を上限とした延長の場合あり)	4年	9年間 (通常の地域は5年間)
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育関連、職業訓練、医療、文化、スポーツおよび環境分野の事業 	全期間		
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅法53条に基づき、公共住宅を販売、賃貸する事業 ・報道法に従って新聞販売業(広告を含んだ紙面媒体の新聞含む)、出版業に従った出版事業 ・植林保護事業、社会的・経済的に困難な地域で林業、農業を行う企業等 		—	—

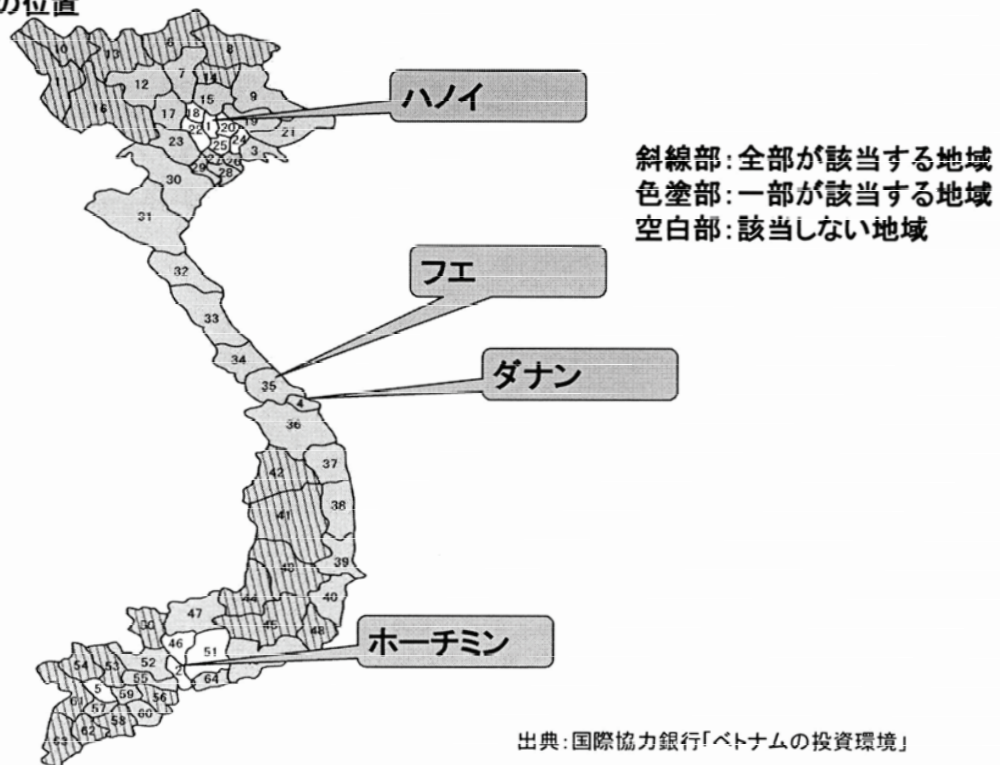
収入の発生した年度から3年度以内に課税所得の計上されない企業は、4年度目から自動的に免税期間が開始される。

© 2013 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

8

6-3. 税制優遇措置

奨励投資地域の位置



出典: 国際協力銀行「ベトナムの投資環境」

© 2013 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

9

基本法令

ベトナム税法の構造

名称	発行主体	内容
Law	National Assembly	税金に関する基本法規
Decree	Government	税法の詳細規定
Circular	Each Ministry	実務指針
Decision	Prime Minister / Minister	Circularの詳細規定又は上位規定に関する特別な取り扱い
Official Letter	Administrative Office	特定の実務に関する取り扱い

法人税

1. 法人税額の計算

- (1) 事業年度
- 通常は一定の12ヶ月
 - 事業年度は3,6,9,12月末日のいずれかを選択可能
 - 新設会社の初年度又は清算会社の最終年度は15ヶ月まで可。
- (2) 税率
- 物品・サービスの提供
 - 2013年末まで:25% (標準税率)
 - 2014年1月～:22%、2016年1月～:20%
- 売上が200億ドン未満の企業に対しては2013年7月1日より標準税率20%が適用される。
- 石油・天然ガスその他天然資源の採取事業 32%～50%
 - 損益計算を行わない場合(みなし法人税率)
 - サービス 5%
 - 物品の販売 1%
 - その他の事業 2%
- (3) 外貨建取引
- 取引日におけるベトナム中央銀行の公表する銀行間取引レート
の仲値でベトナム通貨に換算。

2. 損金算入となる費用

損金算入の要件

- (1) 事業活動に関連して実際に発生した費用であること
- (2) 正規のインボイスその他法規制に基づき要請される証憑により証明できる費用であること

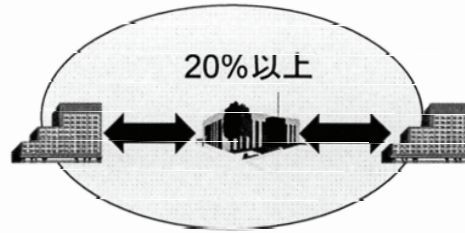
※2014年1月以降は、2,000万VNDを超える支払については銀行送金・クレジットカード支払証等支払証憑が求められる。



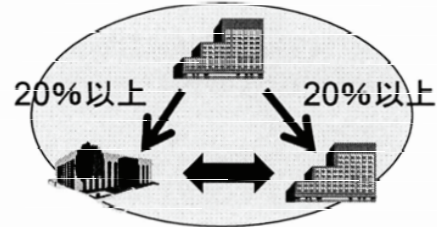
移転価格税制

1-1. 関連会社の定義(1)

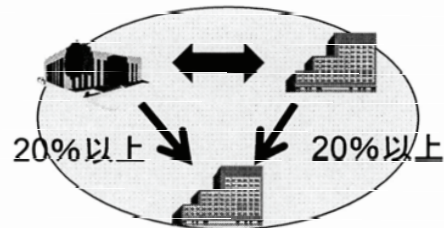
a) 20%以上の出資関係



b) 20%以上を出資されるもの同士



c) 20%以上を出資するもの同士



© 2013 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

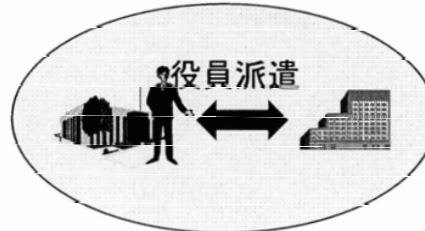
16

1-2. 関連会社の定義(2)

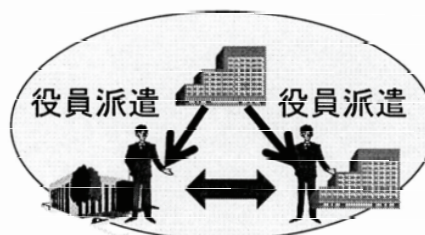
d) 10%以上の最大出資者

e) 中長期債務の50%かつ資本の20%以上の貸付または債務保証

f) 過半数の取締役または監査役の任命、または財務・経営について意思決定権を有する者を任命する場合



g) 過半数の取締役の任命、または財務・経営について意思決定権を有する者の任命を受けるもの同士



© 2013 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

17

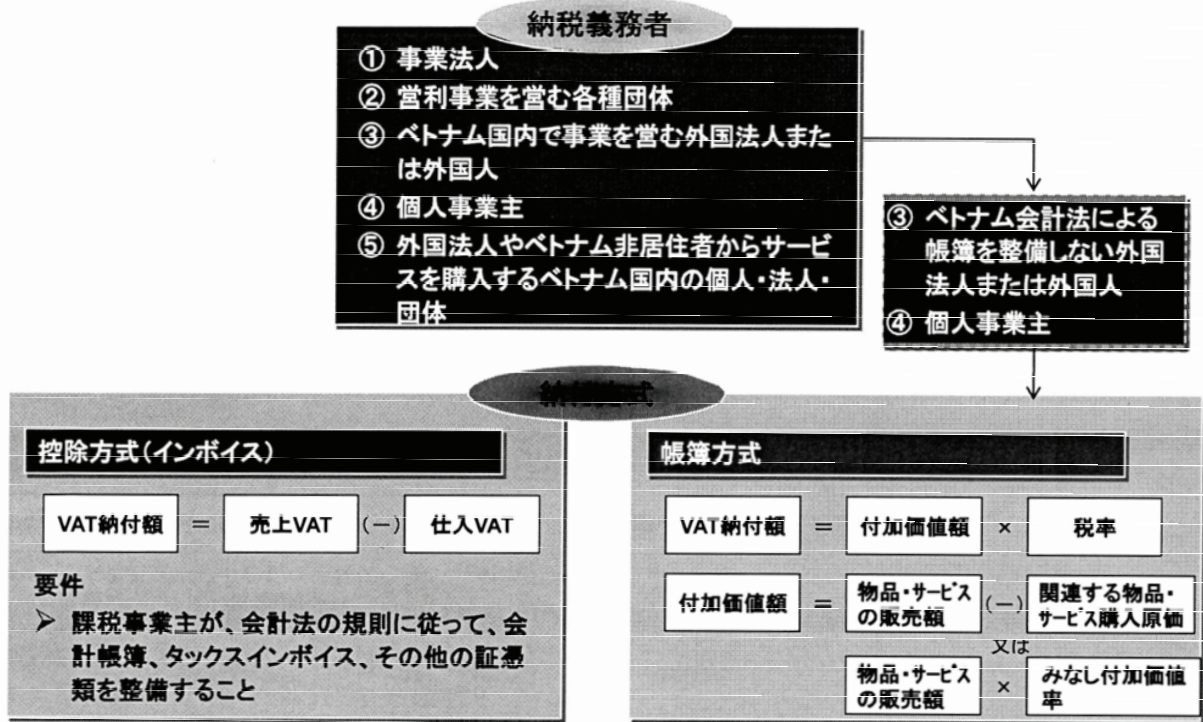
1-3. 関連会社の定義(3)

- h) 人事、財務、経営について意思決定権がある者の親族
- i) 親会社とその恒久的施設である場合、又は国外に共通の組織又は個人を有する恒久的施設である場合
- j) 製品原価の50%以上が相手先の無形財産や知的財産権となる場合
- k) 50%以上の仕入先
- l) 50%以上の販売先
- m) 業務提携契約のある場合(BCC)



付加価値税

1. 納税義務者と納付方式



© 2013 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

ZU

2. 課税取引と税率

税率	適用取引・品目		
0%	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 輸出品(輸出加工企業(区)への販売を含む。) ➢ 輸出サービス(輸出加工企業(区)への販売を含む。)⇒OL2616/TCT-CSより明らかとなった。 ➢ 国内輸出 ➢ その他の物品およびサービス(国際輸送、航空・海上サービス、輸出加工業の建設・据付、等) <p>(例外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 海外の再保険 ➢ 技術移転サービス・知的財産権の譲渡・資本譲渡・外国投資 ➢ 海外への郵便・通信 ➢ 未加工の天然資源の輸出 ➢ 海外の顧客へ国内で提供されるスポーツ、芸術、文化イベント、会議、ホテル、トレーニング、広告、旅行、オンライン決済、デジタル化等のサービス ➢ 輸出加工企業(区)へのガソリン・車両の販売、住居等のリースなど 		
5%	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 水(ミネラルウォーターは除く。) ➢ 肥料 ➢ 家畜飼料 ➢ 運河等の造成に関するサービス ➢ 未加工または半加工の農産品 ➢ 漁網用材料 ➢ 生鮮食品 ➢ 砂糖 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 竹等で作られた手芸品 ➢ 農業用の特別な機器 ➢ 医療器具 ➢ 補助教材 ➢ 芸術文化活動 ➢ 幼児玩具 ➢ 科学技術に関するサービス ➢ 社会的住居の販売、賃貸、リース </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水(ミネラルウォーターは除く。) ➢ 肥料 ➢ 家畜飼料 ➢ 運河等の造成に関するサービス ➢ 未加工または半加工の農産品 ➢ 漁網用材料 ➢ 生鮮食品 ➢ 砂糖 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 竹等で作られた手芸品 ➢ 農業用の特別な機器 ➢ 医療器具 ➢ 補助教材 ➢ 芸術文化活動 ➢ 幼児玩具 ➢ 科学技術に関するサービス ➢ 社会的住居の販売、賃貸、リース
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水(ミネラルウォーターは除く。) ➢ 肥料 ➢ 家畜飼料 ➢ 運河等の造成に関するサービス ➢ 未加工または半加工の農産品 ➢ 漁網用材料 ➢ 生鮮食品 ➢ 砂糖 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 竹等で作られた手芸品 ➢ 農業用の特別な機器 ➢ 医療器具 ➢ 補助教材 ➢ 芸術文化活動 ➢ 幼児玩具 ➢ 科学技術に関するサービス ➢ 社会的住居の販売、賃貸、リース 		
10%	その他の物品及びサービスで非課税、0%また5%の課税対象と規定されていないもの		

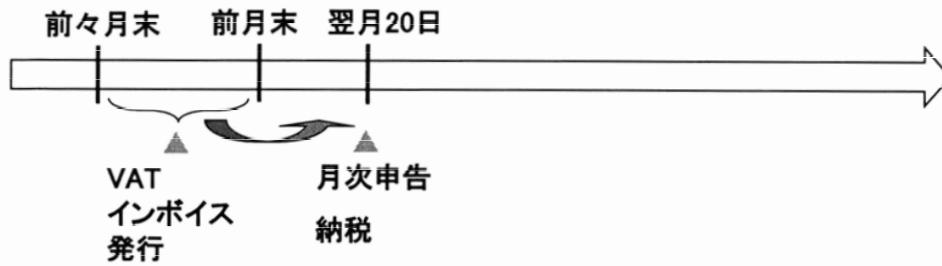
© 2013 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

21

3. 申告と納税のスケジュール

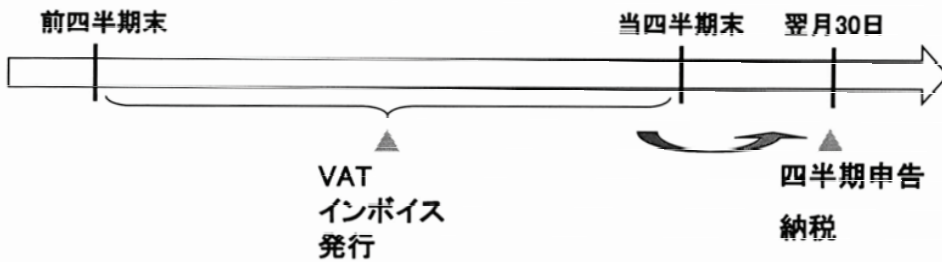
月次申告

(注)設立法人の場合には、前年度の売上がないため、月次申告となる。



四半期申告

→2014年1月より前年度の総売上が200億ドン以下の納税者については、四半期申告となる。(OL 8355/BCT-TCT)



個人所得税

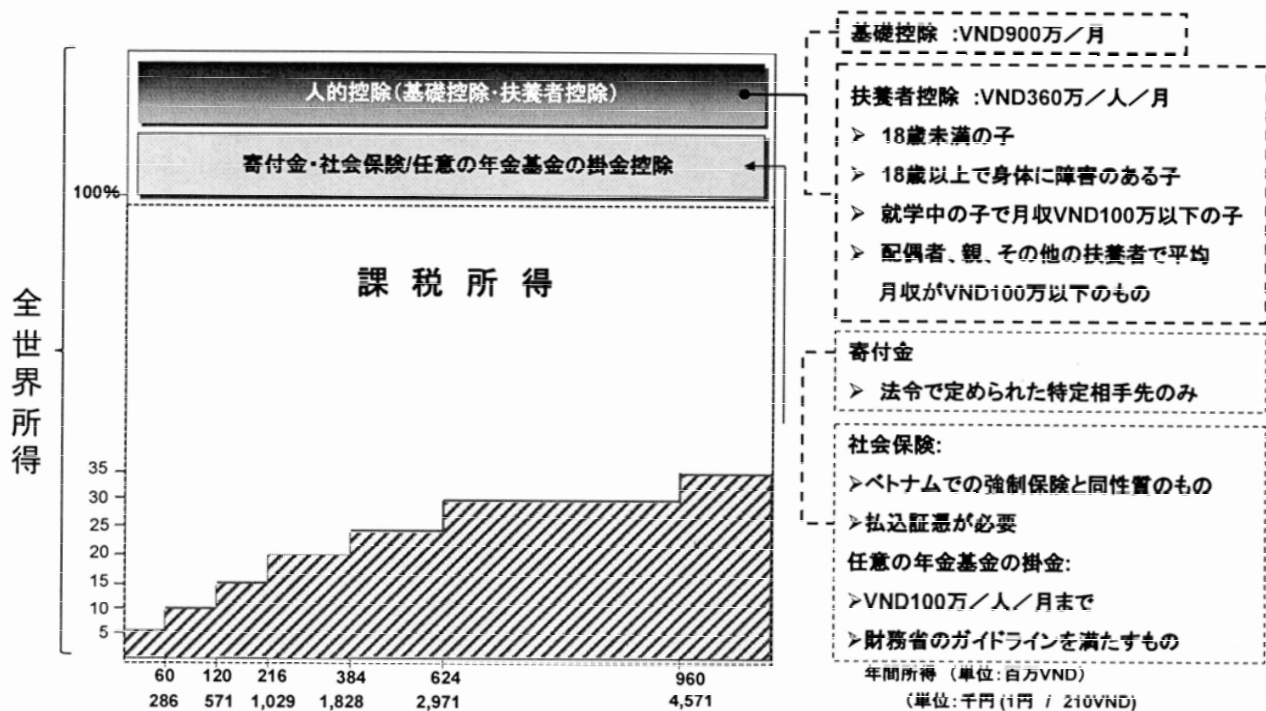
1. 居住者と非居住者のPIT上の相違について

	居住者	非居住者
定義	① 暦年、あるいは最初の入国日から12ヶ月の期間において、ベトナム国内に183日以上滞在するもの 又は ② ベトナム国内に定常的な居所を有するもの (a) 恒久的住居 (b) 課税年度で契約期間が183日以上の賃貸住宅等(ホテル、本社、作業場等含む)	左記の居住者の定義を満たさない場合
課税対象所得	全世界所得	ベトナム源泉所得
給与所得の税率	5%~35%の累進課税	一律20%
控除	基礎控除、扶養控除 寄付金控除・社会保険控除等	控除不可

© 2013 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

24

2. 居住者のPIT(給与所得)の計算方法(図)



© 2013 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

25

3. 非課税所得

Circular 111/2013/TT-BTC

- ▶ 労働契約書等に記載された外国人のベトナムへの赴任費用(ベトナムへの引越費用)
- ▶ 労働契約書等に記載され、金額記載の航空券を具備した年1回の一時帰国費用
- ▶ 労働契約書等に記載され、雇用主により支払われ、支払証憑を具備した子女教育費
(幼稚園から高校まで)
- ▶ 課税所得の15%を超える家賃補助(雇用主により支払われた場合に限る)
- ▶ 共用で使用される社用車代
- ▶ 個人名の記載がないゴルフ会員権やレクリエーション活動費
- ▶ 会社規定に基づき、会社の業務上必要な知識や技術の向上を目的とした訓練費用
- ▶ 会社が提供する食事、もしくは政府が規定する基準内での食事手当
- ▶ 政府が規定する基準内での文房具・制服・出張旅費手当 等

外国契約者税

1. 外国契約者税の範囲

- 外国組織または個人(外国契約者)が、ベトナム国内における個人または法人等との契約に従い、経済活動を実施することに伴って得た収益に対してベトナムで課される税
- 単なる輸出入は外国契約者税の対象とならないが、それらに付随してサービスの提供がベトナム国内で行われた場合
- 外国組織または個人で、当該商品の受け渡しがベトナム国内で実施される形態で商品を提供または商品に付随した形でサービスを提供するもの

例: 据付、試運転、品質保証、保全、トレーニングやその他のサービスの提供

- 外国組織または個人でベトナム国内を源泉とした収入があるもの

例: 技術移転契約、ロイヤルティー、その他サービスによる収入

外国契約者税 = 法人税部分 + 付加価値税部分

ベトナム国内法上: ベトナムに恒久的施設を有しているか否かを問わない。

2. 非課税事業者

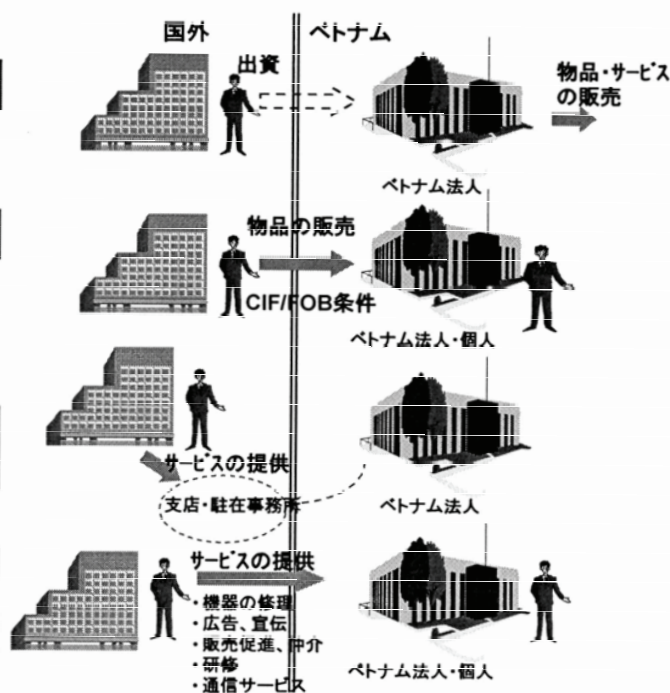
ベトナム国内に法人のある外国法人(個人)

物品の販売のみを行う外国法人(個人)

※ただし購入者がベトナムの国境以降、物品に関する全てのコストとリスクを負担する必要がある(DAP条件の場合は課税される)。

ベトナム国外で提供され消費されるサービスを提供する外国法人(個人)

特定のサービスをベトナム国外でベトナム法人(個人)に対して提供する外国法人(個人)



3-1. 登録・納税・申告方法

項目	外国契約者が自己申告する方法 (VAS Method)	ベトナム国内企業が源泉徴収する方法 (Deemed Method)	ハイブリッド方式 (Hybrid Method)
適用条件	(以下の全ての基準を満たす場合) - ベトナムに恒久的施設を有する場合またはベトナムの税法上の居住者 - 183日以上ベトナムで事業を行う場合 - 外国契約者がベトナム会計基準 (VAS) を適用する場合	左右いずれでもない場合	(以下の全ての基準を満たす場合) - ベトナムに恒久的施設を有する場合またはベトナムの税法上の居住者 - 183日以上ベトナムで事業を行う場合 - 外国契約者が財務省のガイドライン等に従い会計処理を行う場合
登録義務者	外国契約者 契約締結後20営業日以内に地元税務署に登録	ベトナム国内企業	外国契約者
申告・納税義務者	外国契約者	ベトナム国内企業 (源泉徴収)	外国契約者

※一度採用した方式は既存の契約が終了するまで継続適用される。新しい契約が生じた場合、既存の契約で選択した方式を採用し続けなければならない。

3-2. 登録・納税・申告方法 (続き)

項目	外国契約者が自己申告する方法	ベトナム国内企業が源泉徴収する方法	ハイブリッド方式
申告・納税	<VAT> (月次申告) 翌月20日までに申告・納税 <CIT> (四半期申告) 各四半期末の翌月30日までに申告・納税 (年次申告) 年度末終了後90日以内に申告・納税 (契約満了時) 契約終了後45日以内に申告・納税	<VATおよびCIT> (発生の都度) 発生後10日以内に申告・納税 ※多数の支払がある場合は翌月20日までに申告・納税 (税務当局に登録必要) (契約満了時) 契約終了後45日以内に申告・納税	<VAT> (月次申告) 翌月20日までに申告・納税 <CIT> (発生の都度) 発生後10日以内に申告・納税 ※多数の支払がある場合は翌月20日までに申告・納税 (税務当局に登録必要) (契約満了時) 契約終了後45日以内に申告・納税
税率	VAT : 0%、5%、10% CIT : 標準税率25%	VAT : 税率表参照 CIT : "	VAT : 0%、5%、10% CIT : 税率表参照

4. みなし税率表

活動内容	みなし税率	
	付加価値税	法人所得税
物品の販売に付随するサービス（On the spot export/importおよびDDP・DAT・DAP条件含む）	0	1
一般サービス（リース契約、保険契約含む）	5	5
レストラン、ホテル、カジノの管理サービス	5	10
建設・据付・調査、設計および監督サービス（資材・機械設備の供給を伴うもの）	3	2
建設・据付・調査、設計および監督サービス（資材・機械設備の供給を伴わないもの）	5	2
航空機（エンジンやスペアパーツ含む）および船舶のリース契約）	-	2
再保険、証券譲渡	-	0.1
金融派生商品	-	2
利息	-	5
ロイヤルティー	-	10
その他製造、輸送サービス	3	2

© 2013 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

32

移転価格を含めた
税務調査の動向

罰金・利息および時効

罰金の種類	金額
手続き違反	最高1億ドン(約47万円)
遅延利息	90日まで0.05%/日(年率18.25%) 90日以降0.07%/日(年率25.55%)
罰金	追徴税額の20% or 追徴税額の100% - 300%

時効

追徴税額	10年
罰金・利息(軽微な法令違反 / 過少申告)	5年
手続き違反	2年

周辺国の罰金・利息(参考)

罰金の種類	中国	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン
遅延利息	0.05%/日 (18.25%/年)	1.5%/月 (18%/年) (追徴の100% が限度とされる)	2%/月(24%/年) (24ヶ月、48% が限度)	なし	20%
罰金	50%~300% (源泉徴収漏れ) 50%~500% (脱税)	100%(修正申告) 200%(無申告)	なし	45% (悪質な場合、 最大100%)	過失:25% 不正:50%

税務調査の概況

(ベトナム企業が)年次で確定申告前に税務署員を招いて調査を実施する風習があり、調査官の恣意的な判断によって修正申告や罰金の決定がされていた。

現在は、納税者各人が自己評価(セルフアセスメント)により申告、納税することが原則。定期的(5年に一度程度)により精緻な税務調査が実施され、納税者は、自身の納税状況について、論証し、説明責任を負わなければならない。

税務調査の実施頻度は低くなる傾向にあるが、より精緻な調査がされるようになった。追徴課税や罰金について、より厳格に課されるようになっている。

調査手順および結果はより透明性のあるものになったが、税務署がより慎重な判断を行うようになり、柔軟な対応がされなくなった。

地方税務署がより強い権限を有するようになり、法令解釈の判断や、調査の実施、論争の調停、罰則および追徴課税の執行など、広い範囲でその権限を行使している。

税務署の見解は、個別事例について異なる見解を示すよりも、集約的な統一見解に基づくことが一般的で、個々の事例について解釈を引き出す(オフィシャルレターによるルーリング)には時間を要する。

大半の事例は、(税務署との交渉やオフィシャルレターのやり取り等)事務的な手続きで解決することが一般的で、税務訴訟に発展することは殆どない。(税務訴訟を取り扱う独立した第三者機関の欠如や、(税務総局への異議申し立てや審査請求などの)代替手法によって争議が解決されるため。)

税務調査の重要性の高まり



- ベトナムの税規制や税環境はこれまで以上に速い速度で変化しており、企業の税負債に大きな影響を与えている
 - ベトナム経済全体が不景気に
 - 赤字の増加、税収の減少
 - 急速に発展・変化する税規制
 - 歳入確保に向けた税務当局へのプレッシャーとそれによる税務当局の姿勢の変化・強硬化
- 必ずしも知識・経験が十分で合理的な解釈をすることは限らない税務調査担当官や税務当局の姿勢が税務リスクを高めている

2013年の動向

- ターゲットとなっている企業は以下のとおり
 - ・ 地域はベトナム全土に渡る
 - ・ 電子商取引、鉱山、不動産、観光、サービス事業に特に焦点が当てられている
 - ・ 規模の大きい外資系企業
 - ・ 法人だけでなく駐在員事務所の個人所得税もターゲットに
- GDT(税務総局)が2012年に発表したOLによると、2013年は8,747件の税務査察と63,239件の税務調査が計画されており、特に税務査察は2012年に比べ20%の増が計画されている。
- 財務省の統計値によると、
 - ・ 9月末までで61%の税務査察、55%の税務調査が完了
 - ・ 9ヵ月間で9,628B VND(約458M USD)の追徴(利息、罰金含む)を課した
 - ・ 金額の大きい企業としてBinh Minh Plastic(117B VND、約5.5M USD)、VNPT(106B VND、約5M USD)、Keangnam Vina(95.2B VND、約4.5M USD)が挙げられる。
- 歳入確保のため第4四半期に数多くの税務調査が行われている

2013年の税務調査の動向

移転価格に関する税務調査が本格化

特にHCMC、ドンナイ省、ブンタウ省、ハイフォン省といったエリアで積極的に行われている。通常の税務調査の一環で移転価格が調査され、それを税務総局の移転価格チームが支援するケースが多い。

過去5年の利益率で一番高い利益率を採用しなければならない、工場操業初年度の赤字は移転価格であり黒字でなければならない、といった移転価格とは本来異なる議論が移転価格の税務調査としてなされていることがある。

一方で、文書化資料の中で、ベンチマーキング(比較選定企業)にベトナム企業が入っていない理由を確認したり、文書化資料の中身を問いただすような指摘も生じてきており、本格化の様相を呈している。

一見移転価格の議論でない指摘に対しても、分析が行われ、文書化がなされていないと当局の指摘に抗弁できず、当局の決定した利益率に従わざるを得ないことも多い。

不合理な関連者間取引を行っていたKeangnam Vinaが多額の指摘を受けた一方(支払金額は4.5MUSDとされている)、分析、理論武装がなされているコカ・コーラ、ペプシ、ユニ・リーバといった企業にはなお調査は行われていない模様

移転価格に関する適切な分析・文書化が望まれる

KPMGベトナムの 紹介

KPMGベトナムにおける支援体制

KPMGベトナムは、ハノイ事務所とホーチミン事務所により日系企業をサポートするための最善の体制を整え、現在 300 社以上の日系企業のお客様にハイクオリティなサービスを提供しています。

KPMGベトナムでは、監査、税務・法務及びアドバイザリーすべてのサービスにおいて、日系企業に対するサービス経験の豊富なプロフェッショナルにより、参入フェーズから拡大・安定フェーズに至る各フェーズ毎に様々なサービスを提供しています。

さらには、日本国内のあずさ監査法人やKPMG税理士法人、世界各地に展開するKPMG現地事務所の日本人専門家とのネットワークを最大限に活用する事で、在ベトナム子会社のみならず、日本の親会社、他国の関連会社との取引や共通の問題等、国際的なニーズにも対応したサービスを提供しています。

事務所体制

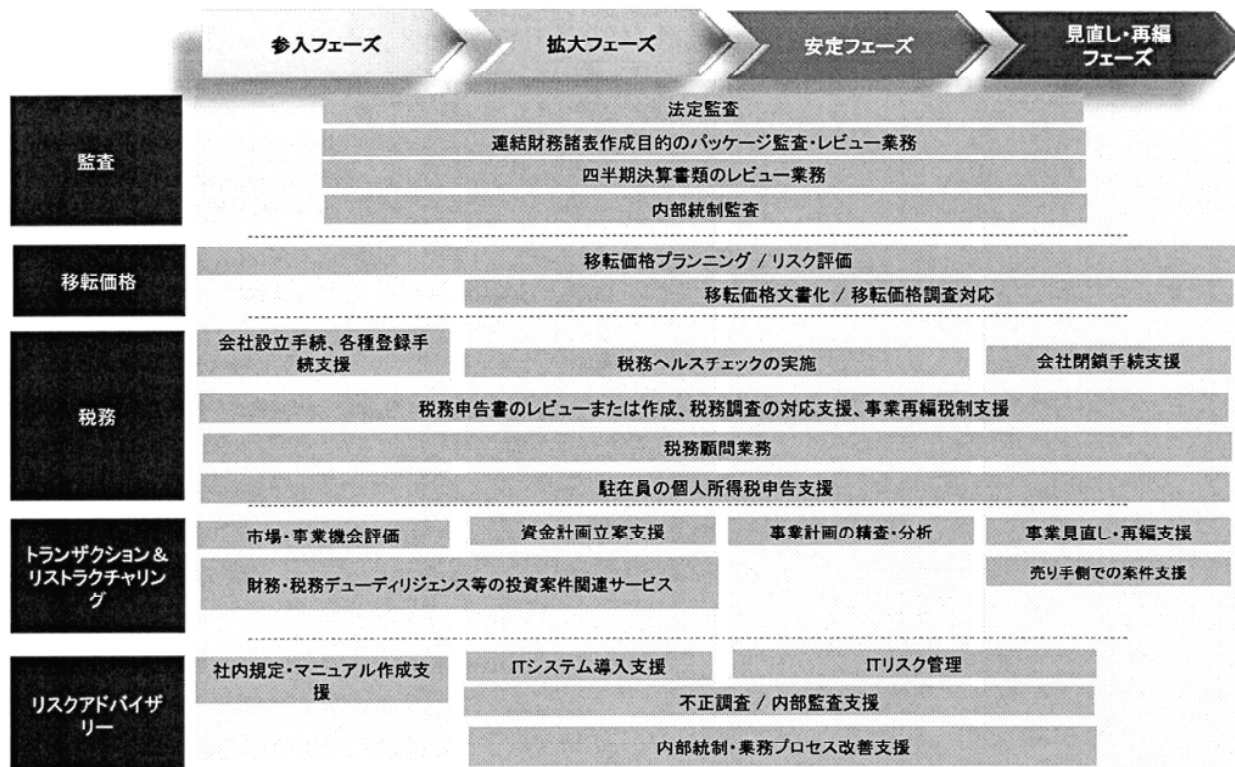
KPMG Limited Hanoi
46th Floor, Keangnam
Hanoi
Landmark Tower
72 Building, Plot E6
Pham Hung Street
Me Tri, Tu Liem ,Hanoi,
Vietnam
Tel: +84-4-3946-1600
Fax: +84-4-3946-160



KPMG Limited HCMC
Level 10, Sun Wah Tower,
115 Nguyen Hue
Boulevard,
District 1, Ho Chi Minh City,
Vietnam
Tel: +84-8-3821-9266
Fax: +84-8-3821-9267



KPMGベトナムにおける主要なサービスライン



© 2013 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

42

お問合せ先

<メコン地域統括>

藤井 康秀(ふじい やすひで)

Partner

KPMG (Mekong Region)

+84-4-3946-1600

yfujii@kpmg.co.th

<ハノイ>

谷中 靖久(たになか やすひさ)

Manager

KPMG Hanoi Office

+84-90-390-0788

yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

<ホーチミン>

渡 喬(わたari たかし)

Manager

KPMG HCMC Office

+84-8-3821-9912

takashiwatari@kpmg.com.vn

<ハノイ>

古屋 秀規(ふるや ひでき)

Assistant Manager

KPMG Hanoi Office

+84-90-474-7357

hfuruya@kpmg.com.vn

<ホーチミン>

田村 陽一(たむら よういち)

Manager

KPMG HCMC Office

+85-5-1742-3977

ytamura1@kpmg.com.kh

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、特定の状況を精査した上でプロフェッショナルが下さる適切なアドバイスに従ってください。

© 2013 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

43



cutting through complexity

Vietnam Tax Administration & Transfer Pricing

DRAFT

Private & Confidential

Hanoi, 10 April 2014

CONTENTS

Tax administration 2

Tax audit & appeal process 11

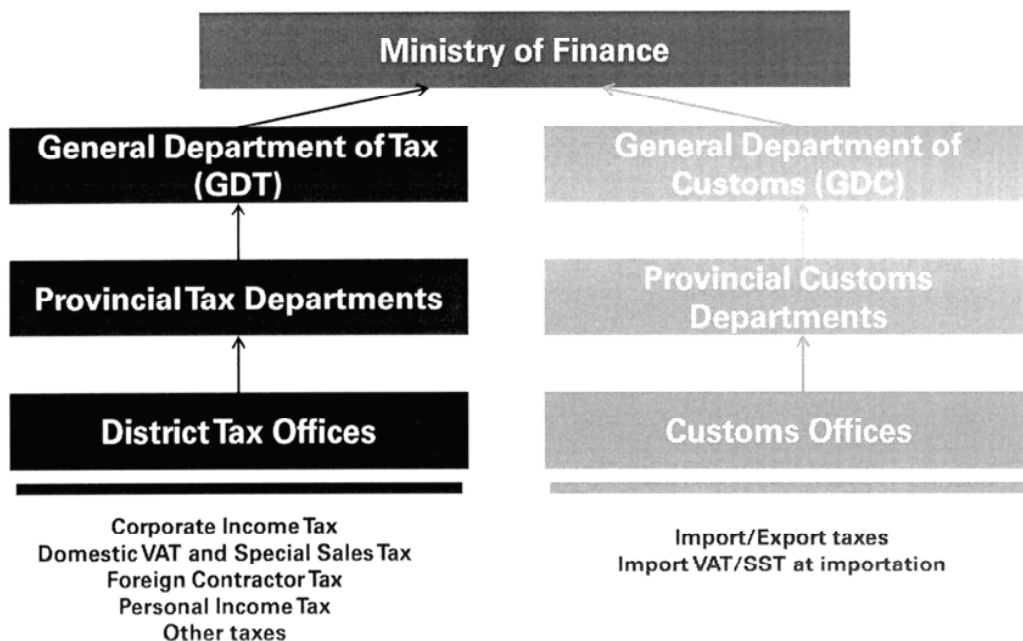
Transfer pricing 20

Introduction of KPMG 28

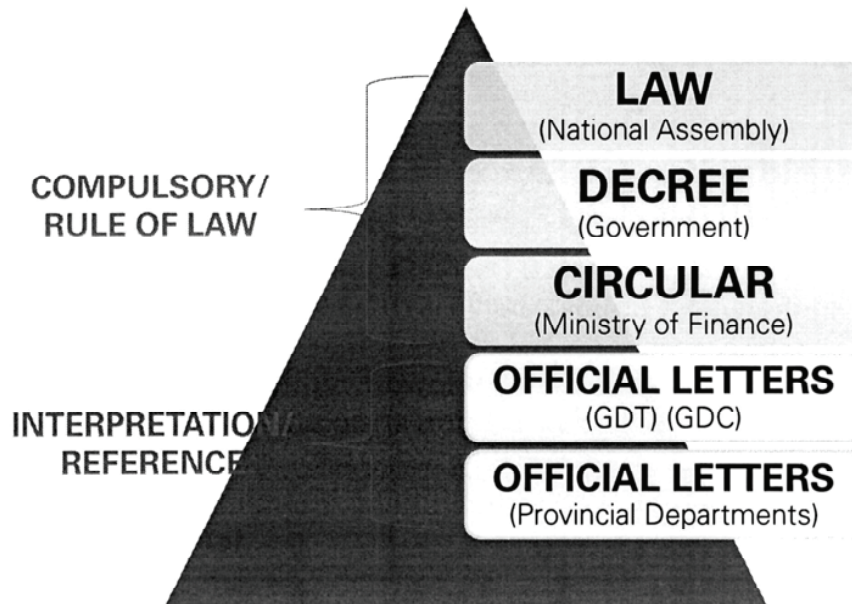
A. Tax administration

1. Hierarchy of tax authority
2. Hierarchy of tax legislation
3. Tax registration
4. Tax filing & payment
5. Other notes

1. Hierarchy of tax authority



2. Hierarchy of tax legislation



© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

4

3. Tax registration

**Legal base: Circular 80/2012/TT-BTC dated 22 May 2012
Circular 156/2013/TT-BTC dated 6 November 2013**

**General timeline: within 10 working days from obtaining the
Investment Certificate or having tax liabilities**

**Tax code: 10 digits and 13 digits (branch, representative office,
business points)**

$N_1 N_2 N_3 N_4 N_5 N_6 N_7 N_8 N_9 N_{10} | N_{11} N_{12} N_{13}$

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

5

4. Timeline for tax filing and payment

Ref.	Tax filing	Deadline
Corporate Income Tax ("CIT")	• Quarterly filing (provisional)	✓ within 30 days of next quarter
	• CIT finalisation return	✓ within 90 days of next fiscal year
	• Transfer of real-estate or capital	✓ within 10 days from having tax liabilities
Value Added Tax ("VAT")	• Monthly VAT filing	✓ within 20 days of next month
	• Quarterly VAT returns (No VAT finalisation)	✓ within 30 days of next quarter if satisfied with following conditions: <ul style="list-style-type: none"> ○ Total revenue of previous year is equal or less than VND20 billion ○ Operating for at least 12 months

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

6

4. Timeline for tax filing and payment (Cont')

Ref.	Tax filing	Deadline
Personal Income Tax ("PIT")	• Organisation:	
	○ Quarterly PIT returns (<i>in case of filing VAT per quarter or filing VAT per month with PIT liabilities lower than VND50 mil</i>)	✓ within 30 days of next quarter
	○ Monthly PIT returns (<i>in case of filing VAT per month and PIT liabilities higher than VND50mil</i>)	✓ within 20 days of next month
	• Individuals directly filling and paying tax on employment income:	
	○ Quarterly PIT returns	✓ within 30 days of next quarter
	• PIT finalisation return (applicable for organisations and individuals)	✓ within 90 days of next tax year

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

7

4. Timeline for tax filing and payment (Cont')

Ref.	Tax filing	Deadline
Foreign Contractor Tax ("FCT")	• Register separate 10-digit tax code	✓ within 10 days from the date of making first payment and applicable for all foreign contractors.
	• FCT returns	✓ Within 10 days from the date of making payment. Where there are many overseas payment in a month, monthly FCT declaration may be applied.
	• FCT finalisation return	✓ 45 days from the termination of contract with foreign parties

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

8

4. Timeline for tax filing and payment (Cont')

Ref.	Tax filing	Deadline
Import/ Export tax	• Tax declaration: <ul style="list-style-type: none"> ○ Export ○ Import 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ tax declaration should be submitted at least 8 hours before transportation vehicle leaves ✓ tax declaration should be submitted before or within 30 days from the date the goods arrive at the border gate
	• Tax payment <ul style="list-style-type: none"> ○ Export goods: ○ Import goods: 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ Tax payment should be paid before releasing goods ✓ Tax payment should be paid before customs clearance. Except for: <ul style="list-style-type: none"> ➢ <i>Import for export production</i>: within 275 days from the date of registering customs declaration with certain conditions ➢ <i>Temporary import for re-export</i>: prior to customs clearance <u>without guarantee</u> or within maximum 15 days from date of re-exporting <u>with guarantee</u> <p>Guarantee period is maximum 30 days from the date of registering customs declaration. In addition, late payment interest will be applied.</p>

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

9

5. Other notes

- **Availability of deadline extension:** yes, in case of force majeure, maximum extension is 30 days for periodical tax filing and 60 days for tax finalisation
- **Online tax filing:**
 - According to Item 10, Article 7 of the Amended Tax Administration Law (with effect from 1 July 2013):

“10. In case the tax payer doing business in a locality with information technology infrastructure shall make declaration, pay tax, and make transactions with the tax authority via electronic instruments as prescribed by the laws on electronic transactions”.
 - In practice, businesses can opt to make online filing or paper filing depending on their circumstances and infrastructure.
- **Relationship between tax accountants (tax agents) and tax payers:** Tax agents act on behalf of tax payers to file tax returns/tax exemption dossiers and liaise with the tax authorities on relevant tax issues of the tax payers in accordance with the tax agent contract. The role of tax agents is formalised under the Tax Administration Law.

B. Tax audit

1. Tax audit statistics
2. Penalties, regulatory limitations & enforcement
3. Tax litigation procedures

1. Tax audit statistics

Tax policy trends

- ❖ Aggressive tax collection nationwide on all taxes
- ❖ Extensive tax audit/inspection focusing on continuing loss-making companies
- ❖ Tax incentives granted now increasingly constrained/challenged
- ❖ Stricter implementation and interpretation of tax rules
- ❖ Rigorous enforcement measures including severe penalties and interest charges
- ❖ Decentralisation of appeal handling procedures making tax appeals more onerous for taxpayers

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

1. Tax audit statistics (Cont')

Tax audit environment

- ❖ According to Decision 2180/QD-TCT dated 27 December 2012, GDT plans to inspect 8,747 companies throughout the country in 2013. Primary focus of tax inspections are large scale companies, loss-making with signs of transfer pricing, tax incentive entitlements (see details next slide).
- ❖ Decision 1250/QD-BTC effective 21 May 2012 approving the Action Plan for Transfer Pricing Management in the 2012-2015 period: at least 20% cases of annual tax audits will be devoted to transfer pricing.
- ❖ Official Letter 14/TCT-CC dated 10/10/2013 instructed transfer pricing audits in quarter IV/2013 in respect of 42 companies in garment, textile and footwear production and processing

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

1. Tax audit statistics (Cont')

Tax audit & inspection targets

2013 targets

- 8,747 businesses nationwide to be inspected in 2013 (GDT)
- 63,239 tax audits at taxpayers' premises (including post refund audits) nationwide (by local tax authorities)
- Targeted sectors: pharmaceuticals, real estate, power, energy, post & telecommunication, mining, tourism, online trading, etc.
- Targeted FDI businesses:
 - Businesses with related party transactions & transfer pricing problems
 - Businesses making continuing losses
 - Large tax debtors
 - Tax incentive riders
 - Businesses not yet tax inspected or audited

(Source: Decision 2180/QD-TCT of GDT)

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

1. Tax audit statistics (Cont')

Tax audit & inspection targets

2014 targets

- 9,713 businesses nationwide to be inspected in 2014 (GDT)
- 64,999 tax audits at taxpayers' premises nationwide (by local tax authorities).
- Targeted businesses:
 - Businesses not yet tax inspected or audited, tax incentive riders or businesses with related party transactions & transfer pricing problems, capital transfer or significant refundable tax
 - Businesses incurring FCT liabilities; online trading
 - Businesses doing business in insurance, banks, real-estate, energy
 - Businesses having potential tax risks; Group having significant tax payment to the State Budget

(Source: Decision 88/QD-TCT of GDT)

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

1. Tax audit statistics (Cont')

Tax audit & inspection result

11 months of 2013 (MOF)

- 54,714 businesses nationwide was inspected:
 - Increased tax collection by VND11,717.3 billion, equal to 104.7% in comparison with the corresponding period of 2012;
 - Reduced creditable tax by VND825.7 billion, equal to 116.1% in comparison with the corresponding period of 2012; and
 - Reduced tax loss by VND10,430.6 billion, equal to 83.5% in comparison with the corresponding period of 2012;
- Provincial tax departments carried out the tax audit at 1,223 businesses making losses and having transfer pricing issues, results are as follows:
 - Total tax recollected & penalty is VND481.1 billion;
 - Reduce loss of VND1,697.5 billion; and
 - Reduce creditable tax of VND41.8 billion.

(Source: MOF website, 1 USD=21,036 VND)

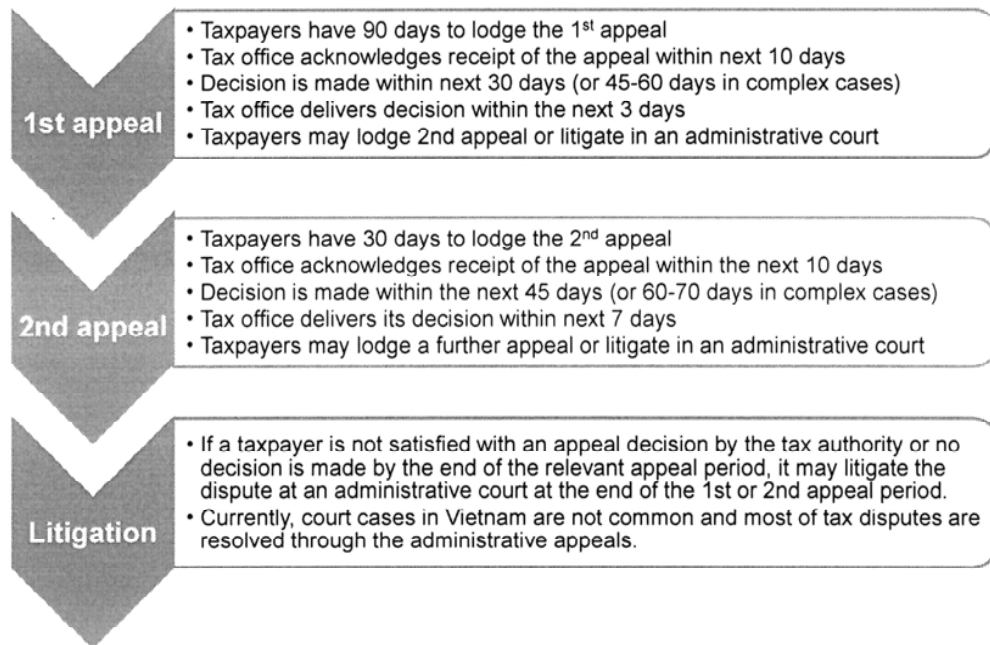
© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

2. Penalties, regulatory limitations & enforcement

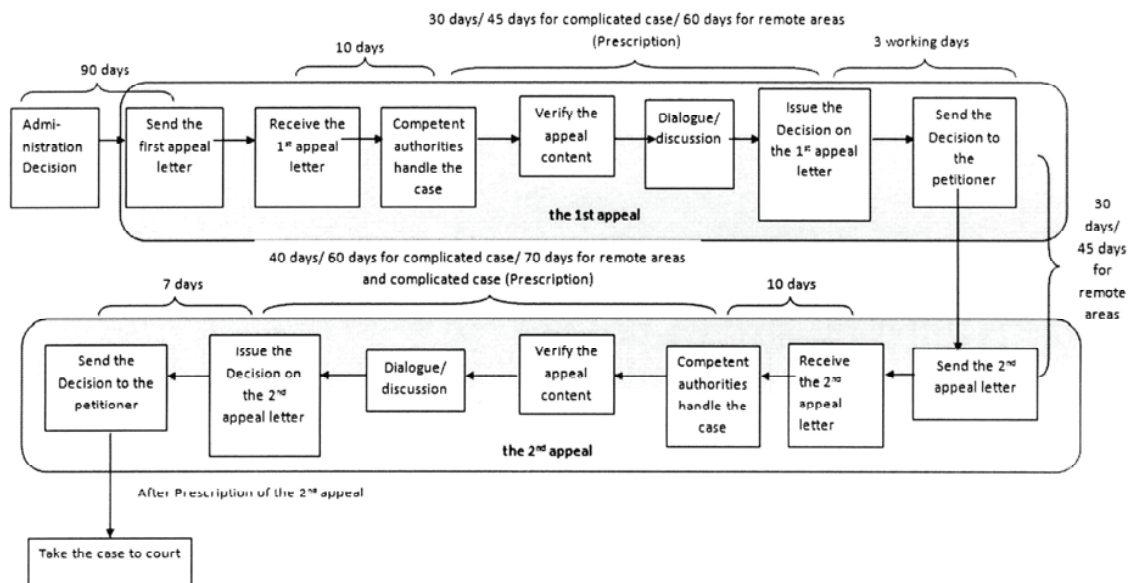
	Limitations
Penalties on late payment	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Interest rate of 0,05%/day for late payment days up to 90 days; ▪ Interest rate of 0.07%/day for late payment days from day 91
Administrative penalties	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Administrative penalties – up to VND5 million ▪ Tax penalty – 10%/20% or 100%-300% of the tax shortfall ▪ Criminal prosecution.
Regulatory limitations for penalties	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Non-compliance with tax administration - 2 years from date of violation. ▪ Under-declaration, tax evasion, tax frauds or unprosecuted tax offences - 5 years from the date of violation
Limitation for collection of tax shortfall	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 10 years from the date on which violation is detected. ▪ No regulatory limitation in case of no tax code

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

3. Tax litigation procedures General information



3. Tax litigation procedures (Cont') Procedures and time line



C. Transfer pricing

1. Transfer pricing audit statistics
2. Transfer pricing method
3. Database used
4. Location-specific advantages (LSAs) in Vietnam
5. Statutory limitation for transfer pricing audit
6. Penalties in relation to transfer pricing audit
7. Penalties if taxpayer does not meet transfer pricing documentation requirements
8. APA

1. Transfer pricing audit statistics

Transfer pricing audit statistics in 2013

Type of company	Both Foreign Direct Investment (FDI) and local companies, but more focus on FDIs
Category of business	Loss making businesses, garment/textile, footwear, steel, etc
Transactions	All types of related party transactions (tangible, intangible, services)
Number of cases	Over 230

2. Transfer pricing method

Transfer pricing audit

- Under instruction of General Department of Taxation (GDT) for Quarter IV/2013 audit program
- Net Cost Plus (NCP) profit ratio under Comparable Profit Method (CPM) used

Transfer pricing documentation

- Most appropriate transfer pricing method based on regulations

APA

- Most appropriate transfer pricing method based on regulations

3. Database used

Financial data of comparables in Vietnam can be obtained from:

➤ **Websites of official Stock Exchanges in Vietnam**

• **Ho Chi Minh Stock Exchange:**

http://www.hsx.vn/hsx_en/Default.aspx

• **Ha Noi Stock Exchange**

<http://hnx.vn/en/web/quest/home>

• **UpCoM**

<http://www.hnx.vn/en/web/quest/index/upcom>

➤ **Other stock exchanges in Vietnam: OTC market**

➤ **Comparables' official websites**

➤ **Publicly available commercial database: not available**

4. LSAs

No local regulation on treatment of location savings or LSAs

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

24

5-7. Statutory limitation and penalties

Reference	Category	Narrative
5	<ul style="list-style-type: none">Statutory limitation for transfer pricing audit	<ul style="list-style-type: none">Same as statutory regulation for tax audit under Tax Administration Law
6	<ul style="list-style-type: none">Penalties in relation to transfer pricing audit	<ul style="list-style-type: none">Arbitrary transfer pricing adjustment appliedSame as penalties in relation to tax audit under Tax Administration Law
7	<ul style="list-style-type: none">Penalties if taxpayer does not meet transfer pricing documentation requirements	<ul style="list-style-type: none">Arbitrary transfer pricing adjustment appliedSame as penalties in relation to tax audit under Tax Administration Law

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

25

8. APA

- APA regulations applicable from early February 2014
- APA is applied prospectively only
- A number of pilot APAs cases have been discussed with the Vietnamese tax authority
- No formal APA application have been made

Snapshot of Vietnamese APA regime

(Circular 201/2013/TT-BTC dated December 20 2013, effective from February 5, 2014)

- Unilateral, bilateral or multilateral
- Applicable for max 5 years and renewable for up to 5 years
- Formal APA process takes around 9 months

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

26

3. Mutual Agreement Procedures (MAP)

Circular 205/2013/TT-BTC dated December 24 2013, effective from February 6, 2014

Procedures

- A foreign tax resident may choose to (i) carry out domestic appellation in accordance with the Vietnamese regulations or (ii) appeal directly to the Vietnamese competent authority (being the MOF or any person duly authorized by the MOF, which is the GDT) or the competent authority of the contracting state of which he/she is a resident to apply MAP in accordance with the double tax treaty;
- A Vietnamese tax resident may request the Vietnamese competent authority to apply MAP

Eligible taxpayers

- Fulfill all obligations which have been informed in an official decision on tax collection before and during the appeal process, except for the circumstance where a government competent authority decides to suspend the implementation of such a decision on tax amounts or tax impositions; and
- Apply for MAP within three (3) years from the date of first notification by the tax authority in relation to the tax treatment which the taxpayers consider not to be in accordance with the relevant double taxation agreement

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

27

D. Introduction of KPMG in Vietnam and Cambodia



KPMG in Vietnam and Cambodia

- KPMG has been a leading professional services provider in Vietnam and Cambodia since 1994
- We now have nearly 1,000 professional staff in two offices in Ha Noi, Ho Chi Minh City and Phnom Penh
- KPMG has advised numerous Vietnam's top corporations and state-owned enterprises, as well as numerous multinational organisations, as they establish and expand their presence locally, regionally and globally

KPMG's Tax and Transfer Pricing Practice in Vietnam

- No. 1 Tax practice in terms of revenue and number of clients
- International Tax Review 2013 and 2014 Tier 1 leading firm for Tax Advisory and Planning, Transactional Tax and Transfer Pricing
- Multi discipline tax practice with a full time specialist Director for Government Relations
- Largest and longest established Transfer Pricing practice (International Tax Review 2013 and 2014)
- The only Big Four Firm to have provided capacity building (EU-funded project) and technical assistance to the General Department of Taxation (the competent authority) on APAs

D. Introduction about KPMG in Vietnam and Cambodia (con't)



KPMG's Tax services in Vietnam and Cambodia

- Corporate Income Tax and International Corporate Tax
- Indirect Taxes
- Personal Income Tax/International Executive Services
- Global Tax Outsourcing
- Transfer Pricing and Supply Chain Management
- Merger & Acquisitions Tax
- Trade & Customs
- Market Entry Services
- Tax Dispute & Resolution



cutting through complexity

KPMG Limited

46th Floor, Keangnam Hanoi
Landmark Tower 72 Building, Plot E6
Pham Hung Street, Me Tri, Tu Liem
Hanoi, Vietnam

[Tel]: +84 (4) 3946 1600

[Fax]: +84 (4) 3946 1601

Hoang Thuy Duong

Partner, Tax & Transfer Pricing

[Tel]: +84 (4) 3946 1600 ext 6406

[e-Mail]: dthoang@kpmg.com.vn

Nguyen Hai Ha

Senior Manager, Tax

[Tel]: +84 (8) 38219266 ext 6522

[e-Mail]: hanguyen@kpmg.com.vn

Taninaka Yasuhisa

Manager, Japanese Practice

[Tel]: +84 (8) 38219266 ext 6124

[e-Mail]: yasuhisataninaka@kpmg.com.v

その他資料

Ⅲ 4月11日関連資料

ホーチミン市、2014年4月8日

A. ホーチミン市税務局の概要

ホーチミン市は、ベトナムの経済、財政、商業、サービスの中心地で、面積 2,095 km²、人口 750 万人である。高度経済成長でホーチミン市は国民総生産の 20.02%、全国の工業生産額の 26.1%、外国投資事業の 44%を占めている。

ホーチミン市税務局は、財務省の 2010 年 1 月 14 日付の決定第 108/QĐ-BTC 号に基づいて組織され活動している。その機能としては法律の定めに従ってホーチミン市の管轄地域における国家予算の税金、手数料、その他の歳入の管理作業である。

現在、ホーチミン市は数多くの納税者を管理している。(14 万企業、25 万個人経営世帯と 130 万非農業地使用世帯と個人所得税コード 150 万個)

ホーチミン市税務局は、税務総局の直轄機関で法律の定めに従ってホーチミン市の管轄地域における国家予算の税金、手数料、その他の歳入の管理を行う。

ホーチミン市税務局の体制としては、46 の直属機関及び部門がある(21 部門、1 センター、24 税務支局)。税務局の事務所には 10 の補助部門納税者の支援・監視・監査・検査の機能を有する 12 の部門がある。24 税務支局には 240 税務チームがあり、中小企業、個人経営世帯である納税者の管理及び徴税を行う。

1. 人材リソース: 当税務局の正規従業員数は 4,455 人である。現在の職員は 4,120 人(男性 1,877 人、女性 2,243 人)である。その内、税務局部門の職員は 680 人である。税務支局の職員は 3,440 人である。

a/. 職員の資格:

- 大学院卒業: 87 人、税務局の 2.11%を占める。
- 大学卒業: 3,151 人、税務局の 76.48%を占める。
- 短期大学卒業: 178 人、税務局の 4.32%を占める。
- 専門学校卒業: 597 人、税務局の 14.49%を占める。
- その他: 107 人、税務局の 2.59%を占める。

b/. 職員の政治理論資格:

- 学士・高級レベル: 145 人、税務局の 3.51%を占める。
- 中級レベル: 1,601 人、税務局の 25.75%を占める。

c/. 国家管理:

- 大学卒業: 14 人、税務局の 0.34%を占める。
- 短期大学卒業: 118 人、税務局の 2.86%を占める。
- 主要なスペシャリスト: 231 人、総務局の 5.6%を占める。
- スペシャリスト: 3,164 人、総務局の 76.79%を占める。

d/. 外国語:

- 大学卒業: 91 人、総務局の 2.2%を占める。
- Cレベル資格: 226 人、総務局の 6.45%を占める。
- Bレベル資格: 2,214 人、総務局の 53.73%を占める。
- Aレベル資格: 1,025 人、総務局の 24.87%を占める。

e/. IT:

- 大学院卒業: 01 人、総務局の 0.02%を占める。
- 大学卒業: 129 人、総務局の 3.13%を占める。
- 短期大学卒業: 83 人、総務局の 2.01%を占める。
- 専門学校卒業: 60 人、総務局の 1.45%を占める。
- Cレベル資格: 08 人、総務局の 0.19%を占める。
- Bレベル資格: 1,386 人、総務局の 33.64%を占める。
- Aレベル資格: 2,180 人、総務局の 52.91%を占める。

g/. 職員の年齢:

- 31 歳以下: 899 人、総務局の 21.82%を占める。
- 31-40 歳: 1,163 人、総務局の 28.22%を占める。
- 41-50 歳: 1,154 人、総務局の 28.00%を占める。
- 51 歳以上: 756 人、総務局の 18.34%を占める。

h/. 職員体制:

- 肩書別: 849 人
 - + 局長: 01 人
 - + 副局長: 05 人
 - + 部長及び同等職: 21 人
 - + 副部長及び同等職: 63 人
 - + 支局長: 24 人
 - + 副支局長: 76 人
 - + チームリーダー: 307 人
 - + サブリーダー: 352 人

- 職種別:

- 税務監査作業担当職員: 145 人 (総務局の 3.51%を占める)。
- 税務検査作業担当職員: 1,430 人 (総務局の 34.70%を占める)。

- 納税者への宣伝・補助作業担当職員：216人（総務局の5.24%を占める）。

- 債権回収作業担当職員：174人（総務局の4.22%を占める）。
- 区・村の税務管理担当職員：630人（総務局の15.29%を占める）。
- 申告・会計・IT作業担当職員：399人（総務局の9.68%を占める）。

B. ホーチミン市における日本の投資状況

2013年までの件数：日本は、有効プロジェクト、許可書が発行されたプロジェクト、投資証明書が発行されたプロジェクトが555件ある。総資本金額はUS\$27億に達する。

プロジェクトを職種/経営分野で分ける:

No	経営分野	プロジェクト数	割合(%) プロジェクト数	資金(USD)	割合(%) 総資金	定款資本(USD)
1	加工・製造工業	161	29.01	1,357,918,598	49.67	474,991,957
2	給水、廃棄物・排水の管理と処理	2	0.36	4,407,611	0.16	3,507,611
3	宿泊、飲食サービス	5	0.90	2,010,000	0.07	1,093,000
4	教育訓練	7	1.26	6,823,200	0.25	2,965,000
5	専門、科学、技術活動	97	17.48	84,100,563	3.08	44,373,134
6	その他サービス	4	0.72	2,410,000	0.09	1,410,000
7	行政活動と補助サービス	11	1.98	5,657,144	0.21	4,089,629
8	不動産経営活動	12	2.16	810,031,227	29.63	253,932,681
9	財政、銀行と保険活動	2	0.36	25,062,500	0.92	10,062,500
10	鉱業	2	0.36	15,384,600	0.56	15,384,600
11	農林水産	1	0.18	300,000	0.01	300,000
12	情報通信	139	25.05	33,643,640	1.23	23,485,545
13	輸送と倉庫	20	3.60	64,794,523	2.37	22,853,638
14	建設	13	2.34	15,745,000	0.58	11,345,000
15	医療と社会支援活動	2	0.36	400,000	0.01	400,000

1988年から2013年2月27日までの日本の新規投資案件総資金額は、マレーシア、シンガポール、BVI（イギリス領ヴァージン諸島）、韓国に次いでホーチミン市が5番目となっている。

C.税務局と税理士との協力

1. 法的根拠:

2005年11月29日付企業法及び法の施行ガイダンス各種文書に基づき、

2006年11月29日付税関理法第20条及び法の施行ガイダンス各種文書に基づき、

税関法の一部の条項をガイダンスする2013年11月6日付財務省の通達第156/2013/TT-BTC号に基づき、

税務手続代行業をガイダンスする2012年7月19日付財務省の通達第117/2012/TT-BTC号に基づき、

税理士業務の権利、義務及び条件を規定する税管理法第20条に基づき、税務手続及びサービスを行う時の登録及び管理、税理士資格の試験、発行及び回収をガイダンスする2012年7月19日付通達第117/2012/TT-BTC号に基づき、

現在、税理士の発展条件を整えるべく関連機関の協力及び税務当局と税理士との協力体制に関する規定がない。

2. ホーチミン市における税務当局と税理士の協力:

ベトナム税務の近代化戦略においてベトナムの税理士システムの発展と活動能力の向上は必須で、喫緊の課題である。そのため、財務省は2020年までの税理士システム発展計画を承認する2014年3月3日に決定第420/QĐ-BTC号を公布した。税理士の発展方向は①納税者へのサポート活動の社会化を強化するための前提条件を作り、税理士の数及び提供サービスの質を向上させ、税理士の提供サービスを拡大、多様化する。②税理士を国税当局と納税者との橋渡し役とし、納税者の税法のコンプライアンス実施をサポートしてよい環境を作り、国税当局及び納税者の税法履行における時間と労力を低減し、税務管理事業の効果・効率の向上への貢献を目指して税理士システムを発展させる。

2.1. 2011年～2015年:

公認税理士の資格を持つ者が2000人以上、納税者の3%以上が税理士サービスを利用し、税理士の提供するサービスに満足する企業が80%以上に。

2.2. 2016年～2020年: 公認税理士の資格を持つ者が6000人以上、納税者の10%以上が税理士サービスを利用し、税理士の提供するサービスに満足する企業が90%以上に。

2.3. 課題とそのソリューション

これまで、ホーチミン市に登録した税理士が 63 あり、主として市内の区に集中している。(1区:13、Tan Binh 区:11、Go Vap 区:6、Tan Phu, Phu Nhuan, Go Vap 区:5)

税理士の主な活動は、納税者の代行として税務申告書類に署名し、税務登録、申告、免税・減税・税金還付及び税務決算等の税務手続を行うことである。また、税理士は領収書のテンプレート作成、領収書発行通知の案内、企業設立経営登録手続等のサービスも行う。

税理士サービスを利用することで、納税者は法律の定めに従って税務申告・納税・税金還付について心配することなく生産経営活動に集中することができる。同時に、税務当局も、税のプロフェッショナルである税務職員と税手続に詳しい税理士とが遣り取りできるため仕事の負荷が減少できる。

現在、税務義務を厳守し、正確で十分に業務を遂行し、人件費削減、税法違反の減少等、税務当局との協力や納税者を補助する役割を果たしている税理士はごく一部である。多くの税理士はまだ要求に対応できていない。その原因は次の通りである。税理士のサービスについての広報宣伝が不十分なため、顧客を集めることに難渋している。納税者に対して税理士がプロフェッショナルであることを証明できておらず、納税者から信頼、威信を取り付けられないため顧客がつかない。納税者は税理士についての理解がなく、税理士とサービス契約を結ぶことによって得られる自分の権利が分からない。

- 税理士向けの法的根拠の公布が遅い。税理士の責任及び権限について明確にされていない。

- 財務省、税務総局等の国家管理機関から税理士向けの広報・支援対策はあるが、税務当局と税理士間の協力についての規約がない。各地方は、税理士を通じて税務申告を行うことについて納税者への広報・支援に関心がない。

- 税務申告オンラインシステムの税理士と委任した納税者の税務申告書類のデジタル署名が統合できておらず、税理士とデジタル署名提供者との協力に不具合が発生し、税理士のオンライン申告の実施が困難なケースもある。

一方で、ホーチミン市税務局は管轄税理士と多種多様な形でしっかり連携している。

- 税理士資格証明書の発行、税理士スタッフの変更管理を迅速に、適時に行い、税理士が素早く活動できるための最適な条件を作る。

- 法律政策が改正・追加される際に税務局は税理士へ税政策研修を行っている。

- 税務局は税理士と協力して「税務申告決算支援週間」「納税者の意見を聞く週間」を開催し、納税者を支援する時の税理士の困難を解決し、税理士は多くの書類提出に協力する。

-税理士のオンライン税務申告を円滑に実施するために T-VAN サービス提供者と協力する。税務の申告システムにおける申告書の作成を案内し、申告・納税補助ソフトのインストールと使い方を案内し、広報パンフレットを無料で税理士に提供する。

- 税務当局との対話によって、税務当局の権限内において税理士の問題を速やかに解決する。税理士の問題及び提言をまとめて税務総局及び財務省に報告する。

-税務当局における各規定を理解するために新規税理士に対する税務政策の研修を行う。また、税務支局に対し、政策ガイダンス、税務申告、税金還付、税金延滞、税金延滞手続ガイダンスについて税理士へ最大の支援を行うよう指導する。

今後、納税者を最大限支援するために、ホーチミン市税務局は随時「税理士との対話」を行い、納税者を補助する時の税理士の困難を解決するための協力メカニズムを構築する。また、改正された税政策を適宜税理士に普及する。税理士も以下の対応が求められる。税理士のサービスの質が納税者の要求に応えられるよう常に改善していく。税理士を利用する有意性の広報について税務当局と協力する。税務のオンラインシステム、ソフトを使いこなして税務申告を行う。

3. 提言:

- 税理士の設立と活動条件、特に財務条件について詳細に規定する。税理士設立時の商業銀行への預託金の規定を追加する提案があり、それは関連当事者との財政義務が生じた場合に、その義務の履行を担保するための預金である。

- 税理士資格、資格使用の研修教育活動の管理と監視を強化する。2011年～2020年までの税務システム改革戦略の承認に関する2011年5月17日付決定第732/QĐ-TTg号に設定した目標「税理士活動ライセンス、税理士サービス活動資格の発行の社会化について研究し、税理士と村・区・郡の都市の税務コンサルティング委員会の役割と責任の向上を図る」を達成するため、これらの活動に対する具体的な指標、条件の規定を制定するようホーチミン市税務局は財務省と税務総局に提言する。

- ベトナム税理士会の機能の向上を図り、税理士システムの管理と発展に主動的な役割を果たすことが出来る協会に一步ずつ近づける。ベトナム税理士会を独立した組織として設立する。

税理士会は2008年に設立され、今まで多くの実効的な活動を行ってきた。特に、税理士モデルの発展においては税務総局の税理士資格試験開催に尽力し、新しい職業である税理士の広報にも貢献している。

- 税務当局の管理及び専門の機能を向上させるために、税務総局と地方の税務局の税理士および税理士スタッフの活動を監視、管理する専門担当部門の設立を提案する。

- 威信のある税理士を奨励する税理士の発展条件を作るために地方税務当局と関連機関との協力体制を整える。

- 法律政策の整備の他、税理士は専門知識、業務モラル、サービスの質、専門性の向上に弛まず励み、税理士の納税者に対する信頼性、威信を勝ち取らなければならない。

まとめ：税理士業が成り立ち、顧客網を広げていくために税理士活動の法的根拠を設定しなければならない。特に企業活動ライセンスの発行機関、各レベルの人民委員会、税務当局の協力体制を築き、税理士の安定した顧客を作ることが必要である。

ホーチミン市税務局

税理士の活動経験交換セミナープログラム

日時：2014年4月11日(金曜日)午後14:00-17:00

場所：第3区グエン・ティ・ミン・カイ - ホーチミン市税務総局ビル2階404会場

時間	内容	担当者
2.00 - 2.10	受付	ベトナム税理士会(VTCA)
2.10 - 2.15	代表者紹介	VTCA
2.15 - 2.35	財務省 2014年3月03日付第420号決定に基づき2020年までの税理士の発展計画及び目標;法律整備、国家管理、税理士活動能力向上の各ソリューション	Ms.グエン・ティ・クック (Nguyen Thi Cuc) ベトナム税理士会会長
2.35 - 3.00	管轄税理士に対するホーチミン税務局の協力及び支援	Ms. チン・ティ・トゥ・トゥイ (Trinh Thi Thu Thuy) ホーチミン税務局納税者支援・広報課長
3.00 - 3.10	税務機関・納税者と税理士との活動及び関係。税理士政策に関する提言。	Ms.ズオン・ティ・ゴック・ラン (Duong Thi Ngoc Lan) チュオン・ザー (Truong Gia) 税理士事務所社長
3.10- 3.25	休憩	
3.25 - 4.00	東京における税理士の経験、知識、方法及び具体的な活動形態	東京税理士会 神津信一会長
4.00- 5.00	ディスカッション	Ms.グエン・ティ・クック (Nguyen Thi Cuc) Ms.チン・ティ・トゥ・トゥイ (Trinh Thi Thu Thuy) Mr.神津信一 Mr.中川吉之 及び代表者
5.00	閉会	Ms.グエン・ティ・クック (Nguyen Thi Cuc)

主催委員会

案

報告書

税理士セミナーのための税務手続きサービスの営業活動状況
の概要及び東京税理士会訪問・調査報告について

Truong Gia 税理士・税務相談サービス有限会社

所在地：ホーチミン市、ビンタイン区 12 地区、ノー・チャン・ロン通り
170N 番

納税番号：0305602552

電話：08 3516 3333 - 08 3516 3913 Fax：08 3516 1317

経営許可証：ホーチミン市計画投資局により 2008 年 3 月 11 日に新規登録
2012 年 9 月 13 日に変更登録の証明書が発行された。

当社は、今までの税理士活動について以下の通り報告する。

I- 会社組織

Truong Gia 税理士・税務相談サービス有限会社は 2008 年に創立され、4 名
のメンバーで発足し、30 億ドン（約 1,500 万円）の資本金で営業許可証の登録を
行った。

2013 年 7 月初旬にカインホア省ニャチャン市において Truong Gia 税理士事
務所の支店を設立した。

現在 30 名の社員がおり、具体的な活動は次のとおり：

・国税総局により発行された「税務手続きサービス提供資格認定書」を持
つ税務分野出身者 4 名（定年退職者）

・管理職員：専門分野の大学を卒業して、「税務手続きサービス提供資格
認定書」を持つ者が 2 名

・スタッフ：会計専攻の大学を卒業した者が 18 名、会計専攻の短期大学を
卒業した者が 6 名

II- 企業向けの税理士活動

現在、Truong Gia 税理士事務所は 217 の企業と契約しており、詳細は次の
通り。

ホーチミン市：	178 企業
カインホア省の支店：	35 企業
ホーチミン市周辺の省・市：	11 企業

2013年の総売上：	2,816,054,733 ドン	(約 1,400 万円)
そのうち税理士の売上：	1,824,089,914 ドン	(約 910 万円)
会社利益：	492,700,803 ドン	(約 250 万円)
営業利益率：	22.08%	
国家歳入へ納付した税金：		
・付加価値税：	160,996,079 ドン	(約 80 万円)
・法人税：	98,540,160 ドン	(約 50 万円)
2014年の売上見込み：	3,500,000,000 ドン	(約 1,750 万円)

III- 国税当局及び納税者との関係

当社の業務は国税当局と納税者との掛け橋であり、税務に関する法律政策全般を扱っており、綿密な研究を行い、全社員及び取引先に遅滞なく展開し、約束通りに実施している。

各レベルの国税当局に対して、常に税務政策に関する疑問点等を述べ、企業の全体的な問題や困難等について提言・提案し、解決を求めている。

取引先（企業）に対しては、常に企業の活動に関連する新たな政策・施策について通知及び案内し、また領収書の作成、商品の返品処理などについてケースバイケースで相談に応じる。また労働者の社会保険及び医療保険の加入手続きのサポート、税務に関する義務の遂行のサポートを行う。

IV- 税理士政策に関する提言

税理士事務所は、企業が税法をはじめとする法律の規定を順守するよう案内、サポートする組織であるため、税務当局及び関係機関は、税理士事務所を養成・整備し、支援するための法令の整備を行うべきである。

国は、活動条件を満たさずに会計・税理士業務を行っている個人及び組織に対し、社会的な管理対策を強化すべきである。

税務申告書類による企業の管理対策も強化すべきである。税務申告書の片側には企業の法律上の代表者の、そしてもう一方の側には税理士の署名欄がある（これは、税理士が税務申告書の記載内容について責任を負うことを意味する）。法的な資格を持たずに会計業務を行っている個人及び組織（法人）は署名できないが、国税当局はそれを認めている（認めて申告書を受領する）。この問題については、国税当局は「川を渡すための掛け橋」の役割を果たす者を軽視したと考えられる。

以上は Truong Gia 税理士事務所のこの 6 年間の実績及び税理士会に対して提出させていただく当社の意見及び提言である。ご検討の上、解決策とその実施計画を速やかに展開され、全国の税理士が法律の下で活動し、発展できるようになることを期待している。国家と共に、税理士サービスを提供する会社により良

い環境を創出し、ベトナム経済をこの地域の先進国と同様のレベルにまで発展させていくための企業の管理プロセスに貢献していくことを望んでいる。

今回の会議のご成功をお祈り申し上げます。

各代表者、各省庁の幹部の方々のご健康並びにご同席の皆様のご発展をお祈り申し上げます。

敬具

経営グループ代表

Duong Thi Ngoc Lan

視察を終えて



東京税理士会 国際部副部長 江 守 浩 一

ベトナム税制等視察の一員としてハノイ市の税務総局並びにホーチミン市の税務当局及びベトナムの会計事務所等を訪問し、いろいろな情報交換ができ、生きた情報を得たことに今回の意義があった。視察とは「現地を見て、感じて、話して、考える」ことだと思う。ある著名な税理士の先輩は「その国の税制を知るためには、その国に行き、家を見なさい、道を見なさい、人を見なさい、それこそがその国が作り上げた税制の原点だから」と語っていたことを思い出す。その意味で本来感じることをできないすばらしい体験ができた。これこそ「百聞は一見にしかず」である。

この国を訪れて驚いたことは、巨大なビルの建設ラッシュで、特に首都のハノイ市よりもホーチミン市の発展は目を見張るものがある。おとなしいハノイ市と活発なホーチミン市との印象を受けた。だが、海外からの投資を積極的に受け入れ急激な経済発展をしているこの国は政府の努力にもかかわらず高いインフレが止まらない。WHO加盟に伴う経済市場の自由化は始まったばかりでありいろいろな問題を抱えているが、大きなマーケットを国内に持っている魅力的な国でもある。

今回の税務総局等の視察訪問は日本で例えるなら国税局クラスの方々との交流であったが、その方々から沢山の資料を用意していただき、その協議会においてベトナムの現状、将来の目標など熱のこもったプレゼンをしていただき知識を深めることができた。

ベトナム税理士会も生まれてから日が浅いため制度の不備や人材の不足についてやむを得ない部分もあるが、彼らの「私たちには時間がない」と言ってそのビジョンを少し高いところに置いている印象を受けたが、彼らの熱い情熱があればいずれかは達成するであろう。日本の税理士会も諸先輩方の長年の苦労があって今日に至っているのだから、無駄を省くことは大切なことであるが、失敗も成功の糧なので結果を恐れず突き進んでほしい。

経済は自由主義であるが基本は社会主義のベトナムであるため役人の力は比較的強いが、私の印象としてはこれから民間と協力関係を進めて経済や文化の発展をしていくことであろう。その過程でしばらくの間、ベトナム税理士会はいろいろな困難にぶつかると思われるが、税理士会の発展は国民の為でもあり、これからベトナムの税理士は日本の税理士のように益々国民の生活に直接関わりを持ってくる。ベトナムの文化や思想は日本のそれらと異なるが「何が良く、何が悪い」と言えない。私は「違う文化は楽しむもの、違う思想は考えを広げるもの」と考えている。

最後にこの視察旅行の成功はベトナムの関係者、東京税理士会事務局の方々の協力があったからこそ成し遂げられた。心から感謝申し上げるとともに、両国の友好的交流が永遠に続くことを祈って結びとさせていただきます。

おわりに



東京税理士会 国際部副部長 鳥居 勇

今回のベトナム税制等視察旅行は、3泊5日の日程でハノイおよびホーチミンの2都市を巡り、ベトナム税務総局、ホーチミン税務局、ベトナム税理士会のほか、KPMGハノイ事務所、チュオン・ザー税理士事務所を訪れるという強行軍であった。しかし、各訪問先で温かい歓迎を受け、また活発な意見交換が出来たことで、全体と通じて心地よく、また大変充実した視察旅行となった。

2都市で開催した協議会では、ベトナム税務総局、ホーチミン市税務局およびベトナム税理士会から多数の発言や質問が飛び交い、税理士制度発展に向けた強い意欲と熱意が感じられた。経済発展のために税理士制度を健全に機能させたいという思いは一つのようなのだ。

しかし、税理士制度発展に向けての問題は山積している。税理士の職域を広げて税務相談や記帳代行、記帳指導の権限を与えること、税理士業務を侵食している会計士に税理士登録させること、税理士会への登録を強制して税理士会の機能を高めること等の取り組みが急がれる。

また、ベトナムではまだ国民の間に納税意識を含めたコンプライアンスの概念が根付いておらず、税理士サービスを利用しようとする発想が殆どない。いかに「制度」を整えても、「人」が変わらなければ税理士制度は発展しない。一般市民や政府職員の発想の転換が最も重要であろうと思われる。今後の取り組みと展開に大いに期待したい。

最後に、旅の全行程に同行して下さったベトナム税理士会会長、グエン・ティ・クック氏をはじめ、各訪問先で素晴らしい歓迎をして下さった皆様、そして各訪問の下準備等にご尽力下さった皆様に心より御礼申し上げるとともに、今後の両国の友好と、ベトナム税理士制度の更なる発展を祈念して、この報告書の締め言葉とさせていただきます。

2014年
ベトナム税制等視察報告書
税制・税務行政
税務専門家制度

2014年 11月発行

編 集
東京税理士会 ベトナム税制等視察団

発 行
東京税理士会 国際部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
TEL 03 (3356) 4461 (代表)
FAX 03 (3356) 4469

2014年 ベトナム税制等視察報告書

税制・税務行政

税務専門家制度